

平成28年度
包括外部監査の結果報告書

前橋市包括外部監査人
柄澤 徹

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1 包括外部監査の概要 | 1 |
| 1. 監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 3. 事件を選定した理由 | 1 |
| 4. 監査の視点 | 2 |
| 5. 主な監査手続..... | 3 |
| 6. 監査の実施期間..... | 3 |
| 7. 包括外部監査人及び補助者..... | 3 |
| 8. 利害関係 | 3 |
| 9. その他..... | 4 |
| 第2 監査対象の概要..... | 5 |
| 1. 一般会計歳入額の概要 | 5 |
| (1) 一般会計歳入額の推移..... | 5 |
| (2) 市税の税目別調定額の推移..... | 6 |
| (3) 各市税の推移..... | 7 |
| (4) 収納状況の推移..... | 11 |
| 2. 市税の概要 | 12 |
| (1) 市税の種類..... | 12 |
| (2) 組織及び事務分掌 | 13 |
| (3) 市税賦課徴収事務電算処理の状況..... | 15 |
| (4) マイナンバー制度 | 18 |
| 3. 学校給食の概要..... | 22 |
| (1) 学校給食の性質 | 22 |
| (2) 本市の学校給食費 | 22 |
| 第3 監査結果及び意見..... | 24 |
| 【監査結果及び意見の件数一覧】 | 24 |
| 【全体的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見】 | 24 |
| ①報告管理体制について（意見） | 24 |
| ②収納課業務におけるPDCAについて（意見） | 25 |
| ③口座振替利用促進の取組について（意見） | 26 |
| ④システム入力に関するモニタリングについて（意見） | 27 |
| ⑤個人情報へのアクセスに関するモニタリングについて（意見） | 29 |

| | |
|---|----|
| ⑥個人情報の保存について（監査結果） | 29 |
| ⑦業務委託書の秘密保持条項設定について（意見） | 30 |
| 【各論】 | 31 |
| 1. 個人市民税 | 31 |
| (1) 意義・納税義務者 | 31 |
| (2) 税額算定..... | 31 |
| (3) 申告及び納税の方法 | 32 |
| (4) 非課税制度・減免制度..... | 33 |
| (5) 事務手続の概要 | 34 |
| (6) 調定額の推移..... | 35 |
| (7) 監査結果及び意見 | 35 |
| ①賦課決定誤りについて（監査結果） | 35 |
| ②未申告者の調査結果確認について（意見） | 37 |
| ③納税通知書の返戻結果の集計について（意見） | 38 |
| ④市税法令等関係書綴の目次更新について（監査結果） | 38 |
| ⑤扶養控除にかかる照会について（監査結果） | 39 |
| ⑥新規設立法人に対する給与支払報告書の提出確認について（意見） | 39 |
| ⑦給与支払報告書の未提出の事業者に係る調査結果報告について（意見） | 41 |
| ⑧特別徴収率の向上について（意見） | 42 |
| 2. 法人市民税 | 44 |
| (1) 意義・納税義務者 | 44 |
| (2) 税額算定..... | 44 |
| (3) 申告及び納税の方法 | 45 |
| (4) 非課税制度・減免制度..... | 46 |
| (5) 事務手続の概要 | 47 |
| (6) 調定額の推移..... | 50 |
| (7) 監査結果及び意見 | 50 |
| ①法人番号公表サイトの活用方法について（意見） | 50 |
| ②調査継続法人について（意見） | 51 |
| 3. 固定資産税及び都市計画税..... | 52 |
| 【1】固定資産税（土地） | 52 |
| (1) 意義・納税義務者 | 52 |
| (2) 税額算定..... | 52 |
| (3) 納付方法..... | 53 |
| (4) 非課税制度・減免制度..... | 54 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (5) 縦覧制度と閲覧制度 | 55 |
| (6) 事務手続の概要 | 57 |
| 【2】固定資産税（家屋） | 58 |
| (1) 税額算定..... | 58 |
| (2) 事務手続の概要 | 59 |
| 【3】固定資産税（償却資産） | 60 |
| (1) 意義・納税義務者 | 60 |
| (2) 税額算定..... | 61 |
| (3) 課税標準額の特例制度..... | 62 |
| (4) 実地調査..... | 62 |
| (5) 事務手続の概要 | 63 |
| 【4】都市計画税..... | 64 |
| (1) 意義・納税義務者 | 64 |
| (2) 税額算定..... | 64 |
| (3) 事務手続の概要 | 64 |
| 【5】調定額の推移..... | 65 |
| 【6】監査結果及び意見 | 65 |
| ①減免申請書の永年扱いについて（監査結果） | 65 |
| ②減免調査票様式の表記変更について（意見） | 67 |
| ③減免理由の法的根拠の統一について（意見） | 67 |
| ④全筆調査資料の管理について（意見） | 68 |
| ⑤全筆調査報告書の作成について（意見） | 68 |
| ⑥償却資産未申告事業者への督促状発送の報告について（意見） | 69 |
| ⑦償却資産未申告事業者の分析について（意見） | 70 |
| 4. 事業所税 | 72 |
| (1) 意義 | 72 |
| (2) 納税義務者..... | 72 |
| (3) 税額算定..... | 74 |
| (4) 非課税、課税標準の特例、免税点、減免 | 75 |
| (5) 申告期限..... | 77 |
| (6) 事務手続の概要 | 77 |
| (7) 調定額の推移 | 78 |
| (8) 監査結果及び意見 | 79 |
| ①現地調査での確認事項の拡充について（意見） | 79 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 5. 市たばこ税 | 80 |
| (1) 意義・納税義務者 | 80 |
| (2) 税額算定..... | 80 |
| (3) 納付方法と納付時期 | 80 |
| (4) 事務手続の概要 | 80 |
| (5) 調定額の推移..... | 80 |
| (6) 監査結果及び意見 | 81 |
| ①「市たばこ税集計表」への前年度実績の記載について（意見） | 81 |
| 6. 軽自動車税 | 82 |
| (1) 意義・納税義務者 | 82 |
| (2) 税額算定..... | 82 |
| (3) 納付方法と納付時期 | 84 |
| (4) 非課税制度・減免制度..... | 84 |
| (5) 事務手続の概要 | 85 |
| (6) 調定額の推移..... | 87 |
| (7) 監査結果及び意見 | 88 |
| ①申告書の照合について（意見） | 88 |
| ②検討課題の早期把握について（意見） | 88 |
| ③口座振替の促進について（意見） | 89 |
| 7. 入湯税..... | 91 |
| (1) 意義・納税義務者 | 91 |
| (2) 税額算定..... | 91 |
| (3) 納入方法と納入時期 | 91 |
| (4) 課税免除..... | 91 |
| (5) 事務手続の概要 | 91 |
| (6) 調定額の推移..... | 92 |
| (7) 監査結果及び意見 | 92 |
| ①質問検査権の行使について（意見） | 92 |
| 8. 収納・滞納整理事務..... | 94 |
| (1) 収納・滞納整理事務の概要..... | 94 |
| (2) 事務手続の概要 | 96 |
| (3) 監査結果及び意見 | 104 |
| ①公売事務における見積価額の設定について（意見） | 104 |
| ②インターネット公売の利用について（意見） | 105 |
| ③事務分掌の見直しについて（意見） | 106 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| ④市職員の滞納管理について（意見） | 106 |
| ⑤滞納処分の執行停止決裁文書の記載について（意見） | 107 |
| ⑥相続未確定の場合の課税について（意見） | 108 |
| ⑦収納管理業務の業務マニュアルの整備について（意見） | 108 |
| ⑧還付処理について（意見） | 109 |
| 9. 学校給食費の徴収事務・債権管理 | 110 |
| (1) 本市における学校給食の概要 | 110 |
| (2) 学校給食費の改定 | 111 |
| (3) 免除制度（就学援助制度） | 111 |
| (4) 平成 27 年度の歳入状況 | 112 |
| (5) 収納状況の推移 | 112 |
| (6) 長期未納者の状況 | 113 |
| (7) 事務手続の概要 | 114 |
| (8) 監査の主眼と実施した監査手続の概要 | 116 |
| (9) 監査の結果及び意見 | 117 |
| ①請求時における実食明細の保護者への提示について（意見） | 117 |
| ②各学校における実食数入力の検証について（監査結果） | 118 |
| ③教職員に係る実食明細の作成義務化について（意見） | 119 |
| ④食数実績数値の定期的な検証について（意見） | 120 |
| ⑤学校給食費徴収マニュアルの整備について（監査結果） | 120 |
| ⑥滞納整理活動のモニタリングについて（意見） | 121 |
| ⑦行政情報の編さんルール遵守の徹底について（監査結果） | 122 |

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

市税に関する事務の執行及び学校給食費の徴収事務・債権管理について

（2）監査の対象期間

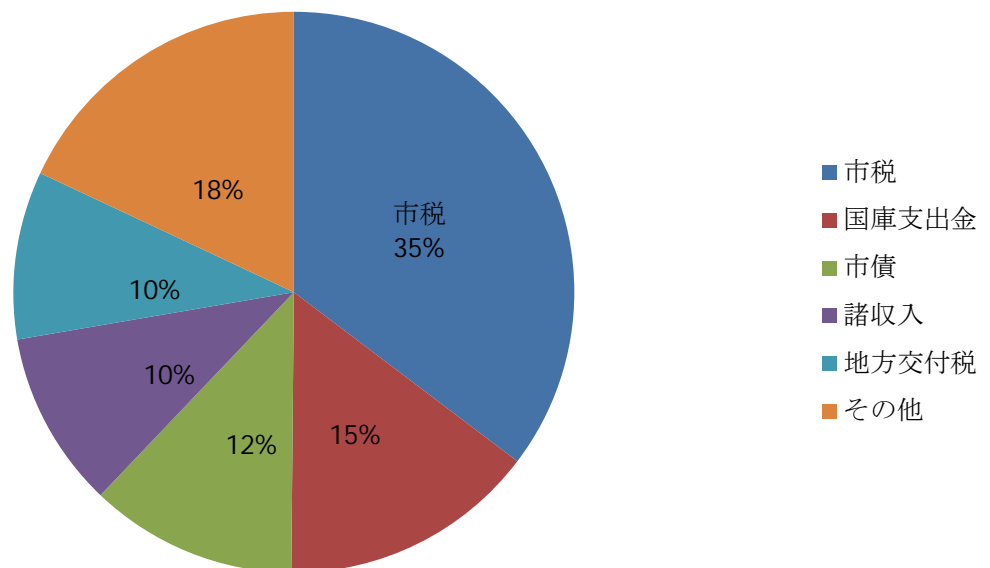
原則として平成27年度（必要に応じて過年度及び平成28年度を含む。）

3. 事件を選定した理由

一般会計の歳入のうち、市税は、国や県から交付される歳入項目等とは異なり、直接市民等（市民、市内に所在する法人等）に賦課納付を求めるものである。納付する側の市民等からは、賦課の適正性や公平性が強く求められる。

一方、市にとっては、これらは主要な歳入項目となっている。

平成28年度の市の一般会計の歳入予算147,645百万円の主な構成比は以下のとおりである。



市税の歳入予算は52,166百万円となっており、歳入総額の35%を占めている。歳入確保の観点から、市税の事務に関する合规性、効率性及び網羅性は重要である。

また、平成26年度の一般会計の歳入決算を見ると、市税の収入未済額は1,084百万円、不納欠損額が177百万円となっている。

徴収に際し、収入未済とならないような工夫がなされているか、また、収入未済となって

しまった場合には、その収入未済額が適切に管理され、不納欠損とならないよう努力がなされているか、という点を確認しておくことも大切である。

こうした観点から、市民及び市政にとって有意義であると判断し、平成28年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

また、学校給食費は、平成23年度の包括外部監査「市立学校及び前橋工科大学に係る財務事務の執行及び管理運営について」の中で監査対象として取り上げられているが、平成25年度より私会計（財団法人前橋市学校給食会）から公会計に移行し、諸収入として予算・決算に計上している。移行後の学校給食費の収入未済額は下記のとおり増加傾向にあり、平成23年度とは状況が異なっていることから今後の行政運営の改善のために必要な追加検証を行うことは有意義であると考え、学校給食費の徴収事務・債権管理もテーマとして選定した。

単位：千円

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 未納額(A) | 5,180 | 5,645 | 18,924 | 25,982 |
| 収入済額(B) | 1,406,069 | 1,424,405 | 1,321,951 | 1,341,177 |
| A/B | 0.3% | 0.3% | 1.4% | 1.9% |

4. 監査の視点

(1) 法律・条例・規則に準拠しているか

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、効率性・有効性・経済性を論ずる前提でもある。

(2) 事務に不効率が生じていないか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

(3) 事業は目的に対して有効であるか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

5. 主な監査手続

収納課、市民税課、資産税課が所管している市税に関する業務及び教育委員会事務局総務課学校給食係が所管している学校給食費の徴収事務・債権管理に関する業務について、業務内容別に監査担当者を分担し、監査を実施した。

実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- (1) 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- (2) 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を実施した。
- (3) 税務業務執務室については、現場視察を行った。

6. 監査の実施期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 24 日まで

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柄澤 徹

(2) 補助者

公認会計士 桂川 修一

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 山崎 賢治

公認会計士 櫻井 友也

公認会計士 下山 進

公認会計士 諸田 豊

公認会計士 正田 章倫

公認会計士 久保田新一

8. 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9. その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては市全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 監査結果及び意見の冒頭の□で囲まれた中の記載は、当該監査結果や意見等を要約して記載したものである。

第2 監査対象の概要

1. 一般会計歳入額の概要

(1) 一般会計歳入額の推移

本市の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 一般会計歳入合計 | 143,163 | 145,529 | 145,787 |
| 市税 | 53,693 | 53,864 | 53,218 |
| 地方譲与税 | 1,243 | 1,188 | 1,245 |
| 利子割交付金 | 120 | 76 | 79 |
| 配当割交付金 | 179 | 318 | 249 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 284 | 185 | 252 |
| 地方消費税交付金 | 3,370 | 4,058 | 6,683 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 23 | 21 | 20 |
| 自動車取得税交付金 | 379 | 164 | 266 |
| 地方特例交付金 | 205 | 204 | 205 |
| 地方交付税 | 17,005 | 16,438 | 15,820 |
| 交通安全対策特別交付金 | 100 | 89 | 97 |
| 分担金及び負担金 | 1,493 | 1,498 | 122 |
| 使用料及び手数料 | 3,371 | 3,402 | 4,333 |
| 国庫支出金 | 18,380 | 19,480 | 19,512 |
| 県支出金 | 6,401 | 8,523 | 11,816 |
| 財産収入 | 948 | 524 | 652 |
| 寄附金 | 205 | 39 | 100 |
| 繰入金 | 1,485 | 5,434 | 871 |
| 繰越金 | 1,306 | 2,258 | 3,158 |
| 諸収入 | 14,392 | 13,265 | 13,574 |
| 市債 | 18,570 | 14,490 | 13,506 |
| 市税割合 | 37% | 37% | 36% |

注：金額は調定額で記載している。調定額とは、市において歳入に係る調査を実施して、年度、納入金額、納入義務者、納期限などを調査・決定した額のことである。

(2) 市税の税目別調定額の推移

本市の市税調定額の税目別推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年 5 月 31 日現在

単位：百万円

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 市民税（個人） | 18,171 | 18,407 | 18,513 |
| 市民税（法人） | 6,042 | 5,837 | 5,561 |
| 固定資産税 | 21,452 | 21,766 | 21,531 |
| 軽自動車税 | 631 | 652 | 669 |
| 市たばこ税 | 2,496 | 2,423 | 2,377 |
| 特別土地保有税 | — | — | — |
| 入湯税 | 50 | 49 | 48 |
| 事業所税 | 1,347 | 1,363 | 1,385 |
| 都市計画税 | 2,044 | 2,057 | 2,060 |
| 現年分 小計 | 52,235 | 52,558 | 52,149 |
| 市民税（個人） | 495 | 472 | 384 |
| 市民税（法人） | 37 | 27 | 23 |
| 固定資産税 | 844 | 739 | 606 |
| 軽自動車税 | 23 | 21 | 19 |
| 市たばこ税 | — | — | — |
| 特別土地保有税 | — | — | — |
| 入湯税 | — | — | 1 |
| 事業所税 | 1 | 1 | 2 |
| 都市計画税 | 55 | 43 | 32 |
| 滞納繰越分小計 | 1,458 | 1,306 | 1,069 |
| 市税合計 | 53,693 | 53,864 | 53,218 |

注：固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含めている。

法人市民税が、税制改正の影響もあり毎年減少傾向にあるものの、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）」が公布され、地方公共団体が行う緊急防災、減災施策に要する費用の財源を確保するため、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間の間、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源として個人市民税の均等割に一人当たり 500 円が加算されていることもあり、市税収入総額に大きな変化は見受

けられない。

(3) 各市税の推移

【個人市民税】

各年度 6月30日現在

単位：人、千円

| 区分 | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 |
| 給与所得者 | 121,420 | 14,909,936 | 121,179 | 14,849,144 | 122,474 | 15,223,941 |
| 営業等所得者 | 7,094 | 868,954 | 7,070 | 871,716 | 7,257 | 951,117 |
| 農業所得者 | 872 | 67,624 | 911 | 69,756 | 741 | 46,420 |
| その他の所得者 | 27,515 | 1,578,101 | 27,494 | 1,472,137 | 26,833 | 1,422,288 |
| (分離) 譲渡 所得者及び先 物取引に係る 雑所得者等 | 1,010 | 418,816 | 1,752 | 905,883 | 1,510 | 651,468 |
| 合計 | 157,911 | 17,843,431 | 158,406 | 18,168,636 | 158,815 | 18,295,234 |

【法人市民税】

各年度 3月31日現在

単位：社、千円

| 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 法人数 | 調定額 | 法人数 | 調定額 | 法人数 | 調定額 |
| 9,824 | 6,042,817 | 9,836 | 5,837,764 | 9,919 | 5,561,866 |

【固定資産税】

各年度 4月1日現在

単位：人、千円

| 区分 | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|------|----------------------|------------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 |
| 土地 | 98,643 | 8,689,849 | 99,513 | 8,569,034 | 100,156 | 8,435,988 |
| 家屋 | 105,189 | 9,438,625 | 106,101 | 9,702,019 | 106,915 | 9,454,943 |
| 償却資産 | 3,574 | 3,144,588 | 3,696 | 3,304,299 | 3,961 | 3,447,629 |
| 計 | 207,406 (139,070) | 21,273,062 | 209,310 (140,039) | 21,575,352 | 211,032 (140,518) | 21,338,560 |

注：（ ）内は実数

上記のうち、償却資産の内訳は以下のとおりである。

各年度 4月15日現在

単位：人、千円

| 課税標準額の区分 | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|-------------------------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | 納税義 務者数 | 税額 | 納税義 務者数 | 税額 | 納税義 務者数 | 税額 |
| 150万円未満のもの | 5,201 | 0 | 5,307 | 0 | 5,351 | 0 |
| 150万円以上 160万円未満のもの | 107 | 2,322 | 106 | 2,293 | 93 | 2,009 |
| 160万円以上 170万円未満のもの | 96 | 2,216 | 100 | 2,307 | 101 | 2,328 |
| 170万円以上 180万円未満のもの | 85 | 2,081 | 84 | 2,058 | 91 | 2,229 |
| 180万円以上 190万円未満のもの | 103 | 2,668 | 92 | 2,383 | 76 | 1,966 |
| 190万円以上 200万円未満のもの | 89 | 2,430 | 67 | 1,828 | 82 | 2,238 |
| 200万円以上 300万円未満のもの | 557 | 18,961 | 571 | 19,803 | 609 | 20,902 |
| 300万円以上 3,000万円未満のもの | 2,002 | 256,744 | 2,099 | 270,999 | 2,278 | 295,443 |

| | | | | | | |
|-------------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 3,000万円以上1億円未満のもの | 320 | 239,801 | 349 | 262,243 | 383 | 285,725 |
| 1億円以上のもの | 215 | 2,653,510 | 228 | 2,749,453 | 248 | 2,818,183 |
| 計 | 8,775 | 3,180,733 | 9,003 | 3,313,367 | 9,312 | 3,431,023 |

注：大臣配分・知事配分額反映後

【軽自動車税】

各年度 4月1日現在

単位：台、千円

| 区分 | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 課税台数 | 調定額 | 課税台数 | 調定額 | 課税台数 | 調定額 |
| 原動機付自転車 | 15,694 | 17,767 | 15,271 | 17,463 | 14,592 | 16,810 |
| 二輪及び三輪、 四輪の軽自動車 (被けん引車、 雪上車含む) | 96,366 | 584,622 | 99,364 | 606,512 | 101,837 | 625,972 |
| 小型特殊自動車 | 8,333 | 16,885 | 8,295 | 16,716 | 8,294 | 16,737 |
| 二輪の小型自動車 | 4,966 | 19,864 | 5,034 | 20,136 | 5,080 | 20,320 |
| 合計 | 125,359 | 639,139 | 127,964 | 660,828 | 129,803 | 679,839 |

注：調定額は減免前の金額で記載している。なお、減免調定額は平成25年度6,677千円、平成26年度7,247千円、平成27年度7,809千円であった。

【市たばこ税】

各年度 3月31日現在

単位：千本、千円

| 区分 | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 本数 | 調定額 | 本数 | 調定額 | 本数 | 調定額 |
| 旧3級品以外 | 470,489 | 2,450,057 | 451,419 | 2,375,369 | 442,749 | 2,329,748 |
| 旧3級品 | 18,666 | 46,120 | 19,137 | 47,749 | 19,170 | 47,829 |
| 計 | 489,156 | 2,496,177 | 470,557 | 2,423,118 | 461,919 | 2,377,577 |

【入湯税】

各年度 3月31日現在

単位：人、千円

| 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 入湯者数 | 調定額 | 入湯者数 | 調定額 | 入湯者数 | 調定額 |
| 1,058,507 | 50,702 | 1,057,124 | 49,803 | 1,038,585 | 48,475 |

【事業所税】

各年度 3月31日現在

単位：件、千円

| 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 申告数 | 調定額 | 申告数 | 調定額 | 申告数 | 調定額 |
| 935 | 1,347,059 | 938 | 1,363,594 | 929 | 1,385,550 |

【都市計画税】

各年度 4月1日現在

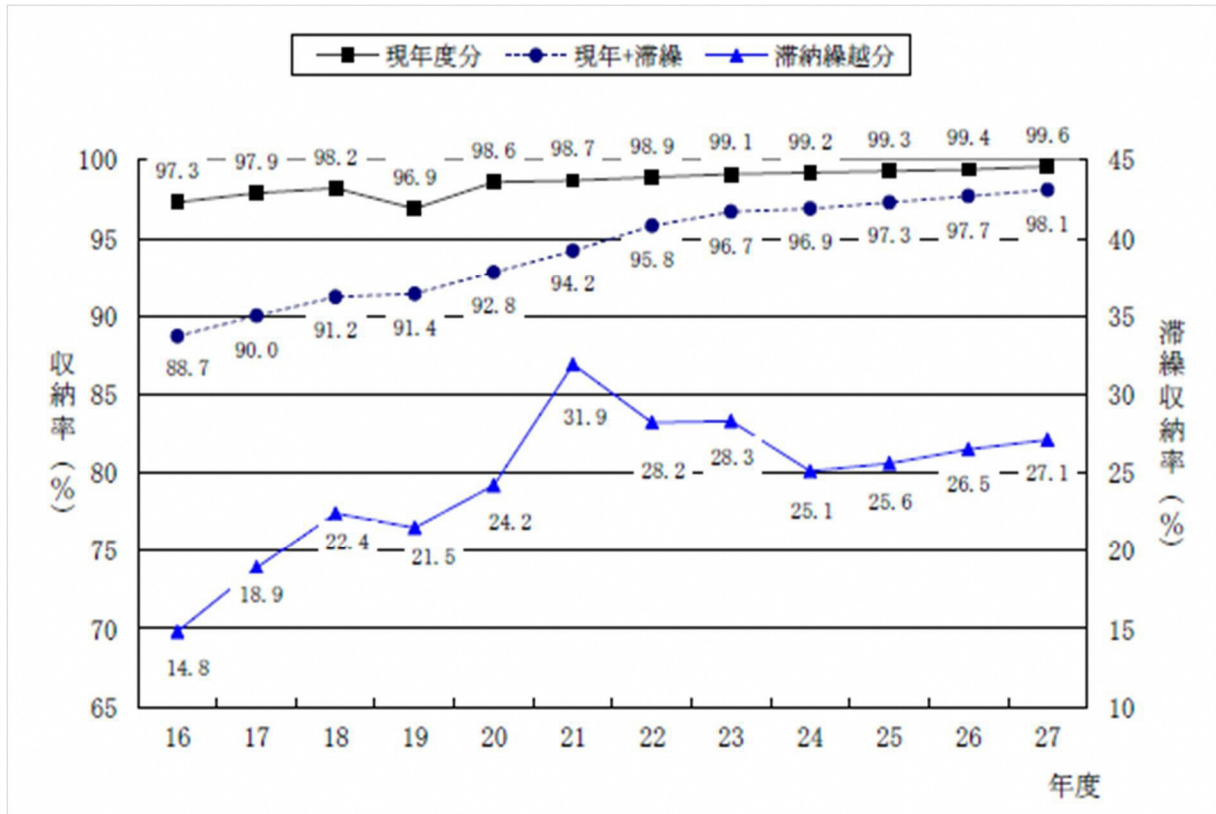
単位：人、千円

| 区分 | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | |
|----|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 | 納税 義務者数 | 調定額 |
| 土地 | 60,107 | 1,101,542 | 60,583 | 1,087,505 | 62,774 | 1,091,246 |
| 家屋 | 62,502 | 943,594 | 63,059 | 971,150 | 65,212 | 966,395 |
| 計 | 122,609 (79,762) | 2,045,136 | 123,642 (80,183) | 2,058,655 | 127,986 (82,684) | 2,057,641 |

注：() 内は実数

(4) 収納状況の推移

本市における一般税の収納率は以下のとおり、高い水準で推移している。



2. 市税の概要

(1) 市税の種類

市税とは、市が賦課・徴収する地方税のことであり、普通税と目的税に大別される。

①普通税

税金の用途が特定されておらず、一般経費の財源に充当される税金のことである。

②目的税

税金の用途が特定されており、定められた目的や事業の財源に充当される税金のことである。

普通税・目的税別の市税種類は、以下のとおりである。

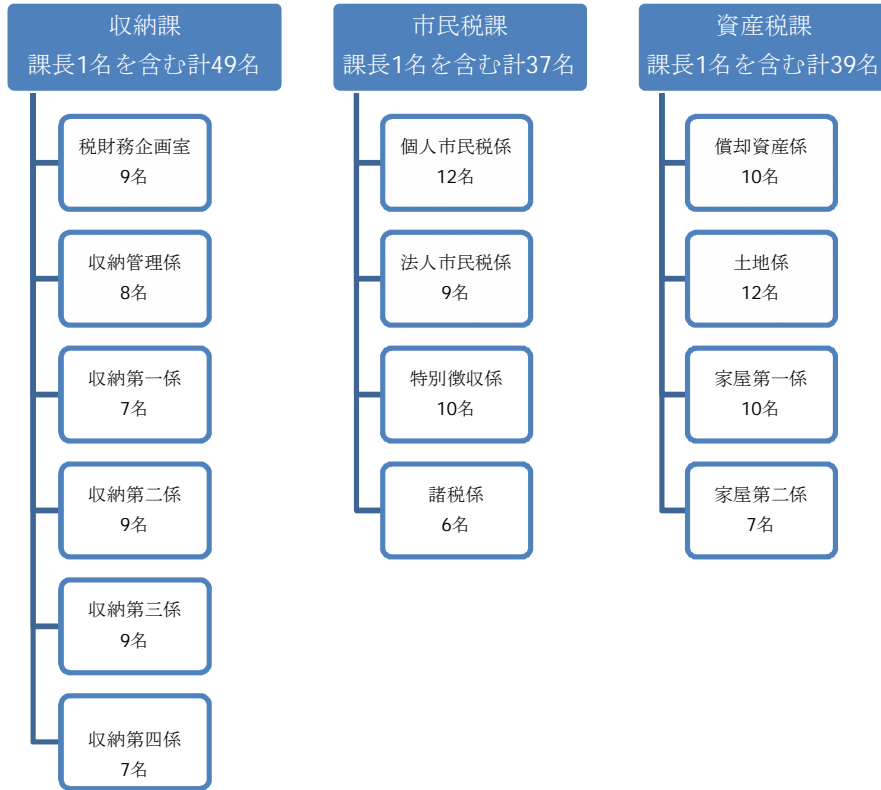
| | | |
|-----|---------|--|
| 普通税 | 市民税 | 個人：個人所得に対して賦課される税 |
| | | 法人：法人税額と資本金等の額及び従業者数を基礎として課税される税 |
| | 固定資産税 | 土地、家屋、償却資産に対し所有者に賦課される税 |
| | 軽自動車税 | 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車に対し所有者に賦課される税 |
| | 市たばこ税 | 卸売販売業者が小売販売事業者または消費者に販売したたばこに賦課する税 |
| | 特別土地保有税 | 一定規模以上の土地を取得した場合又は保有している場合に賦課される税 |
| 目的税 | 入湯税 | 鉱泉浴場が所在する市町村が、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に賦課される税 |
| | 事業所税 | 人口30万人以上の指定都市等において、一定規模以上の事業所等に対して課税される税 |
| | 都市計画法 | 都市計画法による都市計画区域内における市街化区域内又は用途地域内に所在する土地及び家屋に対し所有者に賦課される税 |

注：特別土地保有税は平成15年度税制改正に伴い、平成15年度以降の課税は停止されている。

(2) 組織及び事務分掌

・組織図

平成 27 年 7 月 1 日現在における本市の税務組織体制は、以下のとおりである。



注：上記のほかには市民部の大胡支所税務課（4名）、宮城支所税務課（3名）、粕川支所税務課（3名）、富士見支所税務課（6名）、健康部国民健康保険課賦課係（14名）が税務事務に携わっている。

・事務分掌

平成 27 年 7 月 1 日現在における事務分掌は、以下のとおりである。

| 課名等 | 係名等 | 事務分掌 |
|-----|--------|---|
| 収納課 | 税財務企画室 | <ul style="list-style-type: none"> ・税務事務の総括、企画立案、総合調整、改善等に関すること ・税外収入金の徴収に係る支援、企画立案及び調査研究に関すること ・市税及び税外収入金に関する職員研修に関すること ・固定資産評価審査委員会に関すること ・他都市からの視察対応に関すること ・税3課の予算に関すること |

| 課名等 | 係名等 | 事務分掌 |
|------|--------|--|
| | 収納管理係 | <ul style="list-style-type: none"> ・市税の督促状、還付等に関する事 ・市税の口座振替、コンビニ収納、ペイジー収納、クレジット収納及びモバイルレジ収納に関する事 ・収納管理システム等の電算処理に関する事 ・差押財産の配当に関する事 |
| | 収納第一係 | <ul style="list-style-type: none"> ・徴税業務のうち、主に現年度市税に関する事 ・収納嘱託員に関する事 ・滞納整理システム開発に関する事 |
| | 収納第二係 | <ul style="list-style-type: none"> ・徴税業務のうち、主に現年度市税に関する事 ・滞納整理システム開発に関する事 |
| | 収納第三係 | <ul style="list-style-type: none"> ・徴税業務のうち、主に滞納繰越市税に関する事 ・滞納整理システム開発に関する事 |
| | 収納第四係 | <ul style="list-style-type: none"> ・徴税業務のうち、主に高額滞納繰越市税に関する事 ・公売事務に関する事 ・滞納整理システム開発に関する事 |
| 市民税課 | 個人市民税係 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税、県民税の賦課に関する事 ・国税連携に関する事 ・資料収集に関する事 |
| | 法人市民税係 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税に関する事 ・事業所税に関する事 |
| | 特別徴収係 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税、県民税の賦課（特別徴収）に関する事 ・個人市民税、県民税の公的年金からの特別徴収に関する事 |
| | 諸税係 | <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税、市たばこ税、入湯税に関する事 ・市税の証明窓口に関する事 |
| 資産税課 | 償却資産係 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の賦課に関する事 ・償却資産申告書の審査に関する事 ・現所有者（相続人代表）、納税管理人に関する事 ・固定資産の証明に関する事 |
| | 土地係 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税、都市計画税の賦課に関する事 ・土地の評価に関する事 ・特別土地保有税の賦課に関する事 |

| 課名等 | 係名等 | 事務分掌 |
|---------|-------|---|
| | 家屋第一係 | ・固定資産税、都市計画税の賦課に関する事 |
| | 家屋第二係 | ・家屋の評価に関する事 |
| 大胡支所 | 税務課 | ・個人市県民税、軽自動車税の賦課に関する事 |
| 宮城支所 | 税務課 | ・固定資産税に係る連絡調整に関する事 |
| 粕川支所 | 税務課 | ・市税納付書の再交付及び納付に係る連絡調整に関する事 |
| 富士見支所 | 税務課 | ・市税の証明に関する事 |
| 国民健康保険課 | 賦課係 | ・国民健康保険被保険者資格に関する事 ・国民健康保険被保険者証更新に関する事 ・退職者医療資格に関する事 ・国民健康保険税賦課に関する事 |

注：国民健康保険課については、国民健康保険に関する事務が主たる業務であるため、平成 28 年度包括外部監査の対象からは除外している。

(3) 市税賦課徴収事務電算処理の状況

収納課、市民税課、資産税課で利用している主な税系基幹システムは、以下のとおりである。

| 収納課 | 市民税課 | 資産税課 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・口座管理システム ・収納管理システム ・滞納整理システム ・徴収支援システム（ハンディ端末パッケージ） ・過年度台帳検索システム | <ul style="list-style-type: none"> ・住民税システム ・市町村民税課税状況等の調集計/作表システム ・地方税電子申告支援サービス ・法人住民税システム ・事業所税システム ・軽自動車税システム ・税照会証明システム | <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システム ・宛名・住登外管理システム ・資産税業務GIS ・家屋評価システム ・過年度台帳検索システム ・固定資産税概要調書集計/作表システム |

また、平成 27 年度における市税賦課徴収事務の電算処理状況は、以下のとおりである。

| 区分 | 処理業務名 | 作成帳票名 | 統計資料名 | 対象件数 |
|-------------|--------------------|--|--|--|
| 個人市民税 | 普通徴収賦課 | ・納税通知書 | ・課税状況調 | 納税義務者数 70,401人 |
| | 普通徴収異動処理 | ・納税通知書 | ・課税状況調 | 異動件数(26年度) 13,405件 |
| | 特別徴収賦課 | ・税額通知書 ・特別徴収税額決定通知書 事業所別封入リスト | | 納税義務者数 88,414人 |
| | 特別徴収異動処理及び消込処理 | ・事業所宛税額変更通知書 ・切替分納税通知書 ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 異動件数(26年度) 11,809件 消込件数(26年度) 123,802件 |
| | 普通徴収収納消込業務 | ・調定異動表 ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 319,329件 |
| 法人市民税 | 法人市民税課税 | ・調定内訳表 ・未申告法人リスト ・課税台帳 ・税理士関与法人リスト ・均等割税額調 ・更正決定(みなす)通知書 ・税種別調定額調リスト | ・業種別、決算期別、資本金別件数及び税額調 ・地方交付税資料 ・法人数調 | 法人数(26年度) 9,836社 申告件数(26年度) 13,593件 異動件数(26年度) 2,265件 |
| | 収納消込業務 | ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 12,973件 |
| 固定資産税・都市計画税 | 固定資産税賦課 都市計画税賦課 | ・納税通知書(課税明細書) ・税額調定表 ・評価調書 ・土地課税台帳 ・家屋課税台帳 ・償却資産課税台帳 | ・固定資産概要調書資料 | 納税義務者数 土地 100,156人 家屋 106,915人 償却資産 3,961人 |

| 区分 | 処理業務名 | 作成帳票名 | 統計資料名 | 対象件数 |
|---------|-----------|---|---------------|--|
| | 収納消込業務 | ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 547,913件 |
| 特別土地保有税 | 特別土地保有税賦課 | | | 申告(対象)件数(26年度) 保有分 0件 取得分 0件 |
| | 収納消込業務 | | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 保有分 0件 取得分 0件 |
| 軽自動車税 | 当初課税業務 | ・納税通知書 ・調定集計表 | | 当初台数 129,803台 |
| | 異動処理業務 | ・調定集計表 ・調定内訳表 ・更正内訳表 ・転出者一覧表 | | 異動件数(26年度) 取得台数 28,759台 廃車台数 26,750台 |
| | 収納消込業務 | ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 125,328件 |
| 入湯税 | 入湯税課税 | | | 申告件数(26年度) 155件 |
| | 収納消込業務 | ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 151件 |
| 事業所税 | 事業所税課税 | ・調定集計表 ・調定内訳集計表 ・調定内訳表 ・加算金集計表 ・加算金内訳表 ・申告法人リスト ・未申告法人リスト ・減免決定通知書 ・更正決定通知書 | | 申告(対象)件数(26年度) 938件 |
| | 収納消込業務 | ・調定収入集計表 ・督促状 | ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数(26年度) 709件 |

| 区分 | 処 理 業 務 名 | 作 成 帳 票 名 | 統 計 資 料 名 | 対 象 件 数 |
|-------------|-------------------|--|---|---------------------------|
| そ の 他 | 市 税 口 座 振 替 | <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替明細書 ・口座振替納付書 ・口座振替済通知書 | | 加入件数 (26 年度) 140,046 件 |
| | 滞 納 繰 越 分 消 込 業 務 | <ul style="list-style-type: none"> ・調定収入集計表 | <ul style="list-style-type: none"> ・歳入処理簿(収入日計表) | 消込件数 (26 年度) 22,311 件 |
| | 還 付 ・ 充 当 処 理 | <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納金還付整理簿 ・過誤納金還付充当通知書 ・市税充当伝票 ・還付済一覧表 | <ul style="list-style-type: none"> ・還付整理簿 | 還付件数 (26 年度) 10,080 件 |

(4) マイナンバー制度

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布された。これに基づいて平成 27 年 10 月から各人にマイナンバーが通知されている。

マイナンバーの利点は、主に以下の 3 点に集約される。

①公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

②国民の利便性の向上

将来的には添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

③行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

マイナンバーが交付されたことにより、原則として、平成 28 年 1 月より社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となっている。

なお、本市における税務関係書類での運用は以下のとおりとなっており、平成 27 年度を主な監査対象年度としたこと及び本格的な運用は平成 29 年度以降が予定されているため、マイナンバー対応については、監査対象としていない。

【個人市民税】

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|------------------------|---|--------------------------------|
| 市民税・県民税申告書の提出 | 市民税・県民税申告書 | 平成 29 年度以後の年度分の住民税に係る申告から |
| 給与・年金支払報告の提出 | 給与支払報告書（総括表・個人別明細書） （第 17 号様式、第 17 号様式別表） | 平成 29 年度以後（平成 28 年分以後の給与）の提出から |
| | 公的年金等支払報告書（総括表・個人別明細書） （第 17 号の 2 様式、第 17 号の 2 様式別表） | |
| 給与の特別徴収の届出 | 給与所得者異動届出書 （第 18 号様式） | 平成 29 年 1 月 1 日以後に行う届出から |
| 扶養親族の申告 （所得税と同一のもの） | 給与所得者の扶養親族申告書 ※ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書※ | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行う申告から |
| 退職所得の申告・納入 | 退職所得等の分離課税に係る納入申告書 （第 5 号の 8 様式） | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行う申告・提出から |
| | 退職所得申告書 （第 5 号の 9 様式） ※ | |
| | 退職所得の特別徴収票（市町村提出用） （第 5 号の 14 様式） | |

※この申告書は、本来、給与又は公的年金等の支払者を経由して市町村長へ提出することになっているが、給与又は公的年金等の支払者は、市町村長から特に提出を求められた場合以外は、提出する必要はない（給与又は公的年金等の支払者が保管しておくことになっている）。

【法人市民税】

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|-------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 確定申告及び中間申告並びにこれらに係る修正申告 | 確定（中間・修正）申告書 （第 20 号様式） | 平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告から |
| | 課税標準となる個別帰属法人税額又は法人 | |

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| | 税額に関する計算書 (第 20 号様式別表 1) | |
| | 均等割額の計算に関する明細書 (第 20 号様式別表 4 の 3) | |
| | 均等割申告書 (第 22 号の 3 様式) | |
| 予定申告及びこれらに係る修正申告 | 予定申告書 (第 20 号の 3 様式) | |
| 更正の請求 | 更正請求書 (第 10 号の 4 様式) | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行う請求から |
| 減免の申請 | 法人市民税減免申請書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行う申請から |
| 法人の設立・異動等の届出 | 法人の設立等異動申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行う申告から |

【事業所税】

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|--------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 申告書、修正申告書の提出 | 事業所税の申告書・修正・免税点以下申告書 (第 44 号様式) | 平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間に係る申告から |
| | 事業所等明細書 (第 44 号様式別表 1) | |
| | 非課税明細書 (第 44 号様式別表 2) | |
| | 課税標準の特例明細書 (第 44 号様式別表 3) | |

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
| | 共用部分の計算書 (第 44 号様式別表 4) | |
| 更正の請求 | 更正請求書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行 う請求から |
| 減免の申請 | 事業所税減免申請書 (前橋市市税条例による減免用) | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行 う申請から |
| | 中小企業者等に係る事業所税の減免申請書 | |
| 賦課徴収に関する申 告 | 事業所等の新設・廃止異動申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行 う申告から |

【固定資産税】

| 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|---------|--------------|--------------------------------|
| 減免の申請 | 固定資産税の減免の申請書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に行 う申請から |
| 償却資産の申告 | 償却資産申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に提 出するものから |

【軽自動車税・市たばこ税・入湯税】

| 税目 | 事務手続 | 申告書等 | 記載開始時期 |
|-------|----------|-----------------------|---------------------------------------|
| 軽自動車税 | 減免の申請 | 軽自動車税の減免の申 請書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に提出す るものから |
| 市たばこ税 | 市たばこ税の申告 | 市町村たばこ税の申告 書、修正申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に開始す る課税期間に係る申告から |
| 入湯税 | 入湯税の経営申告 | 入湯税経営申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に提出す るものから |
| | 入湯税の納入申告 | 入湯税納入申告書 | 平成 28 年 1 月 1 日以後に開始す る課税期間に係る申告から |

3. 学校給食の概要

(1) 学校給食の性質

学校給食の目標は、学校給食法で以下の7点が掲げられている。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導く。

一方、費用負担については、同法第11条及び第12条、同施行令第2条において定められており、これを要約すると以下のとおりである。

| 費目 | 負担すべき者 |
|-----------------------|----------|
| 学校給食施設・設備費、学校給食に係る人件費 | 国及び学校設置者 |
| 材料費、水道光熱費など | 保護者 |

学校給食には、上記目標のとおり、食育の観点が含まれており、単なる食事の提供にとどまらない。学校給食費の費用負担は、実費を基礎に算定されており、食育等のサービスを受取るすべての児童生徒の保護者が公平に負担すべき費用であると考えられる。

(2) 本市の学校給食費

本市の学校給食費は、財団法人前橋市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の私会計により予算執行してきたが、以下の理由により学校給食会を解散し、平成25年度から学校給食費の公会計化が開始された。

- ・平成19年3月30日付け「学校給食費の公会計処理への移行について」群馬県教育長、群馬県理事（総務担当）名通知により、学校給食費を公会計による処理へ移行するよう求められた。
- ・本市行財政改革推進計画において、効果的な行政運営の確保のため外郭団体の見直しが位置づけられ、外郭団体の統廃合等の見直しが推進された。
- ・学校給食会は、公益法人制度改革における公益財団法人としての移行が困難であった。
- ・平成23年度包括外部監査において、学校給食会を解散し市の直営を求められた。

- ・学校給食費の予算執行は学校給食会が行い、給食費の額の決定及び請求・徴収は各学校で実施していたため、徴収や現金管理と合わせ、滞納整理は学校現場にとって相当の負担であった。

学校給食費の収入額推移は、以下のとおりである。

単位：百万円

| 年度 | 調定額 (A) | 収入額 (B) | 収入未済額 | 収納率 (B/A) |
|----------|---------|---------|-------|-----------|
| 平成 23 年度 | 1,413 | 1,412 | 1 | 99.9% |
| 平成 24 年度 | 1,468 | 1,467 | 1 | 99.8% |
| 平成 25 年度 | 1,337 | 1,321 | 16 | 98.8% |
| 平成 26 年度 | 1,348 | 1,332 | 15 | 98.8% |
| 平成 27 年度 | 1,363 | 1,349 | 14 | 98.9% |

公会計化された平成 25 年度に収入未済額の増加が見受けられる。これは、公会計化に伴い、「月額定額・当月請求」制度から給食提供を受けた日数に 1 食単価を乗じる「月額変動・翌月請求」制度に変更したことなどに伴い給食費システムの不具合等が発生したことや各学校での回収から口座振替に移行したことなどによる保護者の支払義務意識の低下などの要因が推定されている。

第3 監査結果及び意見

【監査結果及び意見の件数一覧】

| No | 項目 | 監査結果 | 意見 | 計 |
|----|-----------------|------|----|----|
| 1 | 全般的事項及び共通事項 | 1 | 6 | 7 |
| 2 | 個人市民税 | 3 | 5 | 8 |
| 3 | 法人市民税 | 0 | 2 | 2 |
| 4 | 固定資産税及び都市計画税 | 1 | 6 | 7 |
| 5 | 事業所税 | 0 | 1 | 1 |
| 6 | 市たばこ税 | 0 | 1 | 1 |
| 7 | 軽自動車税 | 0 | 3 | 3 |
| 8 | 入湯税 | 0 | 1 | 1 |
| 9 | 収納・滞納整理事務 | 0 | 8 | 8 |
| 10 | 学校給食費の徴収事務・債権管理 | 3 | 4 | 7 |
| | 合計 | 8 | 37 | 45 |

【全体的事項及び共通事項に関する監査結果及び意見】

①報告管理体制について（意見）

実施した結果を集計・報告し、管理することは重要であるが、全体的に実施した結果の集計や最終報告が十分に行われていない。報告・管理は、重要な市税業務を適切に行ったことを事後的に立証するのに資することはもちろんであるが、結果を分析することにより次年度以降での改善行動に役立てることもできる。

現状業務を再確認し、集計・報告することに意義のある業務を洗い出し、報告・管理する体制を整備することが必要である。

（現状及び問題点）

市税業務では、督促状の発送や各種調査を実施しているが、全体的に実施した結果の集計や最終報告が十分に行われていない。これは、市税業務に係る多くの職員は、地方税法で定める徴税吏員に任命され、各人に多くの裁量が認められていることや市税に係る業務量が多いことに起因していると思われる。

しかしながら、実施した結果を集計・報告し、管理することは重要である。報告・管理は、重要な市税業務を適切に行ったことを事後的に立証するのに資することはもちろんであるが、結果を分析することにより次年度以降での改善行動に役立てることもできる。

(改善案)

現状業務を再確認し、集計・報告することに意義のある業務を洗い出し、報告・管理する体制を再整備することが必要である。

なお、各論において記載した関連する監査結果及び意見は、以下のとおりである。

| 項目 | 監査結果及び意見 |
|------------------|--|
| 個人市民税 | ②未申告者の調査結果確認について（意見） ③納税通知書の返戻結果の集計について（意見） ⑤扶養控除にかかる照会について（監査結果） ⑦給与支払報告書の未提出の事業者に係る調査結果報告について（意見） |
| 固定資産税及び 都市計画税 | ⑤全筆調査報告書の作成について（意見） ⑥償却資産未申告事業者への督促状発送の報告について（意見） |

②収納課業務における PDCA について（意見）

「平成 27 年度収納課業務の取組方針について（伺）」において、平成 27 年度における収納課の取組方針が明示されているものの、具体的な行動計画に落としこまれていない。収納課の目標を具体化し、その達成に向けていつなにをやるべきかという具体的な行動計画まで策定することが必要である。また、取り組んだ結果に対して、詳細な評価・改善検討を行うことが必要である。

(現状及び問題点)

「平成 27 年度収納課業務の取組方針について（伺）」において、平成 27 年度における収納課の取組方針が明示されている。その内容は以下のとおりである（税財務企画室、収納管理係に關係する箇所のみ抜粋）。

- 1、市税収納率向上の目標設定と実現に向けた企画の推進
 - (1) 平成 27 年度収納率等の目標設定
 - (2) 目標達成に向けた企画推進
 - 2、収納環境の充実・向上
 - (1) 収納・還付事務及び窓口業務の効率化と省力化の検討
 - (2) ペイジー収納、クレジット収納、モバイルレジ収納等の利用促進
 - 3、納期内納付・自主納付の促進
 - (1) 口座振替の利用促進に係る新規取組の検討
- 以下省略

上記取組方針の策定と併せて、市税徴収事務計画表が定められている。しかしながら、収納課としての目標達成のために、いつなにをやるべきかという具体的な行動計画まで落としこまれていない。また、取り組んだ結果に対する評価・改善検討が十分に行われていない。

(改善策)

収納課の目標を具体化し、その達成に向けていつなにをやるべきかという具体的な行動計画まで策定することが必要である。また、取り組んだ結果に対して、詳細な評価・改善検討を行う必要がある。

③口座振替利用促進の取組について（意見）

口座振替利用率を高める取組について、積極的な取組を検討するなどこれまで以上に口座振替の推進を強化していくことが望ましい。

(現状及び問題点)

市税の口座振替の利用率は、以下のとおりである。数値は個人市県民税（普通徴収）・固定資産税及び都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税の合計で記載している。

<市税口座振替取扱状況>

単位：件、千円

| 区分 | | 調定 | 収入 | 振替 | 対調定 | 対収入 |
|----------|----|------------|------------|------------|-------|-------|
| 平成 25 年度 | 件数 | 1,428,245 | 1,386,374 | 522,848 | 36.6% | 37.7% |
| | 金額 | 43,497,546 | 42,482,581 | 18,144,995 | 41.7% | 42.7% |
| 平成 26 年度 | 件数 | 1,423,719 | 1,387,918 | 516,471 | 36.3% | 37.2% |
| | 金額 | 43,826,211 | 43,016,112 | 18,616,512 | 42.5% | 43.3% |
| 平成 27 年度 | 件数 | 1,409,163 | 1,377,873 | 501,793 | 35.6% | 36.4% |
| | 金額 | 42,592,402 | 41,912,226 | 17,760,874 | 41.7% | 42.4% |

出典：本市が作成している各年度の「市税の概要」

本市では、従来からホームページ上で口座振替の利用案内を表示するなどして利用率向上を図っているが、上表のとおり、過去3年間の口座振替率について顕著な増減の傾向は見受けられない。

口座振替による納付は、収納経費の削減及び市税収納の安定化に資するものであり、効率性・経済性等に優れた有力な市税収納方法である。具体的には、例えば、主要な納付方法には、口座振替、金融機関窓口、コンビニ納付の3つの方法があるが、1件当たりの納付コストは口座振替が最も低い(口座振替約10円、コンビニ収納約60円、滞納処分約1,100円)。

そのため、市においても口座振替利用率の向上は重要であると考えており、利用率向上に向けて、平成29年度より口座振替依頼書及び返信用封筒を当初納税通知書に同封し、収納課での口座振替依頼書の受付を行うことを予定している(当該施策は以前にも実施されたことがある)。同封は、平成29年度は国民健康保険税、平成30年度は固定資産税、平成31年度は個人市県民税について順次実施する予定である。

(改善策)

口座振替利用率を高めるためには、他市で採用している方法を参考にしつつ、従来行っていなかったような新規取組を検討するなどこれまで以上に口座振替の推進を強化していくことが必要である。

例えば、他市においては、口座振替の加入申込者に対して景品付きのキャンペーンを実施している事例も見受けられる。費用対効果を勘案し、このような施策を検討することも有用であると考えられる。

なお、平成27年度における税別の口座振替取扱状況は以下のとおりである。軽自動車税は、特に口座利用率が低いことから各論の軽自動車税（P89）にも別途意見を記載している。

平成28年5月末現在

単位：件、千円

| 区 分 | | 調 定 (A) | 収 入 (B) | 振 替 (C) | 対調定 C/A | 対収入 C/B |
|------------------------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市 県 民 税 (普通徴収) | 件数 | 332,873 | 327,458 | 61,268 | 18.4% | 18.7% |
| | 金額 | 9,768,381 | 9,591,863 | 3,533,391 | 36.2% | 36.8% |
| 固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 | 件数 | 553,022 | 549,468 | 287,488 | 52.0% | 52.3% |
| | 金額 | 23,464,402 | 23,356,785 | 10,831,984 | 46.2% | 46.4% |
| 軽 自 動 車 税 | 件数 | 128,099 | 127,023 | 26,979 | 21.1% | 21.2% |
| | 金額 | 669,205 | 664,239 | 121,071 | 18.1% | 18.2% |
| 一 般 税 計 | 件数 | 1,013,994 | 1,003,949 | 375,735 | 37.1% | 37.4% |
| | 金額 | 33,901,988 | 33,612,888 | 14,486,446 | 42.7% | 43.1% |
| 国民健康保険税 | 件数 | 395,169 | 373,924 | 126,058 | 31.9% | 33.7% |
| | 金額 | 8,690,413 | 8,299,338 | 3,274,428 | 37.7% | 39.5% |
| 合 計 | 件数 | 1,409,163 | 1,377,873 | 501,793 | 35.6% | 36.4% |
| | 金額 | 42,592,402 | 41,912,226 | 17,760,874 | 41.7% | 42.4% |

④システム入力に関するモニタリングについて（意見）

賦課額や減免登録などは、税系基幹システムにアクセス権のある者であれば、誰でも更新することが出来る状態となっている。職員が課税資料に基づいていない賦課額変更、あるいは承認・決裁されていない事項でも入力することが可能な状況となっているため、事後的に更新履歴を確認するなどのモニタリングを実施するか、システム上で承認権限コードを設け、システムへの反映ができる者を限定することが必要である。

(現状及び問題点)

賦課額変更や決裁された減免は、その内容が担当者によって税系基幹システムに入力される。入力担当以外の者が賦課額変更の原因となった課税資料と入力結果を確認することによって、適正に入力されていることを担保している。しかし、システムへの反映はアクセス権のある者であれば、誰でも更新することができる状態となっている。そのため、課税資料に基づいていない賦課額変更、あるいは承認されていない事項でも入力することが可能な状態となっている。

一般的に、不正が行われる場合には不正トライアングルと呼ばれる3つの不正リスク要因が存在する。これは、米国の犯罪学者である D.R. クレッシー (1919-1987) が実際の犯罪者を調査して導き出した理論である。

・不正を犯す動機の存在

合法的なやり方では解決できない経済的問題を抱えた者が、金銭の窃盗、報告書の改ざんを行う。つまり動機とは、不正を実際に行う際の心理的なきっかけのことである。

・不正を犯す機会の存在

自分への信頼を悪用し「秘密裏に」問題解決でき、かつ発覚のリスクの少ない機会を認識する。つまり機会とは、不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態のことである。重要な事務を一人の担当者に任せている、必要な相互牽制、承認が行われていないといった管理上の不備が主な原因となる。

・不正を正当化する理由

自己の行為を自分で受け入れるための事前の正当化。つまり、不正を思いとどませるような倫理観、遵法精神の欠如であり、不正が可能な環境下で不正を働かない堅い意思を保てない状態を意味する。



現状では、不正を行う機会に対して十分な防止策が講じられていない状況にある。

(改善策)

市・職員その他利害関係者に対して不正リスクを考え、不正を行う機会を排除することは重要であるため、事後的に更新履歴を確認するなどのモニタリングを実施するか、システム上で承認権限コードを設け、システムへの反映ができる者を限定することが必要である。

⑤個人情報へのアクセスに関するモニタリングについて（意見）

税系基幹システムには様々な個人情報が含まれている。収納課、市民税課、資産税課のそれぞれの職員は税系基幹システムにアクセスできる権限を有しているが、担当職員が不必要に個人情報を閲覧していないかモニタリングされていない。不正の機会を防止する観点からアクセスログを定期的に確認するなど、何らかのモニタリング活動を行うことが必要である。

(現状及び問題点)

税系基幹システムには様々な個人情報が含まれている。収納課、市民税課、資産税課のそれぞれの職員は税系基幹システムにアクセスできる権限を有している。

個人情報流出の観点から税系基幹システムにアクセスできる端末での USB 等の記録媒体での持出は機能制限が設けられている。また、外部との電子メールのやり取りも制限されている。しかし、担当職員が不必要に個人情報を閲覧していないかについてモニタリングされていない。

(改善策)

不正の機会を防止する観点からアクセスログを定期的に確認するなど、何らかのモニタリング活動を行うことが必要である。

⑥個人情報の保存について（監査結果）

不必要と考えられる個人情報が行政文書の中に含まれていた。個人情報の保存は、限定された範囲で実施し、かつ、どこに個人情報が保存されているか明確に把握しておく必要がある。不必要な個人情報が保管されないようにルールを再確認し、周知を図ることが必要である。

(現状及び問題点)

電子メールにて証明書発行依頼相談があり回答案を作成し、決裁を取ったうえで回答している。相談に対する対応は適切に行われているが、当該相談メールに学生証及び在留カードの画像が添付されており、顔写真や居住地等が記載された印刷物が行政文書の中に残されていた。個人情報の保存は、限定された範囲で実施し、かつ、どこに個人情報が保存されているか明確に把握しておく必要がある。不必要な個人情報は、必要以上に保管しておくべきではない。

(改善策)

個人情報は一元的に管理すべきものであり、不必要な個人情報が保管されないようにルール

を再確認し、周知を図ることが必要である。

⑦業務委託書の秘密保持条項設定について（意見）

財産差押時に押収する物品の運搬業務を外部委託する場合があるが、業務委託書において秘密保持条項が定められていない。財産の差押情報は、利害関係者にとって重要な情報であり、情報漏えい防止の観点から秘密保持に関する条項を設け、明確化することが望ましい。

（現状及び問題点）

市では、市税滞納者に対して物品を差し押さえることがあり、押収した物品の運搬業務を外部に委託する場合がある。外部業者との間で業務委託請書にて契約を締結しているが、当該業務委託請書には秘密保持条項が設けられていない。財産の差押情報は、利害関係者にとって重要な情報であり、情報管理には注意する必要がある。

（改善策）

契約書の雛形を新たに作成する又は既存の雛形を変更し、秘密保持に関する条項を設けることが望ましい。

【各論】

1. 個人市民税

(1) 意義・納税義務者

個人市民税は、個人県民税とあわせて個人住民税と呼ばれ、住んでいる地域の費用を住民が負担することを目的として賦課される税である。個人市民税・県民税（個人住民税）には、均等の税額によって納める均等割、個人所得に応じて納める所得割がある。

個人市民税・県民税（個人住民税）は、前年1年間の給与や公的年金、事業による売上、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税である。個人の所得に対して課する税は、国税では所得税があり、個人市民税・県民税（個人住民税）の税額計算の基本的な仕組みはこの所得税と同じである。しかし、所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、個人市民税・県民税（個人住民税）は所得が生じた翌年に課税となるため、異なる面もある。

| 納税義務者 | 課税される個人市民税 |
|---------------------------------|------------|
| 1月1日現在、市内に住所がある人 | 均等割＋所得割 |
| 1月1日現在、市内に住所は無いが事務所・事業所・家屋敷がある人 | 均等割 |

(2) 税額算定

①均等割

個人市民税の均等割年税額は、3,500円となっており、このうち500円は防災施策等に利用される。

②所得割

所得割は、所得金額から所得控除額を差し引いた課税標準額に税率を乗じて計算され、所得の種類に応じて計算された各種所得を総合して税額を計算する総合課税と他の所得と区分してそれぞれの税率を乗じて税額を計算する分離課税がある。

個人市民税の総合課税の税率は一律で6%となっており、所得の種類のうち、利子所得、退職所得、山林所得、譲渡所得（土地建物等の譲渡、株式等の譲渡）は分離課税として、それぞれの税率で計算する。なお、退職所得については、特例として他の所得と分離して所得の発生した年に課税される。

個人市民税の課税対象となる所得の種類及び所得金額の計算方法は以下のとおりである。

| 所得の種類 | 内容 | 所得金額の計算 |
|-------|-------------------------|---|
| 利子所得 | 公債、社債、預貯金の利子など | 収入金額 |
| 配当所得 | 株式、出資金に対する利益の配当など | 収入金額－株式等の元本の取得に要した負債の利子 |
| 不動産所得 | 地代、家賃、権利金等による所得 | 収入金額－必要経費 |
| 事業所得 | 営んでいる事業から生じる所得 | 収入金額－必要経費 |
| 給与所得 | 給与、賃金、賞与などの収入 | 収入金額－給与所得控除額 |
| 退職所得 | 退職金 | (収入金額－退職所得控除額) × 50% |
| 山林所得 | 山林や立木を売却した場合に生じる所得 | 収入金額－必要経費－山林所得の特別控除額 |
| 譲渡所得 | 土地等の資産を売却した場合に生じる所得 | 収入金額－(取得費＋譲渡費用)－譲渡所得の特別控除 |
| 一時所得 | 生命保険等の満期返戻金、賞金などの所得 | 収入金額－必要経費－一時所得の特別控除額 |
| 雑所得 | 公的年金等、原稿料など他の所得に該当しない所得 | ・公的年金等の収入額－公的年金等控除額 ・公的年金等以外の収入金額－必要経費 |

(3) 申告及び納税の方法

【申告】

個人市民税は、市が税額計算し、納税義務者に通知して徴収する仕組みである。市が適切に税額を計算するために納税義務者は前年所得に関する申告書を提出する必要がある。但し、所得税の確定申告書を提出した場合や前年中の収入が給与所得または公的年金等所得のみで勤務先または日本年金機構等から支払報告書が提出されている場合は、市税のための申告は不要である。

【納税の方法】

個人市民税は個人県民税とともに徴収することとされており、納税方法には2つの方法がある。

①普通徴収

事業所得者などの個人市民税は、納税通知書によって市から納税義務者へ通知され、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納付する。

②特別徴収（給与から・公的年金から）

給与所得者の個人市民税は、特別徴収税額通知書により、市から勤務先を通じて通知され、勤務先（特別徴収義務者）が6月から翌年の5月まで年12回に分けて毎月の給与支払時に引き去り、これを翌月10日までに市へ納入する。

65歳以上の納税義務者の公的年金に係る個人市民税は、特別徴収税額通知書により、市から公的年金支払者へ通知され、公的年金の支払者が年金支払いの際に年金から引き去り、これを翌月10日までに市へ納入することになっている。公的年金分の特別徴収については、上半期の年金支給月（4月、6月、8月）に前年度の2月に特別徴収した金額と同額を仮徴収し、下半期の年金支給月（10月、12月、2月）に、年税額から当該年度の上半期の仮徴収額を調整して徴収する。公的年金等の特別徴収を開始する年度や新たに対象者となった年度は、上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施する。

（4）非課税制度・減免制度

個人市民税は本来、その地域に居住する人たちで広くその市区町村の費用を負担するものであるが、所得を得ることができなかつた人などに対して、個人市民税を課税しないとする非課税制度が設けられている。また、減免制度も設けられている。

【非課税制度】

①均等割・所得割ともに非課税となる人

- ・生活保護法により生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人

②均等割が非課税となる人

- ・控除対象配偶者及び扶養親族のない人
前年の合計所得金額(注1)が31.5万円以下の人
- ・控除対象配偶者又は扶養親族のある人
前年の合計所得金額(注1)が31.5万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+18.9万円以下の人

③所得割が非課税となる人

- ・控除対象配偶者及び扶養親族のない人
前年の総所得金額等(注2)が35万円以下の人
- ・控除対象配偶者又は扶養親族のある人
前年の総所得金額等が35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円以下の人

注1：合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額。

注2：総所得金額等とは、「合計所得金額」から純損失又は雑損失の繰越控除を適用して計算した金額。

【減免制度】

災害その他の事情によって、預貯金も乏しく、支払い能力を失い、今後の収入も見込めず徴収猶予、納期限の延長などによっても納税が極めて困難な以下の人については、申請によって税額が減免されることがある。

- ・生活保護法の規定による保護を受ける者。
- ・学生及び生徒。
- ・天災、盗難等の被害や、廃業、失業などにより、所得が皆無又は著しく減じた場合など。

(5) 事務手続の概要

①所得情報の税系基幹システムへの登録

eLTAX 又は電子媒体で提出される給与支払報告書及び年金等支払報告書、申告受付システムで受付をした市県民税申告書並びに確定申告書についてはデータを取り込み、これらを除く紙媒体のものは手入力で税系基幹システムに登録している。入力後は、アンマッチリスト（エラーチェックリスト）を出力し、エラー項目について適宜調査の上、修正し賦課計算用データを整理している。

②賦課計算

賦課計算については、税系基幹システムにより、「普通徴収」、「給与特別徴収」、「年金特別徴収」、「給与特別徴収（年金特別徴収）と普通徴収の併用徴収」に分けて自動計算される。

③決定通知

給与特別徴収については、5月中旬までに税額決定通知書が作成され、各納税義務者に勤務先を通じて送付される。普通徴収及び年金特別徴収については、6月上旬に納税（税額決定）通知書が作成され、各納税義務者に郵送される。

④減免申請と承認

減免については、納税義務者からの減免申請に基づいて審査し、減免可否を決定している。

⑤未申告者の把握

基本的には国税連携として確定申告データに関する情報を税務署から入手しており、確

定申告漏れについては税務署による調査対象に依拠している。一方で市単独でも未申告者の把握に努めており、以下の条件に該当する者に催告通知書を送付している。

- ・対象年齢：20～65歳
- ・未申告者（課税資料がない者）

但し、上記に該当する者であっても被扶養者、生活保護者、非居住者、遺族年金所得者、障害年金所得者など未申告であることが合理的であると考えられる者は催告通知者の対象からは除外している。なお、平成27年度においては、催告通知書を2,386件発送し、その後再発送109件、個別訪問143件行った結果、713件申告が行われ、賦課税額は7,637,200円であった。

（6）調定額の推移

個人市民税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 18,171 | 3 | 155 | 18,407 | 2 | 114 | 18,513 | 2 | 109 |
| 滞納繰越分 | 495 | 24 | 321 | 472 | 63 | 271 | 384 | 35 | 223 |
| 計 | 18,667 | 28 | 477 | 18,879 | 65 | 385 | 18,897 | 37 | 332 |

調定額は、若干の増収傾向にある一方で収入未済額は減少傾向にある。滞納繰越分に関する収入未済額は、不納欠損処理額の影響もあると考えられるが、現年課税分における収入未済額は減少傾向にある。

（7）監査結果及び意見

①賦課決定誤りについて（監査結果）

当初賦課決定にあたり、賦課計算用データの整合性確認がシステム上で行われエラーが識別されるが、エラー確認が十分ではなかったため、平成28年度の当初賦課額に誤りがあることが判明した。

事後的に賦課額が変更になることは利害関係者にとって重要な事項であり、賦課額誤りを防止するために当初賦課決定前に通常残存しないと考えられるエラーの有無を再確認する事務手続を追加することが必要である。

(現状及び問題点)

本市では、紙媒体、電子媒体や eLTAX で提出された給与支払報告書（公的年金等支払報告書含む）、市民税・県民税申告書及び確定申告書を税系基幹システムに賦課計算用データとして取り込んだ後に整合性などがシステム上でマッチングされ、不整合部分についてエラーが識別される。市では、エラー内容（エラーコード）を確認し、修正を行った賦課計算用データを基に当初賦課決定を行っている。エラーコードは多数あり、その内容に応じてエラーレベルが1～5で設定されている。そのうち、エラーレベル3以上については必ず確認することとされている。但し、必ずしもデータ修正が必要にならない場合があるためエラーが残存することがある。

平成 27 年度の賦課計算用データにどのようなエラーが残っているか調査しようとしたところ、税系基幹システムでは賦課計算用データを1年度分しか保有しない仕様となっており、現時点で前年度以前にどのようなエラーが残っているのか事後的に抽出することが出来なかった。そのため、平成 28 年度の賦課計算用データにどのようなエラーが残っているか抽出を依頼した。その結果、残存していたエラーコードの件数は以下のとおりであった。

| エラーレベル | エラーコード件数 |
|--------|----------|
| 5 | 9 |
| 4 | 2 |
| 3 | 38 |
| 2 | 2 |
| 1 | 28 |

担当課では、エラーレベル5のエラーが残っていたことから、通常は残存しないと考えられるエラーについて再確認したところ、4件で169,400円の課税誤りがあったことが判明した。誤りの内容は、特別寡婦控除、寡夫控除、寡婦控除の適用誤りであった。

(改善策)

今回の課税誤り額は、本市の歳入額からすると大きな金額ではないものの当初賦課決定後に通常は残存しないと考えられるエラーの有無を確認しておけば、事前に判明していた事項である。事後的に賦課額が変更になることは利害関係者にとっては重要な事項であるため、賦課額誤りを防止するために当初賦課決定前に通常残存しないと考えられるエラーの有無を再確認する事務手続を追加するなどし、賦課額の誤りを防止することが必要である。

②未申告者の調査結果確認について（意見）

本市では、一定の未申告者に対して市民税・県民税申告書を郵送するなどし、申告漏れがないように対策を講じている。未申告者の調査方法については一定の方針が定められているものの実際の運用が当該方針に基づいて適切に行われたかは確認されていない。

調査が課内で定めたルールに基づいて行われたか確認するために最終結果について報告し、当該結果に基づいて臨戸訪問対象者の選定方針の見直しなど次年度以降における改善策につなげることが必要である。

（現状及び問題点）

本市では、未申告者に対する賦課漏れを防止するため、20歳から65歳で未申告者（課税資料のない者）を対象に市民税・県民税申告書を郵送するなどの調査を実施している。申告書発送後には、各担当者において再発送、臨戸訪問を行っている。平成27年度における調査結果は以下のとおりであった。

| 発送件数 | 再発送件数 | 臨戸訪問件数 | 申告書受領件数 | 賦課税額 |
|--------|-------|--------|---------|------------|
| 2,386件 | 109件 | 143件 | 713件 | 7,637,200円 |

臨戸訪問は、各担当者において以下の基準を参考に対象者を選定している。

- ・前年中に給与収入のあった可能性が高い者（例えば、税系基幹システムのデータ内で「給与収入」及び「徴収方法異動」に金額及び区分の記載がある者）
- ・前年度に課税されているが、今年度は未申告となっている者
- ・同一地番に家族が住んでいるため、現地訪問調査で何らかの情報が得られそうな者

発送対象の選別方法、臨戸訪問対象者の選別方法について、課内において一定の方針が定められているものの運用は各担当者任せとなっており、実際に一定の方針どおりに運用されたかの確認が行われていない。すなわち、2,386件の申告書を郵送し、713件の申告書を受領した結果となっているが、申告書の提出がなかった1,673件について未申告であることが正当か否か十分に管理されていない。

（改善策）

個人市民税の課税は市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づく「賦課課税方式」であるものの課税計算の基となる資料は申告書などであるため、少なくとも申告書を郵送した結果がどうであったかを最終報告し、結果に基づいて臨戸訪問対象者の選定方針の見直しなど次年度以降における改善策につなげることが必要である。

③納税通知書の返戻結果の集計について（意見）

個人市民税の賦課決定後に、納税通知書が郵送されるが、所在不明等により納税通知書が返戻される場合がある。返戻された納税者については、各担当者が電話確認や臨戸訪問等を行い納税通知書を本人に届けるための所定の事務を行い、それでも直接届けられなかった場合には公示送達を行っている。しかし、返戻された件数の集計や公示送達件数の集計が行われていない。

納税通知書を交付することは市の義務であり、納税通知書の返戻件数の集計や最終結果がどうなったか確認・分析し、翌年度以降に公示送達とならずに効果的に納税通知書を届ける施策の立案などに役立てることが必要である。

（現状及び問題点）

個人市民税の賦課決定後に、納税通知書が郵送されるが、所在不明等により納税通知書が返戻される場合がある。返戻された納税者については、各担当者が電話確認や臨戸訪問等を行い納税通知書を本人に届けるための所定の事務を行い、それでも直接届けられなかった場合には公示送達を行っている。しかし、返戻された件数の集計や公示送達件数の集計が行われていない。

（改善策）

納税通知書を交付することは市の義務であり、納税通知書の返戻件数の集計や最終結果がどうなったか確認・分析し、翌年度以降に公示送達とならずに効果的に納税通知書を届ける施策の立案などに役立てることが必要である。

④市税法令等関係書類の目次更新について（監査結果）

市税法令等関係書類の目次更新が適切に行われていなかった。行政文書の一般開示や行政監査などに支障をきたす恐れがあるため、適切に更新する必要がある。

（現状及び問題点）

前橋市行政情報等取扱規程第 44 条において、行政情報簿冊には行政情報件名目次を付す旨が定められているが、市税法令等関係書類の平成 25 年度及び平成 26 年度の目次が綴じこまれていなかった。行政情報の編さんルールの逸脱は、行政文書の一般開示や行政監査における書類の提出に際して、問題が発生する可能性がある。

（改善策）

前橋市行政情報等取扱規程を遵守し、行政情報の編さんルールを徹底する必要がある。

⑤扶養控除にかかる照会について（監査結果）

本市では、適切な税額を算定するため、納税義務者が申告した扶養控除について、被扶養者が特定できない場合等、本人又は事業所に文書により照会を行っている。また、複数の納税義務者が同一人を重複して扶養控除している場合、納税義務者に文書により重複扶養控除是正の照会を行っており、その結果に基づいて税額変更を行っている。しかし、結果集計や結果報告は行われていない。また、他市の者を扶養控除している場合、他市へ被扶養者の所得照会をしているが、他市からの照会結果などは行政情報書類とはされておらず、別冊として綴られている。

こうした扶養控除に係る照会は、行政活動として行われているものであり、その結果については取り纏めの上、最終報告し次の施策に繋げることが必要である。また、他市からの照会結果などは行政情報書類であると考えられることから、行政情報として取り扱い適切に管理することが必要である。

（現状及び問題点）

適切な税額を算定するために扶養控除の照会及び重複扶養控除是正の照会を文書により本人又は事業所に照会を行っている。しかしながら、こうした照会を何件実施し、何件確認したかは各担当者に任せられており、結果集計や結果報告は行われていない。また、他市からの照会結果（個人情報含む）などは行政情報書類とはされておらず、別冊として綴られている。前橋市行政情報等取扱規程第2条において行政情報は次のように定義されている。

「(1)行政情報 職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、各課等において組織的に用いるものとして、管理しているものをいう。」

また、同取扱規程第3条2項で「文書等で組織的に用いるものは、すべて行政情報として整理し、処理しなければならない。」とされている。

（改善策）

扶養控除の照会及び重複扶養控除是正の照会は、行政活動として行われているものであり、その結果については取り纏めの上、最終報告し次の施策に繋げることが必要である。また、他市からの照会結果などの回答文書は行政情報書類であると考えられることから、行政情報として取り扱い適切に管理することが必要である。

⑥新規設立法人に対する給与支払報告書の提出確認について（意見）

新規設立法人が給与支払報告書を提出しなかった場合には、現在行っている前年度の特別徴収事業所リストとの照合作業では判明しえず、給与支払報告書の入手が漏れる可能性がある。法人市民税係と連携するなどして、給与支払報告書の入手が漏れることがないように周知活動だけでなく、法人市民税係の作成した新規設立法人リストなどと突合するなどの確認をする必要がある。

(現状及び問題点)

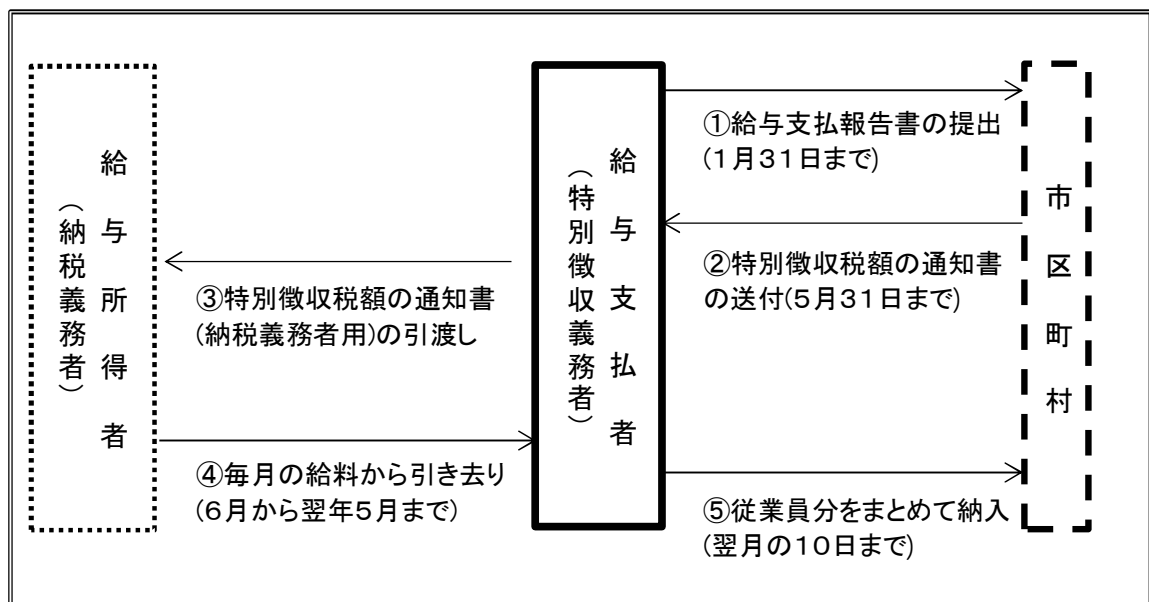
個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、納入する制度である。

特別徴収事務の流れは以下のとおりとなっている。

- ①給与支払者は、1月31日までに、従業員の1月1日現在における住所所在地の各市区町村に給与支払報告書を提出する。
- ②各市区町村は税額を計算し、5月31日までに、特別徴収税額の通知書等の必要な書類を給与支払者に送付する。
- ③給与支払者は特別徴収税額の通知書（納税義務者用）を従業員に引渡す。
- ④給与支払者は特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載された月割額を従業員の毎月の給料より引き去りする。
- ⑤給与支払者は引き去りした個人住民税を納入書で、翌月の10日までに各市区町村が指定した金融機関や各市区町村窓口で納入する。

上記事務フローを図で記載すると以下のとおりである。

< 個人住民税の特別徴収フローチャート >



このように、特別徴収事務手続のスタートは、給与支払者からの給与支払報告書の受理であり網羅的に入手することが重要であると考えられる。本市では、対象者より給与支払報告書を網羅的に入手するために以下の働きかけを行っている。

- 当初賦課前に前年特別徴収事業所且つ給与支払報告書の提出がない事業所へ電話照会を行い、給与支払報告書の提出を促している。
- 法人市民税係と連携し、新規設立法人あての書類送付時に特別徴収業務のパンフレットを同封し、給与支払報告書の提出から特別徴収の流れの周知を図っている。
- 税務署と連携し、年末調整関係資料の送付時に市への給与支払報告書の作成についての通知文を同封し、給与支払報告書の提出を促している。
- 毎年 11 月の年末調整説明会において、給与支払報告書の提出についての説明を行っている。
- 毎年 12 月と 1 月に税理士会へ給与支払報告書の提出を促している。

現在、給与支払報告書の未提出を防ぐための周知以外の直接の確認作業としては、当初賦課前に前年特別徴収事業所且つ給与支払報告書の提出がない事業所へ電話照会を行い、給与支払報告書の提出を促すということを行っている。しかし、新規設立法人については、前年度特別徴収が行われていないため確認作業の対象外であり、提出がなかった場合には漏れが生じる可能性がある。新規設立法人に対しては、法人市民税係と連携し新規設立法人あての書類送付時に特別徴収業務のパンフレットを同封し、給与支払報告書の提出から特別徴収の流れの周知を図っているが、直接の確認作業の対象となっていないため、新規設立法人が給与支払報告書を提出しなかった場合に入手が漏れる可能性がある。

(改善策)

法人市民税係と連携するなどして、新規設立法人についても給与支払報告書の入手が漏れることがないように新規設立法人リストなどと突合するなどの確認作業をする必要がある。

⑦給与支払報告書の未提出の事業者に係る調査結果報告について（意見）

給与支払報告書未提出の事業者に対して行った調査の内容と結果について現在報告体制が敷かれておらず報告がなされていないが、然るべき役職者に報告を行い組織として管理することで業務改善に役立てることが必要である。

(現状及び問題点)

個人住民税の特別徴収においては、給与支払者（特別徴収義務者）が市区町村に対して給与支払報告書を提出する必要があり、それを受けて特別徴収税額が決定されることから、給与支払者（特別徴収義務者）から給与支払報告書を網羅的に入手することが重要である。

本市では、給与支払報告書を網羅的に入手するために当初賦課前に前年特別徴収事業所且つ給与支払報告書の提出がない事業所へ電話照会を行い、給与支払報告書の提出を促しているが、調査結果の顛末について報告がなされていない。自治体の内部統制として、給与支払報告書の対象者が何件あり、そのうち何件が提出され、何件が提出されていないか、未提出のものに対

してどのようなアプローチで提出を促したか、最終的な未提出者件数とそれらに対しては今後どうするかといったことを報告し組織として管理することが必要である。こういった報告により対象者の異常な増減の識別、調査方法の妥当性の検討、未提出者に対する追跡調査方法の検討なども可能になるものと考えられる。

(改善策)

給与支払報告書未提出の事業者に対して行った調査の内容と結果について現在報告体制が敷かれておらず報告がなされていないが、然るべき役職者に報告を行い組織として管理することで業務改善に役立てることが必要である。

⑧特別徴収率の向上について（意見）

本市の特別徴収率は全国的にみて相対的に低い割合に留まっている。今後群馬県内では一斉指定（個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底すること）を実施する予定であるが、現在の低位な状況を踏まえて特別徴収制度に関する周知・広報活動等については特別徴収率の向上を目指し今後も重点的に継続して実施していく必要があると考えられる。

(現状及び問題点)

市の特別徴収に関する統計数値は下表のとおりである（市民税課特別徴収係より入手した資料に基づき記載）。

【特別徴収義務者数の推移（特別徴収義務のある事業所数）】

各年度6月30日現在

| 年度 | 特別徴収義務者数 | 対前年増減（人） | 対前年増減比 |
|--------|----------|----------|--------|
| 平成24年度 | 10,039 | 154 | 1.56% |
| 平成25年度 | 10,272 | 233 | 2.32% |
| 平成26年度 | 10,595 | 323 | 3.14% |
| 平成27年度 | 11,286 | 691 | 6.52% |
| 平成28年度 | 12,001 | 715 | 6.34% |

【特別徴収（給与）の納税義務者数】

各年度6月30日現在

| 年度 | 特別徴収納税義務者数（人） | 給与所得者（人） | 対前年増減比 | 特徴者の占有率 |
|--------|---------------|----------|--------|---------|
| 平成24年度 | 83,445 | 122,587 | 0.57% | 68.07% |
| 平成25年度 | 84,331 | 123,421 | 1.06% | 68.33% |
| 平成26年度 | 85,676 | 123,340 | 1.59% | 69.46% |
| 平成27年度 | 88,414 | 124,058 | 3.20% | 71.27% |
| 平成28年度 | 92,495 | 126,486 | 4.62% | 73.13% |

過去5年間の給与所得者に占める特別徴収の納税義務者数の割合は増加傾向にあるものの73%程度であり、「個人住民税における給与特徴率全国ランキング」における特別徴収率の全国平均が78.5%であるから、相対的に本市の特別徴収率は低いと言わざるを得ない状況にある。

本市の特別徴収率が低い背景には、群馬県内全域で一斉指定（個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底すること）が行われていなかったということが要因の一つとしてある。群馬県内全市町村では平成29年度より一斉指定を行う予定であることから、本市においても従来からの特別徴収推進事業に加え平成27年度より一斉指定の周知・広報・研修会を中心とした各種事業を実施している。

（改善策）

今後一斉指定の実施により特別徴収率の上昇も期待される場所ではあるが、現在の低位な状況を踏まえて、特別徴収制度に関する周知・広報活動等については特別徴収率の向上を目指し今後も重点的に継続して実施していく必要がある。

～参考：一斉指定について～

所得税の源泉徴収義務のある事業者（源泉徴収義務者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても特別徴収することが法律で義務づけられているが、従来特別徴収義務者に該当する事業所においても、各々の事情により特別徴収が徹底されておらず、普通徴収による納付が行われていた。群馬県内全市町村と群馬県では、法令遵守と従業員の利便性向上等の観点から、特別徴収を徹底することを全県一斉の取り組みとしておこなうこととなった。この一連の取り組みを一斉指定という。

この取り組みにより地方税法第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されることになる。今後給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められないことになる。

2. 法人市民税

(1) 意義・納税義務者

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮などを有する法人に課税される地方税である。法人市民税は、申告納税方式であるため、納税義務者である法人が自ら自己の課税標準及び税額を計算し、それに基づいて申告・納付する。

| 納税義務者 | 納税額 |
|---|--|
| 市内に事務所又は事業所を有する法人 | 均等割額＋法人税割額 |
| 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの | 均等割額 |
| 市内に事務所、事業所等を有する公益法人等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益事業を行うもの 均等割額＋法人税割額 ・ 収益事業を行わないもの 均等割額 |

注：法人市民税は、「均等割額」と「法人税割額」の2つからなり、「均等割額」は法人の資本金等の額及び従業者数といった企業規模、「法人税割額」は法人の所得部分に対して課税が行われる。

(2) 税額算定

【均等割額】

法人の利益に関係なく課税される税額部分であり、資本金等の額と従業者数により税率が決定する。本市内に事業所等を有していた月数により税額を計算する。

【法人税割額】

法人の利益に応じて課税される税額部分であり、国税に申告した法人税額を課税標準とし、各市町村で定めた税率を乗じて計算する。

(法人市民税の税率表)

| 区分 | 法人等の区分 | | 制限税率 | 標準税率 |
|-----|--------|--|----------|----------|
| 均等割 | 一号 | ア 公共法人及び公益法人等のうち、地方税法の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人を除く）及び一般財団法人（非営利型法人を除く） | 60,000 円 | 50,000 円 |

| 区分 | 法人等の区分 | 制限税率 | 標準税率 | |
|------|--|---|------------|------------|
| | く) ※非営利型法人は、アの公益法人等に該当 エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人以下であるもの | | | |
| | 二号 | 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人を超えるもの | 144,000円 | 120,000円 |
| | 三号 | 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人以下であるもの | 156,000円 | 130,000円 |
| | 四号 | 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人を超えるもの | 180,000円 | 150,000円 |
| | 五号 | 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人以下であるもの | 192,000円 | 160,000円 |
| | 六号 | 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人を超えるもの | 480,000円 | 400,000円 |
| | 七号 | 資本金等の額が10億円を超える法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人以下であるもの | 492,000円 | 410,000円 |
| | 八号 | 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人を超えるもの | 2,100,000円 | 1,750,000円 |
| | 九号 | 資本金等の額が50億円を超える法人で、市内に有する事務所等の従業者数が50人を超えるもの | 3,600,000円 | 3,000,000円 |
| 法人税割 | 平成26年9月30日以前に開始した事業年度 | 14.7% | 12.3% | |
| | 平成26年10月1日以後に開始した事業年度 | 12.1% | 9.7% | |

注：本市は制限税率を適用している。

(3) 申告及び納税の方法

法人市民税については、申告納税制度が採られており、納税者である法人が自ら自己の課税標準及び税額を申告し、その申告した税額を納付することが求められている。主な申告の種類としては「確定申告」「中間申告」「修正申告」がある。

【確定申告】

法人税法の規定によって、法人税の確定申告書（一般の確定申告書及び退職年金等積立金に係る確定申告書）を提出する義務のある法人は、その申告書の提出期限までに、均等割額、法人税割額その他必要な事項を記載した申告書を市町村長に提出し、その申告した税額（すでに納付の確定した税額を除く。）を納付しなければならない。

【中間申告】

法人税法の規定によって、法人税の中間申告書を提出する義務のある法人は、当該申告書の提出期限までに、法人税額を課税標準として算定した法人税割額（仮決算による中間申告以外の場合には、前事業年度の法人税割額を前事業年度の月数で除し6を乗じた額）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市町村長に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により中間納付額が10万円以下であるため法人税の中間申告書の提出を要しない法人については、法人市民税についても中間申告及びこれに基づく納付を要しない。

【修正申告】

確定申告書・中間申告書を提出した法人又は更正、決定を受けた法人は、申告書等に記載した税額に不足額があり、納付すべき税額があるときには遅滞なく、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、増加した税額を納付しなければならない。

（4）非課税制度・減免制度

【非課税制度】

市内に事業所等が存在し、納税義務者に該当していても、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない旨が地方税法に定められている。ただし、下記②に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- ① 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- ② 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条第5項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組

合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第2条第1項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等

【減免制度】

地方税法第323条において、市町村民税については「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と定めている。

また、本市においては、収益事業を実施していない場合に限り、公益法人、特定非営利活動法人等の法人市民税均等割を申請に基づき減免することとしている。

(5) 事務手続の概要

①課税対象の特定

課税対象となる法人等を特定するために、以下の業務を行っている。

・法人設立等異動申告書【設立・開設等】の收受及び登録

市内で法人を設立した場合は、市への設立等異動申告書の提出が義務付けられている。市民税課法人市民税係で、当該申告書を收受し、税系基幹システムへの登録が行われる。また、既に市外で事業所等を開設している場合に、新たに市内に事業所等を開設する場合は、市への設立等異動申告書の提出が義務付けられている。開設についても、市民税課法人市民税係で当該申告書を收受し、税系基幹システムに登録される。

市では、税系基幹システムで、法人市民税の課税対象となる法人の名称、所在地等を管理している。

・法人設立等異動申告書【異動等】の收受及び登録

市に登録のある法人について、本店所在地の変更、名称変更、事業年度変更、事業所等の移転、廃止、休業、解散、合併など、法人内容について異動があった場合は、遅滞なくこの申告書を提出しなければならない。

市では、法人新設・開設申告書と同様に、市民税課法人市民税係で当該申告書を収受し、税系基幹システムへ登録を行う。これにより、登録されている法人の市内及び市外への住所変更や廃業等を認識する。

・減免申請書の収受及び登録

減免の対象となる法人は、原則として減免の対象となる事由が発生した日以後、納期限 7 日前までに減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

市では、市民税課法人市民税係で当該減免申請書等を収受し、減免対象法人として所定の記録簿に記録している。

・未申告法人への通知発送

上記の届出等により、税系基幹システムに登録のある法人等について、申告期限 2 か月を経過し、申告書未提出の法人を税系基幹システムから抽出し、データベースで管理をしている。「法人市民税の申告について（お知らせ）」及び「未申告法人調査票」をデータベースで管理、出力し、当該調査票に通知の発送の有無及び発送日、返戻の有無を記録する。

なお、当該未申告先のうち、公用請求により、登記上既に破産や解散等が確認された法人については通知の発送先から除外し、税系基幹システム上も解散法人等として登録を行う。

・未登録法人の調査

法人市民税については申告納税方式により課税納税が行われるため、法人からの法人新設・開設申告書の届出がない場合、本来、税系基幹システム上登録されるべき法人が未登録となってしまう。税系基幹システム上未登録となった法人については、課税対象として認識されないため、課税漏れとなる可能性がある。

そのため、市ではこのような未登録法人に対して、登録を促すために、現地調査を行い、営業が確認された法人に対し、法人新設・開設申告書を送付し、登録を指導している。

また、群馬県行政県税事務所より毎月交付される申告データと、税系基幹システムに登録されている法人等情報との照合を行い、税系基幹システムに登録がない法人については、設立等異動申告書及び法人市民税申告書を送付し、市への登録・申告を指導している。

②法人市民税の調定手続

・申告書の発送

市の税系基幹システムに登録のある法人等について、決算月の翌月 20 日以内に納付書、申告書等を送付する。

・ 申告書の収受に係る事務処理

市民税課法人市民税係では、法人等から申告書の提出を受け、以下の手続を行う。

(a) 申告書収受

紙媒体の申告書で受け付ける場合、法人から郵送、持参された申告書に市の収受印を押印し、申告書の原本を受領するとともに、控えの申告書を返却する。電子媒体（eLTAX）での申告の場合、電子端末から申告書をプリントアウトし、紙媒体の申告書とあわせて管理する。

(b) 申告書の管理番号チェック

申告書記載の法人名を税系基幹システム上で確認し、管理番号を申告書に記載し、内容を審査した上で、申告区分及び管理番号順で、申告書をまとめるとともに申告書の内容を税系基幹システムに入力している。この時に申告書の内容に疑義のある場合は、提出元に確認し、法人名称や法人住所等の変更などがあれば、異動届出書の提出を指導する。

(c) 調定締め

税系基幹システムに入力された申告内容と、紙媒体の申告書（eLTAX 分については紙に出力した申告書）を照合する。申告日付、調定額を突合し、取込データに誤りがあれば修正した上で登録する。その後、エラーがないことを複数人でチェックし、調定締めを行う。

③減免に係る事務処理

法人市民税では、減免が認められているため、以下の事務手続により減免処理が行われる。

(a) 減免申請書の収受

減免希望法人に対しては毎年2月末日に「法人市民税減免申請書」、「均等割申告書」等の減免手続の案内を送付する。

(b) 減免申請の承認

期間内に受け付けた減免申請書について、必要となる書類の確認と、減免の要件を満たしていることを確認の上、部長の承認決裁をとり、減免申請法人へ減免となった旨の通知を送付する。

④更正の有無の確認

法人市民税のうち、法人税割額については法人税法上に規定される法人税額が課税標準となるため、国税の申告額が更正等により変更された場合、法人市民税についても税額が変動する。そのため、市ではこのような税額の変動に対して以下のような業務により更正等の有無を確認している。

(a) 群馬県行政県税事務所からの通知内容との照合

毎月群馬県行政県税事務所から送付される法人税額の通知内訳書を税系基幹システムに登録されている申告書内容と照合することで、申告書の内容が適切であることを検証している。

(b) 更正内容の入力

群馬県行政県税事務所から送付される法人税額通知内訳書と照合した結果、市においても更正が必要となるものについては、税系基幹システムに更正内容を反映させる。

(c) 通知書の送付

更正内容を入力後、出力された通知書を再度群馬県行政県税事務所等からの通知と照合する。増額分については納付書も出力される。減額分は還付口座を確認する。出力した通知書等については、決裁後に通知書と納付書を送付する。減額分については通知書のみを送付する。

(6) 調定額の推移

法人市民税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 6,042 | 0 | 9 | 5,837 | 0 | 10 | 5,561 | 0 | 21 |
| 滞納繰越分 | 37 | 9 | 18 | 27 | 6 | 13 | 23 | 2 | 8 |
| 計 | 6,080 | 9 | 27 | 5,865 | 7 | 24 | 5,585 | 3 | 12 |

調定額は、減少傾向にある。これは、法人税割税率の引き下げ等による影響があったものと予想される。一方、収入未済額の推移に大きな変化は見受けられない。

(7) 監査結果及び意見

①法人番号公表サイトの活用方法について（意見）

未登録法人を抽出する際の情報源として、平成27年度までは法人番号公表サイトを利用していなかったが、平成28年12月より法人番号公表サイトを活用している。今後、法人番号公表サイトの調査結果を踏まえ、既存の調査方法との重複の有無、実施時期などを検討し、詳細な活用方法を構築することが望ましい。

(現状及び問題点)

税系基幹システムに未登録となっている法人を抽出するために、市では、県税からの設立届

出、事業所税の貸付申告書、給与支払報告書、企業情報誌等を活用している。また、平成 28 年 11 月に実施された群馬県主催の情報交換会で法人番号公表サイトの活用に関して周知が行われたこともあり、平成 28 年 12 月より法人番号公表サイトを活用した調査も開始された。

(改善策)

今後、法人番号公表サイトの調査結果を踏まえ、既存の調査方法との重複の有無、実施時期などを検討し、詳細な活用方法を構築することが望ましい。

②調査継続法人について (意見)

本市では、未申告となっている法人、税系基幹システムに未登録となっている法人について、現地調査を行っている。平成 27 年度では 334 件の法人に対して調査を行っているが、そのうち連絡が取れなかった等の理由により調査を継続するとされた法人は 103 件（うち、2 年以上継続調査となっている件数は 35 件）であった。継続調査案件割合は、30.8%であり、適時調査の観点からは課題である。

複数年継続調査となっている案件（特に、現地調査により営業が行われていることを確認できている先）については、より早期に調査完了するために、調査期間、調査方法や指導方法を強化することが望ましい。

(現状及び問題点)

本市では、未申告となっている法人や税系基幹システムに未登録となっている法人について、現地調査を行っている。平成 27 年度では 334 件の法人に対して調査を行っているが、そのうち連絡が取れなかった等の理由により調査を継続するものとされた法人は 103 件あった。

サンプルで閲覧した調査票では、各担当者による詳細なフォローアップ内容が記載されており、調査内容に問題はない。しかし、継続調査案件割合は、30.8%であり、2 年以上継続調査となっている件数も 35 件あり、適時調査の観点からは課題である。

(改善案)

複数年継続調査となっている案件（特に、現地調査により営業が行われていることを確認できている先）については、より早期に調査完了するために、調査期間、調査方法や指導方法を強化することが望ましい。

3. 固定資産税及び都市計画税

【1】固定資産税（土地）

（1）意義・納税義務者

固定資産税（土地・家屋）は、土地・家屋の所有者に対して、その資産価値に応じて算定された税額を所在する市に納める市税である。固定資産税（土地・家屋）は、地方自治体が税額を計算し、納税額を決定する、いわゆる賦課課税方式を採用している。

対象となる資産は、以下のとおりである。

| 対象 | 例 |
|----|--|
| 土地 | 田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、ゴルフ場、鉄軌道用地、その他の土地 |
| 家屋 | 住宅、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物 |

納税義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋の所有者である。原則として、土地・家屋の所有者は、登記簿に登録されている又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録されている個人若しくは法人である。

（2）税額算定

固定資産税額は、「課税標準額×税率（1.4%）」の計算式により算出される。

①課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となるが、以下の課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合には、課税標準額の価格が低く算定される調整が行われる。

・公益事業等の特例

公共料金の抑制、公害対策の充実等の政策的見地から、当該施設において使用される固定資産は、税負担の軽減を図るため一定の期間に限り、その課税標準は固定資産の価格に一定の軽減率を乗じた額とする特例措置が適用される。

・住宅用地に対する課税標準の特例

専ら人の居住の用に供する家屋の敷地に供されている住宅用地は、税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用される。具体的には以下のとおりである。

(a) 200 m²を超える住宅用地については、家屋の床面積の10倍までの敷地面積まで課税標準をその価格の1/3の額とする

(b) 200 m²以下の住宅用地については、課税標準をその価格の1/6の額とする。

但し、住宅用地の特例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により勧告された特定空家等の敷地には適用されない。

②免税点

免税点とは、課税標準額が一定の額に満たないものについては課税しないとする制度である。これは、徴税の合理化を図るとともに、併せて零細な負担に配慮することによって、納税者の負担緩和を図る目的で設けられている。具体的には、市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が以下の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

土地：30万円

家屋：20万円

償却資産：150万円

③固定資産税（土地）の税額の算定

固定資産税（土地）の税額計算は以下の流れで行われる。

・評価額の決定

土地の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、当該価格を基に課税標準額が算定される。ただし、急激に税負担が上昇しないように、今年度評価額（小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率を乗じる）に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）に応じて税の負担調整措置が行われている。具体的には、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は徐々に負担水準を引き上げ、税負担の均衡化を図るための措置である。これは、税負担の公平を目指して全国統一となっている。

・課税標準額の決定

土地の課税標準額は、基本的には上記で算定された評価額となるが、前述したように課税標準の特例措置や負担調整措置が講じられており、これらを加味した上で課税標準額が算出される。

・税額の算出方法

税額は次の計算式により決定される。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

(3) 納付方法

課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や内容に不服がある場合の救済の方法等が記載された納税

通知書が、第1期納期月である4月の納期限前10日までに送達されるように納税義務者へ発送される。

納税義務者は当該納税通知書に基づき固定資産税を納付する。固定資産税の納付方法には、年税額が4,000円未満の場合は一括とし、4,000円以上の場合は、年税額を4回にわたり分割して納付する方法がある。

(4) 非課税制度・減免制度

【非課税制度】

登記（登録）上の所有者が存在するが、固定資産の所有者の性格や固定資産の性格・用途の特性を鑑みて、特定の固定資産については非課税とする旨が、地方税法に定められている。

①所有者の性格による非課税（人的非課税）

地方税法第348条第1項において、「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。」とされている。これは、固定資産を所有する者の性格上の公益性を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。但し、国、地方公共団体等が所有する一定の固定資産については、固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金が交付される。

②固定資産の性格・用途の特性による非課税（用途非課税）

地方税法第348条第2項において、以下に掲げる固定資産等に対しては、固定資産税を課することができないとされている。

- ・ 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
- ・ 墓地
- ・ 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
- ・ 公共の用に供する用悪水路、ため池等
- ・ 国宝、重要文化財、特別名勝等に指定若しくは認定された家屋又はその敷地
- ・ 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産

など

これは、公共性又は公益性の強い法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産に対して、その性格・用途を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。但し、固定資産を有料で借り受けた者が使用している場合においては、その所有者に課税することができる。

【減免制度】

減免制度とは、納税者に発生した納税義務を当該納税者の申請に基づき担税力の減少そ

の他の事情に着目して、課税権者である地方団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を免除するものである。

本市では、次の者に対し条例の定めるところにより減免することができるとしている。

- ・ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- ・ 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- ・ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
- ・ その他、特別の事由があるもの

（５）縦覧制度と閲覧制度

【縦覧制度】

・ 縦覧制度の趣旨

他の土地や家屋の評価額との比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であるか確認できるように、納税者は、同一市内の他の土地・家屋について、縦覧帳簿を閲覧することができる。

・ 縦覧できる者

縦覧できる者は、市内に課税される土地・家屋を所有している納税者に限る。そのため、市内に土地・家屋を所有している者でも、その土地・家屋が非課税物件の場合や、課税標準額の合計が免税点未満（土地 30 万円、家屋 20 万円）の土地・家屋のみを所有している場合は縦覧できない。また、土地のみを所有している者は、家屋の縦覧はできない。同様に、家屋のみを所有している者は、土地の縦覧はできない。なお、縦覧できるのは、納税者本人のほか、納税者と同一世帯の親族、納税管理人、法定代理人、納税者から委任を受けた者（委任状が必要）に限られている。

・ 縦覧期間

通常の場合、毎年 4 月 1 日から 4 月 20 日または当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供さなければならぬとされており、本市では、第 1 期の納期限日（4 月 30 日。但し、その日が土曜日又は休日にあたるときは、その翌日）までとしている。

【閲覧制度】

・ 閲覧制度の趣旨

縦覧制度が「他の土地・家屋の評価額との比較を通じて、自己の土地・家屋に関する評価額が適正であるか確認すること。」とされたことから、引き続き納税義務者が「固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分」を確認することができるよう、固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化されている。また、固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化さ

れたことにより、台帳を閲覧できる者が台帳記載事項の証明を求めることができるよう、固定資産課税台帳記載事項の証明制度も法定化されている。借地人・借家人については、その賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合もあり、その場合は、固定資産税の実質的な負担者であるとも考えられることなどの理由から、借りている土地や家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができる。

・ 閲覧できる者及び閲覧できる内容

| 閲覧者 | 閲覧できる内容 |
|------------------------|---|
| 固定資産税の納税義務者 | 当該納税義務に係る固定資産 |
| 納税義務者と同一世帯の親族 | |
| 納税管理人 | |
| 相続人 | |
| 法定代理人 | |
| 納税義務者から委任を受けた者（委任状が必要） | |
| 借地人 | 賃借土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、税相当額 |
| 借家人 | 賃借家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格、課税標準額、税相当額及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、税相当額 |
| 固定資産の処分をする権利を有する者 | 当該権利の目的である固定資産 |
| 賦課期日後の新所有者 | |

～参考～

【縦覧制度と閲覧制度の比較】

| | 縦覧 | 閲覧 |
|-----|--|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の納税者 ・ 納税者と同一世帯の親族 ・ 納税管理人 ・ 法定代理人 ・ 納税者から委任を受けた者（委任状が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の納税義務者 ・ 納税義務者と同一世帯の親族 ・ 納税管理人 ・ 相続人 ・ 法定代理人 ・ 納税義務者から委任を受けた者（委任状が必要） ・ 借地人、借家人 ・ 固定資産の処分をする権利を有 |

| | | |
|---------|---|---|
| | | する者 ・賦課期日後の新所有者 |
| 期間 | 毎年4月1日から第1期納期限まで（土曜・日曜祝休日除く） | 毎年4月1日から通年（土曜・日曜祝休日除く） |
| 内容 | 納税者が自己の固定資産（土地・家屋）の評価額が適正かどうかを判断するため、他の評価額と比較するための制度 | 納税義務者・所有者は自己の資産について、借地人・借家人は使用または収益の対象となる部分について閲覧することができる制度 |
| 確認できる事項 | ・土地価格等縦覧帳簿（土地の納税者のみ） ・家屋価格等縦覧帳簿（家屋の納税者のみ） 注：縦覧帳簿には、所有者は記載されていない | 固定資産課税（補充）台帳 |
| 手数料 | 無料 | 有料。ただし、縦覧期間中の納税義務者の閲覧のみ無料 |

（6）事務手続の概要

①土地の基本情報の異動等の把握

固定資産税（土地）の賦課にあたって必要な情報（所有者、地目、分筆、合筆等）の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

（a）登記済通知書による異動情報の把握

法務局より受領した登記済通知書に基づいて、所有者、地目等の変更、分筆、合筆等の把握を行う。登記済通知書の異動事由が次の場合等では現地調査の対象となる。

- ・宅地売買の場合
- ・農地、宅地の分筆、合筆の場合
- ・宅地の地目変更の場合
- ・新築・増築家屋の場合

なお、登記済通知書の異動内容が、家屋の課税にも影響する場合（住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合）には、家屋の担当者と連携を行い、調査を行っている。

（b）農業委員会農地部会資料による異動情報（農地転用）の把握

農地を農地以外の用途に供する場合は農地法の許可が必要となる。このため、農業委員会では、農地の所有者からの許可申請について審議を行っている。土地係では、農業委員会の審議資料に基づき、農地転用等の異動状況を把握し、現地調査の対象としている。

（c）家屋係からの新築・除却・滅失情報の入手による異動情報の把握

家屋係から入手した建築予定リスト、滅失情報等をもとに、各土地の地目異動情報等の

把握や現地調査計画の策定に役立てている。

(d) 評価替え時における航空写真による異動情報の把握

3年に1回の基準年度（注）ごとに航空写真を撮り、全筆について航空写真と課税情報を照合している。この照合によって、新築・滅失による地目変更や雑種地から駐車場用地への地目変更等の漏れの有無を確認し、現状の課税状況が適正であることの確認や、課税状況の修正等を実施している。照合の結果、航空写真と課税情報の不一致が疑われる場合や航空写真からは判別できない場合には現地調査の対象としている。

注：土地及び家屋の評価は、3年に1回、1月1日現在の適正な時価により評価を行い、3月末日までに決定される。この評価替えを行う年を基準年度という。

②土地の評価の実施

土地の基本情報の異動等を把握した後、その対象について現地調査を行い、その結果を税系基幹システムへ登録し、評価計算が行われる。

(a) 現地調査の実施

現地調査の対象とされた土地について、現地調査計画に基づいて、登記済通知書や土地調査票等を持参の上、土地調査を行う。なお、土地の現地調査における調査項目は地目の妥当性（住宅用地であるか非住宅用地であるか等）や画地認定の妥当性等である。

(b) 税系基幹システムへの登録及び評価

現地調査によって作成された土地調査票に基づき、担当者は税系基幹システムにその内容を入力し、システムにより評価額は自動計算される。

【2】固定資産税（家屋）

以下に記載した事項を除き、【1】固定資産税（土地）と同様である。

(1) 税額算定

①評価額（課税標準額）の決定

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に算定される。「新築家屋」と「新築家屋以外の家屋（在来分家屋）」の評価方法は異なっており、それぞれの評価方法は以下のとおりである。

(a) 新築家屋の評価

新築家屋の評価額は次の計算式により決定される。

評価額 = 再建築価格(注1) × 経年減点補正率(注2) × 評点一点当たりの価額(注3)

注1：評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費

注2：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したもの

注 3：1 円に家屋の資材費等の工事原価の地域格差を反映させる物価水準による補正率と工事原価に含まれていない設計監理費等を基礎として定められた設計管理費等による補正率を乗じたもの

(b) 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価額は、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われ、計算式は次のとおりである。ただし、下記算式により算出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、引き上げられることなく、前年度の評価額に据え置かれる。また、増改築又は損壊等がある家屋についてはこれらを考慮して再評価される。

評価額＝再建築価格（注 4）×経年減点補正率（注 2）×評点一点当たりの価額（注 3）

注 4：基準年度の前年度の再建築価格×再建築費評点補正率（注 5）

注 5：前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率

② 税額の算出方法

当初税額は次の計算式により算出される。

当初税額＝評価額（課税標準額）×税率（1.4%）

税額は、当初税額から、各種の減税措置による減額分を控除して算出される。家屋に関しては、新築住宅、バリアフリー改修など多種の減税措置が設けられている。

(2) 事務手続の概要

固定資産税（家屋）に関する主な事務手続の概要は以下のとおりである。

① 家屋の基本情報の異動等の把握

固定資産税（家屋）の賦課にあたって必要な情報（所有者、用途、面積、新築・増築及び滅失等）の異動等は、法務局より受領した登記済通知書に基づいて、所有者、家屋の用途等の変更、新築・増築家屋の把握及び滅失家屋の把握を行い、次の場合等では現地調査の対象となる。

- ・ 新たな所有者が宗教法人や社会福祉法人等で非課税の対象となる可能性がある場合等
- ・ 課税用途と登記用途が相違する場合
- ・ 課税面積と登記面積が相違する場合
- ・ 新築・増築家屋の場合
- ・ 滅失家屋の場合

なお、登記済通知書の異動内容が、土地の課税にも影響する場合（住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合）には、土地の担当者と連携を行い、調査を行っている。

②建築確認申請による新築・増築情報の把握

担当者は、登記済通知書による新築・増築情報の把握の他、毎月、市都市計画部建築指導課に保管されている建築確認申請情報を基に、新築・増築家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

③除却届・建物滅失届による滅失情報の把握

担当者は、登記済通知書及び納税者から提出された建物滅失届による滅失情報の他、市都市計画部建築指導課に提出される建築物除却届等により、滅失家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

④家屋の評価の実施

家屋の基本情報の異動等を把握した後、その対象について現地調査を行い、その結果を家屋評価システムへ登録し、評価計算が行われる。

(a) 現地調査の実施

現地調査の対象とされた家屋について、現地調査計画に基づいて、登記済通知書や家屋調査票等を持参の上、家屋調査を行う。なお、家屋調査においては、天井、壁、床の仕上げや建築設備の個数、外壁仕上げ等の多数の項目を確認する。

(b) 家屋評価システムへの登録及び評価

現地調査によって作成された家屋調査票に基づき、現地調査の担当者は家屋評価システムにその内容を入力し、システムにより評価額は自動計算される。

【3】固定資産税（償却資産）

納付方法、非課税制度・減免制度は、【1】固定資産税（土地）と同様である。

(1) 意義・納税義務者

①意義

法人や個人で工場や商店などを経営している事業者や、駐車場やアパートなどを貸し付けている事業者が、その事業のために用いている建物附属設備、構築物、機械、工具・器具及び備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税される。ただし、鉱業権・特許権・営業権・ソフトウェア・その他無形の減価償却資産及び自動車・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車・小型特殊自動車などは対象外である。

地方税法第 383 条の規定に基づき、毎年 1 月 1 日現在に所在している償却資産を 1 月 31 日までに所在地の市町村長に申告しなければならない。

・償却資産の種類

| 資産の種類 | 資産の例示 |
|------------|--|
| 構築物・建物附属設備 | 受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化設備、舗装路面など |
| 機械及び装置 | 太陽光発電設備、モーター、旋盤、ボール盤、ボイラー、プレス、コンベア、ホイスト、クレーン、立体駐車場の機械装置、土木建設用機械（ブルドーザー・パワーショベル・ロードローラー・アスファルトフィニッシャーなど）、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、その他各種業務用機械及び装置など |
| 船舶 | ボート、はしけ、釣船、クルーザーなど |
| 航空機 | ヘリコプター、グライダーなど |
| 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車（農耕作業用は最高速度が35km/h以上のもの。その他の車両は、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度15km/hをひとつでも超えるフォークリフトなど。登録車は車種番号が9、90～99、900～999のもの）、各種運搬車など。自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く |
| 工具・器具及び備品 | パーソナルコンピュータ、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容機器、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビなどの映像音響機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、計算機、複写機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、放送機器、各種工具、観賞用・興行用の生物、金庫、事務用機器など |

②納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が納税義務者である。償却資産の所有者は、償却資産課税台帳に所有者として登録されているものである。

(2) 税額算定

課税標準額に税率（1.4%）を乗じて税額が算出される。

①評価額（課税標準額）の決定

固定資産の評価は国の定めた固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額、取得年月日及び耐用年数に応じて、申告された資産一品ごとに、賦課期日（1月1日）現在の評価額

が決定される。

評価額の具体的な計算方法は以下のとおりであり、評価額の最低限度は取得価額の 5%である。

前年中に取得された償却資産：評価額＝取得価額×（1-減価率/2）

前年前に取得された償却資産：評価額＝前年度の評価額×（1-減価率）

②固定資産税（償却資産）の税額算定

税額は、固定資産評価額を決定し、固定資産評価額をもとに課税標準額を算定し、税率を乗じて税額を計算する。ただし、課税標準額の合計が、免税点である 1,500 千円未満の場合、課税されない。なお、課税標準額の合計が 1,500 千円未満の場合であっても、申告書の提出は必要である。

税額は次の計算式により算出される。

税額＝課税標準額×税率（1.4%）

（3）課税標準額の特例制度

地方税法第 349 条の 3 及び地方税法附則第 15 条の適用を受ける償却資産については、課税標準の軽減が定められている。

（4）実地調査

申告された内容を確認するため、実地調査（地方税法第 353 条及び第 408 条）並びに法人税及び所得税に関する書類を閲覧（地方税法第 354 条の 2）することが認められている。

また、調査等の結果、償却資産の申告及び修正申告が必要である場合には、現年度だけでなく、過年度に遡及して課税する（地方税法第 17 条の 5）ことができる。

（更正、決定等の期間制限）

第十七条の五：

更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。

- 3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。
- 4 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。
- 5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。
- 6 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して七年を経過する日まですることができる。

(5) 事務手続の概要

固定資産税（償却資産）に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

①提出された償却資産申告書の形式的なチェック及び固定資産課税台帳への入力

市内にある償却資産の所有者は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、所有している償却資産の状況を、市へ申告することとなる。申告手段としては、紙媒体の申告書以外に、電子申告（eLTAX）制度がある。償却資産係では、eLTAX で申告されたものも一度出力し、紙媒体の申告書による申告分を含めて、エラーチェックを行った上で、税系基幹システムに入力している。

②課税標準額の計算及び賦課計算

償却資産に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、税系基幹システムにより自動計算される。

③納税通知書の作成及び発送

固定資産税（償却資産）の納税通知書については固定資産税（土地・家屋）を含めて税系基幹システムで作成し、発送している。

④償却資産申告書の実質的内容のチェック及び調査

固定資産税（償却資産）は賦課税であるが、納税者の償却資産申告書により賦課計算を行っており、申告書の正誤が賦課計算の正確性に影響を与えることになる。このため、償却資産係では、地方税法に基づき関係機関に調査を行った情報と税系基幹システム登録情報を照合し、確認及び調査を実施している。

⑤未申告者の把握及び調査

一度、申告書が提出されたものの、翌年度以降申告書が提出されない場合には、登録されている課税台帳の年度更新によるみなし課税を行っている。

一方、提出されるべき申告書が一度も申告されない場合には、そもそも賦課計算が行われないことになる。まずは、一度、申告があることが重要となるため、償却資産係では、地方税法に基づき関係機関に調査を行った情報と税系基幹システム登録情報を照合し、免税点である1,500千円以上の未登録先について把握及び調査を実施している。

⑥その他

減免等については、納税義務者からの減免申請に対して、一定の承認手続きに基づき、決定する。

【4】都市計画税

(1) 意義・納税義務者

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う費用に充てるために、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内又は用途地域内に所在する土地及び家屋に対して課税されるものである。都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、都市計画施設とは次に掲げる施設をいう。

- ・交通施設(道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等)
- ・公共空地(公園、緑地、広場、墓園等)
- ・上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設等

都市計画税の納税義務者は、1月1日現在で、市街化区域内又は用途地域内に所在する土地又は家屋を所有している者である。

(2) 税額算定

都市計画税の納付税額の計算は、固定資産税とほぼ同じ方法であり、課税標準額に乗じる税率は0.2%である。また免税点については、固定資産税が免税点未満のものは都市計画税もかからず、納税も固定資産税と合わせて納付することになっている。

(3) 事務手続の概要

前述した固定資産税の手続と同様である。

【5】調定額の推移

固定資産税及び都市計画税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

(固定資産税)

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 21,325 | 27 | 163 | 21,643 | 18 | 131 | 21,403 | 12 | 85 |
| 滞納繰越分 | 844 | 72 | 582 | 739 | 74 | 486 | 606 | 50 | 421 |
| 計 | 22,170 | 99 | 746 | 22,383 | 93 | 617 | 22,009 | 62 | 506 |

(都市計画税)

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 2,044 | 2 | 14 | 2,057 | 1 | 13 | 2,060 | 1 | 8 |
| 滞納繰越分 | 55 | 6 | 30 | 43 | 7 | 19 | 32 | 4 | 14 |
| 計 | 2,099 | 9 | 44 | 2,101 | 8 | 33 | 2,092 | 6 | 23 |

調定額に大きな変動は見受けられない一方で収入未済額は減少傾向にある。滞納繰越分に関する収入未済額は、不納欠損処理額の影響もあると考えられるが、現年課税分における収入未済額は減少傾向にある。

【6】監査結果及び意見

①減免申請書の永年扱いについて（監査結果）

永年保存する必要がないと思われる減免申請書類が永年保存として管理されていた。減免申請の内容により、永年保存とする必要があるか、10年以上経過して保存する必要はないかどうかを判断し、保存区分を分けることが望ましい。

(現状及び問題点)

固定資産税の減免については、前橋市市税条例（以下「条例」という。）第 71 条第 1 項に以下の定めがある。

市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部または一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

これを受けて、前橋市市税条例施行規則（以下「規則」という。）第 6 条に以下の定めがある。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 条例第 71 条第 1 項第 1 号に該当する固定資産（以下省略）(2) 条例第 71 条第 1 項第 2 号に該当する固定資産<ol style="list-style-type: none">ア 学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条に規定する各種学校で、学校法人以外の者が直接教育の用に供する家屋 5 割以内イ 一定の地域において専ら当該地域の住民の行事、集会等の公共の用に供する集会所、運動広場その他これらに類する固定資産 全額ウ その他公益性があると市長が認めた固定資産 全額又は一部(3) 条例第 71 条第 1 項第 3 号に該当する固定資産（省略）(4) 条例第 71 条第 1 項第 4 号に該当する固定資産<ol style="list-style-type: none">ア 国又は地方公共団体により、公益のため買収された固定資産で、賦課期日までに所有権移転登記が完了しないもの 全額イ 賦課期日において法第 348 条第 2 項第 9 号から第 10 号の 10 までのいずれかに規定する者が所有する固定資産で、同日後にこれらの規定に該当するに至ったもの 全額又は一部ウ 相続税を物納により納付した者の当該物納に係る固定資産の物納後に到来する納期の税額 全額又は一部エ その他市長が適当と認める場合 全額又は一部 |
|---|

さらに、当該規則を受けて、具体的な取り扱いを定めた固定資産税減免事務取扱要領もある。

学校法人や社会福祉法人等が土地を取得し、建物を建築しているが、賦課期日後に事業に供した場合において、申請書を提出することにより、条例第 71 条第 1 項第 4 号及び規則第 6 条第 4 号イの規定により、減免している。なお、事業の用に供した時点で非課税申告書を提出することにより、翌年度から非課税扱いとなる。

平成 27 年度に新規の固定資産税減免申請のうち、社会福祉法人 2 件、学校法人 1 件に関しては平成 27 年度のみ減免申請であり、その後事業の用に供した平成 28 年度以降は非課税扱いとなる。にも関わらず、減免申請書類の保存年限は永年分として保管されていた。

永年保管する必要のない資料まで永年保存すると、保管場所のスペースが必要となるデメリットが生じる。

(改善策)

申請の内容により、永年保存とする必要があるか、すなわち 10 年以上経過して保存する必要はないかどうかを判断し、保存区分を分けることが必要である。

②減免調査票様式の表記変更について（意見）

生活困窮者等から減免申請が提出された場合、明らかに対象外の場合を除き申請を受け付け、聞き取り等を行い調査票が作成される。当該調査では今後一年分の収入見込み等を試算しているが、調査票上の表記は前年収入額等と記載されている。実際には、今後の収入見込みを記載しているため、様式の表記を変更することが必要である。

(現状及び問題点)

生活困窮者等から減免申請が提出された場合、明らかに対象外の場合を除き申請を受け付け、聞き取り等を行い調査票が作成される。当該調査は「作業手順書 (マニュアル)」に基づいて実施され、今後一年分の収入見込み等を試算し記載している。しかし、調査票の表記は前年収入額等と記載されている。

(改善策)

実際には、今後の収入見込みを記載しているため、様式の表記を変更することが必要である。

③減免理由の法的根拠の統一について（意見）

減免の理由に関して、同じ事象により減免している場合には、その法的根拠は統一すべきである。なお、規程に定められている理由による場合には、出来る限り具体的な理由を優先し、安易に特別な理由とすべきではない。

(現状及び問題点)

減免の各種規程については、「①減免申請書の永年扱いについて」で記載したとおりである。現在、市では、公益性があるとして減免している場合には、規則第 6 条第 2 号ウ及び同条第 4 号エの 2 つの規程を根拠としている。

市が管理している「平成 27 年度 減免該当一覧」の減免理由によれば、一部の減免申請事業者において、償却資産は第 2 号ウの公益を根拠として、家屋は第 4 号エの特別な事由を根拠として減免している。家屋と償却資産は申請の時期は異なるとしても、同じ事象により減免しているから、根拠は統一すべきである。

(改善策)

同じ事象により減免している場合には、その法的根拠は統一すべきである。なお、規程に定められている理由による場合には、出来る限り具体的な理由を優先し、安易に特別な理由とすべきではない。

④全筆調査資料の管理について（意見）

全筆調査の資料は、電子データで保管している。しかし、資料は班ごとにまとめられており他の班との情報共有に欠けているところがある。調査を公平に実施するために情報共有は一つの大切な要素であるため、担当課として一括管理し、情報共有することが必要である。

(現状及び問題点)

市では、平成 24 年度から 10 年間で全筆調査を行う計画としている。全筆調査は、航空写真及び地番図を基に土地課税台帳に登録された事項と現況の土地利用状況を照合し、課税台帳との不一致が疑われるものについて調査を行い、もって適正な評価、適正な課税を行うことを目的として、実施されている。また、全筆調査は、各 2 名程度の 5 班に分かれて、「固定資産評価基準」、「前橋市固定資産評価要領」といった基準に基づいて実施されている。班編成は、均一な業務（固定資産評価）が行われるように、職員の経験年数等を考慮して編成されている。

実際に各班で調査した資料は、電子データで保管している。しかし、資料は班ごとにまとめられており他の班との情報共有に欠けているところがある。

(改善策)

全筆調査は、複数年に渡って実施されること、複数の人員で実施すること、担当者が人事異動により変更になること等から、調査が公平に実施される体制を確保することは重要である。

調査資料は、担当課として一括管理し、情報共有することが必要である。

⑤全筆調査報告書の作成について（意見）

全筆調査は、複数年に渡って実施すること、また複数の人員で実施すること、担当者が人事異動により変更になること等から、毎年、実施した内容を報告書にまとめ、翌年度以降の調査に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

上記「④全筆調査資料の管理について」で記載のとおり、市では 10 年かけて全筆調査を実施することとしている。しかし、全筆調査を実施した結果としての報告書が作成されていない。どのように対応したのかは、システムに入力し、必要に応じて、上司の指示を仰いでいるが、入力されたシステムを拝見すると、担当者のメモ書きという印象であり、翌年度以降、担当者が変更となった時に引き継げるような内容とはなっていない。また、年度ごとに、調査の結果、地目が変更になったものの一覧を打ち出すことは可能であるが、報告書のように整理されて

いない。

調査を実施した結果は、適切に報告書としてまとめる必要がある。何件調査を実施して、何件の地目変更があったのかを地域ごとに集計することにより、次年度以降の調査の参考になると考えられる。また、班により、その精度に偏りが生じないように、班編成を見直すなどの措置を講ずることも重要である。調査結果を明確にするとともに、次年度以降の調査を効率的かつ効果的に実施する観点からも、報告書をまとめる必要がある。

(改善策)

全筆調査は、複数年に渡って実施すること、また複数の人員で実施すること、担当者が人事異動により変更になること等から、毎年、実施した内容を報告書にまとめ、翌年度以降の調査に活用する必要がある。

⑥償却資産未申告事業者への督促状発送の報告について（意見）

償却資産未申告事業者に対する督促状の発送を行っているが、結果について報告は行われていない。発送したことによる申告書の提出状況などに関して報告書をまとめ、報告する必要がある。

(現状及び問題点)

市は、毎年、地方税法第 383 条により償却資産申告書の受付処理を行っているが、期日までに申告しなかった未申告者に対して、督促状を発送している。なお、平成 25 年度～平成 27 年度の申告書発送数、督促状発送数、提出率は以下のとおりである。

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 申告書発送件数 | 10,600 | 10,938 | 11,470 |
| 督促状発送件数 | 1,618 | 1,714 | 1,951 |
| 提出件数（注） | 716 | 878 | 990 |
| 提出率 | 44.25% | 50.43% | 50.74% |

注：提出件数は、督促状発送後、年度末までに提出された申告書の数である（平成 25 年度は 3 月 29 日、26 年度は 3 月 28 日、27 年度は 3 月 31 日までに提出されたものをカウントしている。）

上記は、監査にあたって、監査人が督促状発送後に提出された申告書の件数について調査を依頼し、回答をいただいたが、督促状発送後に提出された申告書の件数については、課内で報告の稟議が作成されていない。未申告事業者への督促状の発送については伺いを起案し、発送を行っているのであるから、その後、督促状を発送したことによる効果についても当然検証し、報告すべきである。

また、現在は1回の督促を発送するのみであり、2回目の督促は実施しておらず、毎年実施している実地調査において未申告者も含めて調査を行っているとのことである。しかし、実地調査は全件実施するのに数年という時間がかかり、迅速な現状把握が出来ていない。

(改善策)

督促状発送後に提出された申告書の件数については、課内で報告の稟議が作成されていないが、督促状を発送したことによる効果についても検証し、報告すべきである。

また、適切な課税のために、2度目の督促を発送するなどし、迅速な現状把握に努めるべきである。

⑦償却資産未申告事業者の分析について（意見）

償却資産未申告事業者について督促状を発送しているが、結果の取り纏めは行われておらず、分析等は実施されていない。結果に基づいて分析し、償却資産申告書の提出率向上に努めるべきである。

(現状及び問題点)

市では毎年、償却資産未申告事業者に対して、督促状を発送しているが、どの事業者が毎年未申告であるかの分析は行っていない。このため、監査人が、最初に「あ」がつく事業者について、平成25年度～平成27年度について分析を行った。

(単位：件)

| 年度 | 単年のみ | 25と26 | 25と27 | 26と27 | 3年間 | 合計 |
|--------|------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 平成25年度 | 46 | 10 | 8 | — | 47 | 111 |
| 平成26年度 | 35 | 10 | — | 22 | 47 | 114 |
| 平成27年度 | 51 | — | 8 | 22 | 47 | 128 |

注：単年のみとは、当該年度のみ督促状を発送しており、それ以外の年度には、督促状を発送していない事業者数である。25と26とは、25年度と26年度に督促状を発送しており、27年度には督促状を発送していない事業者数である（25と27、26と27も同様）。3年間とは、25年度～27年度の3年間において、いずれも督促状を発送している（3年間一度も期日までに申告書を提出していない）事業者数である。

サンプル数を絞った限定的な調査ではあるが、督促状を発送している約4割の事業者が3年間で一度も期限内に申告書を提出していない。この比率を全体に当てはめるとすれば、前橋市内で約700件もの事業者が過去3年間一度も申告書を提出していないことになる。申告書未提出の事業者が必ずしも課税事業者ではないが、相当数の課税すべき事業者に償却資産に係る固定資産税が課税されていない可能性がある。

このような事業者に、ただ漫然と毎年督促状を送るのみでは効果的な施策と言えず、場合に

よっては経費の無駄遣いであり、一步踏み込んだ督促を実行する必要がある。課税すべき事業者に対して、何年間にも渡り課税していないことは、税負担の公平性を欠くことになる。ただ毎年督促状を発送するだけでなく、督促状を発送しても申告書を提出しない事業者について分析を行い、他の方法により申告書の提出を促す等の措置を講ずる必要がある。

(改善策)

毎年、督促状を発送しても、なお、申告書を提出しない事業者について分析する必要がある。その上で、毎年申告書を提出しない事業者に対しては、督促状を発送する以外の措置(例えば、電話連絡や現地訪問)を講ずることにより、申告書の提出率向上に努めるべきである。

4. 事業所税

(1) 意義

事業所税は、昭和 50 年度の地方税法の一部改正に伴って設けられた税であり、その用途を特定して徴収される目的税である。用途としては、人口・企業の過度の集中に伴う交通問題、公害問題、廃棄物処理問題等の都市機能の低下に対処し、都市環境整備及び都市機能の回復改善に関する事業に要する費用の充当である。その趣旨としては、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対し、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」や「従業者給与総額」という外形標準を基に税負担を求めるものである。

目的税である事業所税は、以下に掲げる事業に要する費用に充当される。

- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ・ 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ・ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ・ 河川その他の水路の整備事業
- ・ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ・ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ・ 公害防止に関する事業
- ・ 防災に関する事業
- ・ 都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業(土地区画整理事業、都市再開発事業など)
- ・ 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- ・ 一団地の住宅施設(住宅に付帯する通路その他の施設を含む)の整備事業
- ・ 流通業務団地の整備事業

事業所税は、人口 30 万人以上の指定都市等で課税が行われ、事業所等において事業を行う場合に課税対象となる。本市では、事業所税の課税団体に、平成 21 年 12 月 11 日付けで国より指定され、平成 22 年 6 月 1 日から課税が始まっている。

なお、事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいう。事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいう。事業所税は資産割と従業者割で構成される。

(2) 納税義務者

市内にある事業所等で事業を行う法人又は個人で課税標準の算定期間の末日現在において、以下の要件に該当する者が納税義務者となる。

- ・市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く）が 1,000 m²を超える場合
- ・市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを除く）が 100 人を超える場合

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務がある。なお、法律上事業を行う者が単なる名義人である場合は、事実上当該事業を行っている者が納税義務者となる。また、以下の貸ビルやみなし共同事業の場合に上記定義と異なるものが納税義務者になる場合がある。

(a) 貸ビル等の場合の納税義務者

貸ビル等の一部を借りて事業を行う場合は、当該貸室を借りて事業を行う者（使用者）が課税対象となる。したがって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分については、課税対象とならない。これは、当該貸付け部分が空室である場合も同じである。

貸ビル等の全部又は一部をテナントに貸し付けた場合は、当該貸主は「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」（以下、貸付申告書）によりその貸付け状況を申告する義務がある。

(b) 特殊な納税義務者

共同事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定するが、各々連帯納税義務が課せられることになる。具体的には、免税点判定や課税標準の計算は、共同事業にかかる事業所等に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、出資の額に応じた割合）を乗じて算定する。連帯納税義務とは、共同事業者の誰かについて市が納税不能と認めた場合には、他の者が納税を負担する義務を負うものである。なお、共同事業の規定から以下のみなし共同事業は除かれる。

みなし共同事業とは、特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合に、当該特殊関係者の行う事業を共同事業とみなすことを指す。特殊関係者と特殊関係者を有する者は連帯納税義務を負うことになる。特殊関係者は、地方税法施行令第5条第1項で定められており、以下の者をいう。

- ①納税者又は特別徴収義務者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ②前記①以外の納税者又は特別徴収義務者の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③前記①、②に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他の個人で、

納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

- ④納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる者を除く。）及びその者と前3号の一に該当する関係がある個人
- ⑤納税者又は特別徴収義務者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前4号の一に該当する関係がある個人
- ⑥納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦納税者又は特別徴収義務者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と第1号から第4号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

みなし共同事業に該当する場合には、特殊関係者を有する者は、特殊関係者の行う事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して免税点判定を行う。また、特殊関係者を有する者の事業所税額の算定は、特殊関係者の事業所床面積及び従業者給与総額を含まずに行う。

（3）税額算定

事業所税の税率は以下のとおりである。

資産割：1㎡につき600円

従業者割：0.25%

①資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積をいう。

課税標準の算定期間とは、法人にあつては事業年度（みなし事業年度を含む）、個人にあつては1月1日～12月31日までの期間（ただし年の途中で事業を開始・廃止した場合は開始の日から又は廃止の日までの期間）をいう。

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいう。事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいう。自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取り扱う。

なお、貸ビル内等の家屋で、場所指定の駐車場を特定して賃貸している場合は、借りている者の事業所として取り扱う。廊下等の直接事業の用に供しない部分も住居用以外の施設は課税の対象となる。事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれる。

②従業員割の課税標準

従業員割の課税標準は、市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業員に対して支払われた従業員給与総額である。

従業員とは、一般従業員のほか、役員（使用人兼役員を含む）、日々雇用する臨時従業員、出向社員などを含む。

従業員給与総額とは、課税標準の算定期間中に、従業員に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい、具体的には以下のとおりである。

- ・従業員給与総額に含まれるもの

給料、賃金、賞与、俸給、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税の取扱上非課税とならない現物給与、通勤手当等

- ・従業員給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱上非課税となる給与（通勤手当の一部等）、役員に対する利益処分による賞与等

また、パートタイマー等、従業員の勤務形態によって従業員給与総額に含まれるものと含まれないものがある。

（４）非課税、課税標準の特例、免税点、減免

【非課税】

地方税法の規定により、国・公共法人・公益法人等の法人自体の公共性・公益性から非課税とされるものと、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものがある。

（非課税対象施設の例）

- ・国及び公共法人
- ・公益法人等
- ・教育文化施設（博物館・図書館・幼稚園）
- ・公衆浴場
- ・病院・診療所等
- ・社会福祉施設等
- 他多数

【課税標準の特例】

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準の一定割合を軽減する措置のことをいう。課税標準の特例規定が適用される場合、施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除さ

れる。

(課税標準の特例対象施設の例)

- ・ 共同組合等
- ・ 各種学校等
- ・ 醸造業の製造用施設
- ・ ホテル・旅館用施設
- ・ 倉庫業者の営業用倉庫
- ・ 心身障害者多数雇用事業所
他多数

【免税点】

事業所税には資産割・従業者割について、それぞれ以下のとおり免税点がある。

(a) 資産割の免税点

資産割は、市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合には課税されない。免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行う。この場合、[事業所床面積－非課税床面積]の床面積で判定する。

(b) 従業者割の免税点

従業者割は、市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合は課税されない。免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行う。

ただし、免税点以下であっても次の①～③のいずれかに該当する場合は申告が必要となる。

- ①前事業年度又は前年の個人にかかる課税期間において事業所税の税額があった場合
- ②課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が 800 m²を超える場合
- ③課税標準の算定期間の末日現在において市内に所在する事業所等の合計従業者数が 80 人を超える場合

【減免】

本市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、前橋市市税条例及び前橋市中小企業者等に係る事業所税の減免に関する条例によって、次に掲げる事業者のうち、必要があると認めるものについて減免措置を講じている。減免を受けようとする場合は、法定納期限前 7 日までに申請が必要となる。

(前橋市市税条例)

- ・天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な被害を受けた事業者
- ・その他特別の事情がある事業者

(前橋市中小企業者等に係る事業所税の減免に関する条例)

- ・法人税法第2条第9号に規定する普通法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人等

(5) 申告期限

申告納付期限は、法人は事業年度終了の日から2か月以内、個人は翌年の3月15日まで、とされている。また、事業所用家屋の全部、又は一部をテナント等に貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋については、その貸付けることとなった日から、2か月以内に申告が必要となる。また、貸付けに関して申告した事項に異動が生じた場合には、その異動が生じた日から1か月以内に申告が必要とされている。

なお、市内において事業所等を新設・廃止した者は、事業所等を新設・廃止した日から1か月以内に「事業所等の新設・廃止・異動申告書」により申告を行う必要がある。

(6) 事務手続の概要

事業所税の申告に係る主な事務手続の概要は、以下のとおりである。

①申告書の発送

申告書の発送は、職員が封筒詰めを行い、発送している。他の税と違い、外部業者を利用していないが、これは、3月決算法人に対するものでも400件弱の件数であり、委託した場合の業者への説明の手間等を考えると職員で対応した方が効率的であるとの考えによるものである。発送前には、申告書発送先一覧と突き合わせることで発送の網羅性を検証し、その他新規開設先・合併解散・破産・決算期変更等の情報から発送先に問題がないか検証を行った上で発送する。

②申告書の入力

申告書の提出があれば、申告内容に誤りがないか審査・検算を行う。その際に前期の申告内容との比較を行い、変動があれば法人の担当者もしくは税理士に確認を行う。問題がなければ申告内容を税系基幹システムに入力し、事業所税データ管理表にて管理を行っている。

内容に誤りがある場合には、法人の担当者もしくは税理士に電話確認を行い、相互の確認の上それぞれで訂正を行う。

③貸付申告書の管理

貸付申告書の提出があれば、申告内容をデータベースに入力し年度ごとにまとめて管理

している。

データベースに入力したデータを活用し、事業者ごとに合計床面積が 800 m²を超過するか確認し、該当する事業者があった場合には、貸付申告書（データベース入力データ）と事業者からの事業所税申告書（税系基幹システム入力データ）を突き合わせ、未申告の場合には申告するよう指導を行う。

④減免申請書の検証

減免申請書の提出があれば、申告内容を確認し税系基幹システムに入力する。減免申請書のチェックは、第 44 号様式や添付されている図面から減免額を計算し、計算額と申請額が一致しているか確認を行う。また、倉庫業者や廃棄物処理業者、タクシー関連業者、教習所など、許可書の写しが必要な業者に関しては、添付書類に不備がないか確認する。

⑤未申告者の把握

経済誌等により新しく設立した法人や、規模を拡大した法人など、事業内容の情報を収集し未申告者がいないか検証している。

また、データベースの家屋データを活用し、事業者ごとに合計床面積が 800 m²以上の家屋を使用するか確認し、事業所税の税系基幹システムに登録がない先を抽出、事業所税が未申告となっていないか、貸付申告書の提出が漏れていないか検証を行っている。

(7) 調定額の推移

事業所税の過去 3 年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年 5 月 31 日現在

単位：百万円

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|-------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 1,347 | — | 0 | 1,363 | — | 2 | 1,385 | — | 0 |
| 滞納繰越分 | 1 | — | 0 | 1 | — | 0 | 2 | — | 0 |
| 計 | 1,348 | — | 1 | 1,364 | — | 2 | 1,387 | — | 0 |

調定額は、若干の増収傾向にあるものの大きな変化は見受けられない。

(8) 監査結果及び意見

①現地調査での確認事項の拡充について（意見）

現地調査は、主として事業所の面積確認（非課税部分含む）が主体となっており、従業者割の課税標準となる従業者給与総額の調査は行われていない。

現地調査の対象とした事業者が、従業者割の対象となっている事業者である場合には、従業者給与総額についても調査することが望ましい。

（現状及び問題点）

現在、資産税課から提供される建築確認申請リストや申告内容を確認する過程で疑義が生じた場合に現地調査を行っている。現地調査は2人1組で実施され、実施後に報告書も作成されている。調査は、主として事業所の面積確認（非課税部分含む）が主体となっており、従業者割の課税標準となる従業者給与総額の調査は行われていない。

（改善案）

現地調査の対象とした事業者が、従業者割の対象となっている事業者である場合には、従業者給与総額についても調査することが望ましい。

5. 市たばこ税

(1) 意義・納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者、卸販売業者（以下、卸売販売業者等という）が、市内に営業所を有する小売販売業者に製造たばこを売り渡す場合において、当該売り渡す製造たばこに対し、当該売り渡しを行う卸販売業者等に課税される税である。したがって、納税義務者は卸売販売業者等となる。

(2) 税額算定

市たばこ税の課税標準及び税率は以下のとおりである。

| 課税標準 | 区分 | 税率 |
|-----------|--------|--------|
| 売渡製造たばこ本数 | 旧3級品以外 | 5,262円 |
| | 旧3級品 | 2,495円 |

注：税率は1,000本あたりの金額。旧3級品はエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄。

(3) 納付方法と納付時期

市たばこ税の納税義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における課税標準数量及び当該課税標準数量に対する税額等を記載した申告書を市に提出し納付する。

(4) 事務手続の概要

市たばこ税の申告に係る主な事務手続の概要は、以下のとおりである。

- ①毎月末日までに、卸売業者等より前月分の売渡本数の申告が届く。
- ②市の担当者は、当該申告書を基に毎月の市たばこ税調定内訳「市たばこ税集計表」を作成し、「調定賦課決定書（通知書）」を作成する。
- ③調定賦課決定書等一式（「調定賦課決定書（通知書）」、「市たばこ税集計表」、「市たばこ税申告書」）について市民税課課長の決裁をとる。

(5) 調定額の推移

市たばこ税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年 5 月 31 日現在

単位：百万円

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|-------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 2,496 | — | — | 2,423 | — | — | 2,377 | — | — |
| 滞納繰越分 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 2,496 | — | — | 2,423 | — | — | 2,377 | — | — |

調定額は減少傾向にある。これは、下表のとおり喫煙人口が概ね減少傾向にあることが影響しているものと考えられる。なお、徴収方法の性質により、不納欠損や収入未済額が発生することは考えにくい。

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人口（人） | 339,365 | 338,345 | 341,254 | 340,091 | 339,714 |
| 成人人口（人） | 276,927 | 276,647 | 279,704 | 279,108 | 279,391 |
| 喫煙率（％） | 21.7 | 21.1 | 20.9 | 19.7 | 19.9 |
| 喫煙人口（人） | 60,331 | 58,646 | 58,700 | 54,990 | 55,735 |

注：「人口」及び「成人人口」は各年度 6 月末日現在。「喫煙率」は日本たばこ産業(株)全国たばこ喫煙者率調査より記載。「喫煙人口」は成人人口に喫煙率を乗じて算定している。

(6) 監査結果及び意見

①「市たばこ税集計表」への前年度実績の記載について（意見）

決裁文書の添付書類である「市たばこ税集計表」の様式を前年度の実績及び増減率を表示するような変更を行い、大幅な増減の有無を確認するなどし、一定の検証を行うことが望ましい。

(現状及び問題点)

決裁文書に添付している「市たばこ税集計表」は、業者からの報告数値を転記している資料であり、業者からの報告数値について特段の検証は行われていない。主要な販売業者は、日本たばこ産業株式会社及び TS ネットワーク株式会社であり、当該会社には別途国税等の調査も入ることから故意に誤った報告をする可能性は低いと考えられるものの、市として一定の検証を行うことは必要である。

(改善策)

「市たばこ税集計表」の様式を前年度の実績及び増減率を表示するような変更を行い、大幅な増減の有無を確認するなどし、一定の検証を行うことが望ましい。

6. 軽自動車税

(1) 意義・納税義務者

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について課税される市町村民税である。

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、市に主たる定置場所在地として登録されている軽自動車等の所有者が納税義務者となる。

(2) 税額算定

軽自動車税の税率は、以下のとおりである。

| 車種 | 税率 | |
|---------------|-------------|----------|
| 原動機付自転車 | 50cc 以下 | 2,000 円 |
| | 90cc 以下 | 2,000 円 |
| | 125cc 以下 | 2,400 円 |
| | ミニカー | 3,700 円 |
| 軽自動車及び小型特殊自動車 | 二輪 | 3,600 円 |
| | 三輪 | 3,900 円 |
| | 四輪乗用営業用 | 6,900 円 |
| | 四輪乗用自家用 | 10,800 円 |
| | 四輪貨物営業用 | 3,800 円 |
| | 四輪貨物自家用 | 5,000 円 |
| | 専ら雪上を走行するもの | 3,600 円 |
| | 農耕作業用 | 2,400 円 |
| | その他 | 5,900 円 |
| 二輪小型自動車 | 250cc 超 | 6,000 円 |

注：税率は1台あたりの金額

①重課税率の適用

グリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策)を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度分から、当該車両に係る軽自動車税について概ね20%税率が上乘せされる「経年車重課」が導入された。

| 車種 | | 平成 27 年 3 月 31 日ま でに新車新 規登録した 場合の税額 | 最初の新規検査の日 | | 13 年経過 (重課) | |
|------------|----------|---|--------------------|----------------------|----------------|----------|
| | | | 平成 27 年 4 月 1 日 | 平成 27 年 4 月 2 日以降 | | |
| | | | 平成 27 年度 から | 平成 28 年度 から | 平成 28 年 度以降 | |
| 軽 自 動 車 | 三輪 | 3,100 円 | 3,900 円 | | 4,600 円 | |
| | 四輪 以上 | 乗用・営業用 | 5,500 円 | 6,900 円 | | 8,200 円 |
| | | 乗用・自家用 | 7,200 円 | 10,800 円 | | 12,900 円 |
| | | 貨物・営業用 | 3,000 円 | 3,800 円 | | 4,500 円 |
| | | 貨物・自家用 | 4,000 円 | 5,000 円 | | 6,000 円 |

②軽課の適用開始

平成 27 年度に新車新規登録した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両については、その燃費性能に応じて平成 28 年度分に限り、軽自動車税の税率を軽減する特別措置「グリーン化特例（軽課）」が適用される。車種ごとの税率は、以下のとおりである。

| 車種区分 | | 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車新規登録した軽自動車 | | | |
|------|--------|--|-----------|-----------|---------------|
| | | ア (年額) | イ (年額) | ウ (年額) | ア～ウ以外 (年額) |
| 軽三輪 | | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | 3,900 円 |
| 軽四輪 | 乗用・自家用 | 2,700 円 | 5,400 円 | 8,100 円 | 10,800 円 |
| | 乗用・営業用 | 1,800 円 | 3,500 円 | 5,200 円 | 6,900 円 |
| | 貨物・自家用 | 1,300 円 | 2,500 円 | 3,800 円 | 5,000 円 |
| | 貨物・営業用 | 1,000 円 | 1,900 円 | 2,900 円 | 3,800 円 |

注：ア～ウの内容は以下の通りである。

ア．電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減）

イ．乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費基準達成車+35%達成車

ウ．乗用：イの軽自動車を除く、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物用：イの軽自動車を除く、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費

基準+15%達成車

※イ、ウについては、揮発油（ガソリン）の内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。

（3）納付方法と納付時期

市は、毎年4月1日の軽自動車等の所有者に対し、軽自動車税の納税通知書を送付する。軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

（4）非課税制度・減免制度

【非課税制度】

公用又は公共の用に供するものとして以下の場合には非課税として取り扱われる。

- ・市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。
- ・市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

（非課税の範囲）

- Ⅰ 救急用のもの
- Ⅰ 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- Ⅰ 血液事業のように供するもの
- Ⅰ 救護資材の運搬の用に供するもの
- Ⅰ 前各号に掲げる軽自動車等に類するもので市長が認めるもの

【減免制度】

軽自動車税に係る減免については地方税法第454条で以下のように規定されている。

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

市では、上記法令に基づき、条例において次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができるとしている。本市では、市税条例第89条及び第90条に基づき、以下に該当する場合に軽自動車税を減免している。

- ①公益のため直接専用する軽自動車等
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等（1台に限る）
- ③天災その他特別の事情により減免の必要があると認められる軽自動車等

④身体障害者等が所有する軽自動車等

⑤その構造が専ら身体障害者等の利用するためのものである軽自動車等

平成 27 年度における減免措置の状況は、以下のとおりである。

単位：千円、台

| | 公益専用 | 生活扶助 | 身体障害者等 | 計 |
|------|-------|------|--------|-------|
| 減免税額 | 1,715 | 137 | 7,744 | 9,596 |
| 減免台数 | 290 | 65 | 1,019 | 1,374 |

注：身体障害者等には車の構造による減免を含めている。

(5) 事務手続の概要

軽自動車税の調定に係る主な事務手続は、以下のとおりである。

①税系基幹システムへの登録

軽自動車税については、課税基準日が 4 月 1 日であり、税系基幹システム上 4 月 1 日に登録のある軽自動車等について課税が行われる。そのため、軽自動車税の課税にあたり、市では日々の業務の中で、税系基幹システム上に軽自動車等の情報登録が必要となる。当該登録にあたっての業務内容は、軽自動車、自動二輪（125cc 以上）、原動機付自転車及び小型特殊自動車で異なる。それぞれの業務手続は以下のとおりである。

(ア) 軽自動車の登録までの手続

軽自動車の所有者は、軽自動車検査協会にて軽自動車等の登録申請を行うと同時に、軽自動車税の申告書を提出する。当該申告書は軽自動車検査協会から群馬県市長会事務局へ送付され、市町村ごとに分けられ、取りまとめられる。

市は、群馬県市長会事務局より紙媒体の申告書を受け取り、申告書に付番して申告区分（新規・名義変更・廃車等）ごとに各担当者が税系基幹システムへ入力する。税系基幹システムに入力した登録情報と当該紙媒体の申告書とを入力担当者とは別の職員が照合し、入力内容が一致していること確認する。

登録された情報に基づき毎年 4 月 1 日時点で登録のある所有者に対し課税処理が行われ、納税通知書が発送される。

(イ) 自動二輪の登録までの手続

自動二輪の所有者が関東運輸局群馬運輸支局に税申告書を提出し、当該提出された申告書は群馬県市長会事務局で市町村ごとに分けられ、取りまとめられる。市は、群馬県市長会事務局より紙の申告書を受け取る。その後の流れは上記の軽自動車と同様である。

(ウ) 原動機付自転車及び小型特殊車両の登録までの手続

原動機付自転車及び小型特殊車両(以下「原付等」という)については、軽自動車や自動二輪と異なり、市へ直接登録が必要となる。市民税課窓口では原付等の新規登録等の受付を行っており、担当者は、届け出られた申請書に基づき税系基幹システムに登録を行う。申請書提出により登録が必要となる場合としては「新規登録」「名義変更登録」「廃車登録」「番号変更登録」のケースがあり、それぞれの業務内容は以下のとおりである。

(a) 新規登録の受付

原付等の新規登録の場合、窓口で「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載されている所有者の情報を住民情報と照会する。照会の結果、申請書の内容に問題がなければ、申請書に基づき、税系基幹システムに所有者情報、車台番号、登録年月日、排気量、交付するナンバープレートの番号を入力する。入力した内容について、入力担当者とは別の窓口担当者が入力内容に問題ないことを確認し、税系基幹システムに登録する。登録が完了した後、届出者にナンバープレート及び標識交付証明書を交付し、新規登録の受付業務は完了する。

(b) 名義変更の受付

原付等の新規登録及び名義変更の場合、窓口で「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載されている所有者の情報を住民情報と照会する。また、名義変更の場合、申請書に記載している変更前の所有者情報を税系基幹システムで照会し、税系基幹システムに登録があることを確認する。登録が確認できれば、税系基幹システム上登録されている車体情報の所有者情報を更新し、更新内容をもう一人の窓口担当者が確認して登録する。登録が完了した後、届出者に標識交付証明書と廃車申告受付書(旧所有者分)を交付し、名義変更の受付業務は完了する。

(c) 廃車登録の受付

原付等の廃車登録の場合、窓口で「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」と「標識」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載されている所有者情報を税系基幹システムで照会し、登録が確認できれば、廃車登録をする。入力担当者とは別の職員が照会した後、届出者に廃車申告受付書を交付し、廃車の受付業務は完了する。

② 当初賦課課税手続

税系基幹システム上、4月1日に登録のある軽自動車等の所有者は、軽自動車税の納税義務者となるため、同日に税系基幹システムに所有者として登録されている者について当初賦課手続を実施する。ただし、4月1日以前に新規購入や譲渡・譲受・廃車したもので、当初賦課処理日以降に新規登録、名義変更や廃車の申告書が回送されるものもあるため、市ではこれらの遡及登録分について当初賦課課税処理後に、随時異動処理を行う。

③納税通知書の作成・発送

当初賦課処理した課税データを業者に送付し、納税通知書の作成を依頼する。その後、業者より送付された納税通知書は、封入封緘業者へ委託する。4月下旬に封緘された納税通知書が納品され、担当者は発送件数等の確認を行い5月初旬に納税者の住所へ発送される。

④減免処理の手続

軽自動車税の減免について、適用を受けるものは、市へ「軽自動車税減免申請書」及び未納付の納税通知書を提出するとともに、減免事由を証明する書類の提示が必要となる。市民税課窓口では、「減免申請受付マニュアル」に基づき、減免申告書及び減免事由を証明する書類を確認し、提出書類に不備がないことを確認する。確認のうえ問題なければ減免申請書を受理し、受付印を押印した写しを交付する。そのうえで、税系基幹システム上減免処理登録を行い、減免処理に係る業務は完了する。

(6) 調定額の推移

軽自動車税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 631 | 0 | 6 | 652 | 0 | 5 | 669 | 0 | 4 |
| 滞納繰越分 | 23 | 2 | 15 | 21 | 2 | 13 | 19 | 1 | 12 |
| 計 | 654 | 2 | 21 | 674 | 3 | 19 | 688 | 2 | 17 |

調定額の推移は増加傾向にあることがわかる。「群馬県の財政状況」によると普通自動車等の自動車税の歳入状況は、平成25年度351億円、平成26年度346億円、平成27年度343億円であることも踏まえると増加要因は、軽四輪乗用車の需要が高いことが背景にあると考えられる。

(7) 監査結果及び意見

①申告書の照合について (意見)

市では、軽自動車税申告の入力者と照合者を分けることにより入力誤りを防止する対策を講じている。誰が入力したかについてはシステムで事後的に把握できる体制となっているものの照合者については、紙面で「済」印を押印しているのみであるため、事後的に誰が確認したかを確認することができない。

誰が照合を行ったか容易に確認できる方がより望ましい統制であると考えられることから照合印は担当者印で行うことが望ましい。

(現状及び問題点)

軽自動車税申告書の税系基幹システムへの入力については、諸税係の職員5名が担当しており、照合についても、当該職員5名のうち入力者以外の者が担当している。入力者の情報はシステム上にログが残るが、照合者については入力した情報を手作業で確認している為、システム上に証跡が残らない。

現在、市の運用としては、当該申告書に「済」の印を付すことで、入力と照合が完了していることを証跡として残しているが、誰が照合したか確認できない状態となっている。事後的に誰が確認したか検証できる方がより望ましい統制である。

(改善策)

入力者と照合者が別の者であることがわかるように、軽自動車税申告書にはそれぞれ記名式の押印で対応することが望ましい。

②検討課題の早期把握について (意見)

軽自動車においても普通自動車と同様の OSS(One Stop Service)の導入が検討されている。OSSの導入の決定はまだなされていないが、導入された場合の検討課題の洗い出し、特にシステム連携にあたっての課題を事前に把握しておくことが望ましい。

(現状及び問題点)

軽自動車税の課税事務は主に、以下の流れで行われている。

- ①「軽自動車税申告書の登録 (新規・廃車・減免・異動等)」
- ②「当初賦課課税手続」
- ③「納税通知書の作成・発送」
- ④「不達調査・公示送達」

市の担当者に確認したところ、このうち、①「登録 (新規・廃車・減免・異動等)」の作業が、他の業務と比較しても、相対的に作業負荷がかかっていた。その要因として、税系基幹システムへの入力の原始帳票は、窓口受付や群馬県市長会より受領される軽自動車税申告書であるが、これらはすべて紙媒体 (ほとんどが手書のもの) であるため、入力が全て手作業になるため

あると考えられる。

一方、県税である普通自動車税は、政府で推進された OSS(One Stop Service)が利用されており、データ連携により、入力作業は軽減されている。

群馬県市長会においても OSS(One Stop Service)を軽自動車にも利用できるか検討しているところであり、導入検討に向けて本市もヒアリングを受けている。OSS が導入された場合、手入力作業が大幅に軽減され、事務効率の向上が期待される。一方で導入にあたって以下のような検討課題が生じることが予想される。

①導入準備作業（現状確認、情報整理、プロジェクトチームの立上など）

②税系基幹システムへの連携プロセス構築作業

③職員への教育・研修

これらの作業には、一定のコストが伴うことになるが、市では詳細な検討課題は把握されていない。

（改善策）

OSS の導入の決定はまだなされていないが、導入された場合の検討課題の洗い出し、特にシステム連携にあたっての課題を事前に把握しておくことが望ましい。

～OSS(One Stop Service)～

自動車を保有するためには多くの手続（検査登録、保管場所証明申請等）と税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、自動車税、自動車取得税、自動車重量税等）が必要となる。これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことを可能としたのが、「自動車保有関係手続の OSS(One Stop Service)」である。

③口座振替の促進について（意見）

軽自動車税の督促状の発送率は 1 割を超えており、軽自動車税の平成 27 年度納付チャネル別実績は、コンビニ収納 56%、銀行振込 21%、口座振替 18%、その他 6%となっている。

納税通知書送付時に案内文を送る、広報誌への掲載等により口座振替促進活動を展開したりするなどし口座振替利用率の向上を目指すことが、市の運営にとってもより良いものとなっていくものと考えられる。

(現状及び問題点)

下記は、過去5年間の督促状の発送状況である。

単位：枚、台

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 督促状 | 18,355 | 19,019 | 19,148 | 18,428 | 18,567 |
| (年度当初) 登録台数 | 121,604 | 123,083 | 125,359 | 127,964 | 129,803 |
| 督促状発送率 | 15.09% | 15.45% | 15.27% | 14.40% | 14.30% |

上記のように、督促状の発送率は1割を超えており、軽自動車税の平成27年度納付チャネル別実績は、コンビニ収納56%、銀行振込21%、口座振替18%、その他6%となっている。

軽自動車税は、税額が小さいため、納付期限から半年遅らせても延滞金の計算は1,000円未満となり、地方税法20条の4の2の規定により、実際は延滞金がかからないことから、車検までに支払えば済むと考える市民もいることが督促を増やす一因になっていると考えられる。

市としても、このような状況が、毎年、継続してきている中でいかに督促発送に係るコストを減らすかが課題となっている。

口座振替の促進は、納税者の納付の手間が省け、市にとっては期限内納付を促進し、納付忘れによる督促状や催告書の送付経費や事務負担が軽減でき、徴収事務の効率化につながるメリットがある。また、主要な納付方法には、口座振替、金融機関窓口、コンビニ納付の3つの方法があるが、1件当たり納付コストは口座振替が最も低い(口座振替約10円、コンビニ収納約60円、滞納処分約1,100円)。

納税者にとっては納付の手間が省ける点、市にとっては事務手数料が低く、また、徴収事務の効率化が図れる点を考慮して、口座振替利用の促進を図るべきである。

(改善策)

現在、市のホームページ上で口座振替の案内を掲載しているが、毎月の自動引き落としによる支払手続の手間を省く等のメリットが掲載されていない。また、記載場所がわかりづらく、文字も小さいため、市民感覚としてはそもそも口座振替ができるという情報が得られているか疑問である。そのため、口座振替を利用することのメリットを記載し、市民へ推進を呼びかけ、文字のフォントを大きくしたり、他の周知する手段として納税通知書送付時に案内文を送る、広報誌への掲載等により口座振替促進活動を展開したりするなどし口座振替利用率の向上を目指すことが、市の運営にとってもより良いものとなっていくものと考えられる。

7. 入湯税

(1) 意義・納税義務者

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために課税される目的税である。入湯税は、市内の鉱泉浴場に入湯する者に課税され、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となり、入湯客から徴収し市へ納入する。

(2) 税額算定

入湯客 1 人 1 日 150 円である。ただし、日帰りの入湯客については、1 人 1 日 50 円とされている。

(3) 納入方法と納入時期

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）は、毎月 1 日から末日までの間に入湯客数及び入湯税額を記載した入湯税納入申告書を翌月 15 日までに市に提出し入湯税を納入する。

(4) 課税免除

前橋市市税条例第 125 条の 9 で定められており、以下に該当する場合は入湯税の課税が免除される。

- ・年齢 12 歳未満の者
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者
- ・市規則で定める者（市規則第 12 条により、治療又は療養のために入湯する者で、医師が発行した書類等を掲示することによりその旨が確認できるものとされている）

(5) 事務手続の概要

入湯税の事務手続の概要は、以下のとおりである。

- ①毎月 15 日を提出期限として、特別徴収義務者から前月分の申告書を受付。
- ②申告書の内容を確認。
- ③期日到来後、収納確認。

なお、条例により、鉱泉浴場を新たに経営する場合及び異動があった場合には市長に報告しなければならないとされている。また、新たに土地を掘削し、温泉源を利用するためには許可が必要となることから対象者の把握は、これらの情報から行っている。

(6) 調定額の推移

入湯税の過去3年間の調定額の推移は、以下のとおりである。

各年度 翌年5月31日現在

単位：百万円

| | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 調定額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 |
| 現年課税分 | 50 | — | — | 49 | — | 1 | 48 | — | — |
| 滞納繰越分 | — | — | — | — | — | — | 1 | — | — |
| 計 | 50 | — | — | 49 | — | 1 | 49 | — | — |

大きな変化は見受けられない。なお、平成27年度は特別徴収義務者が1者増加し、14者となっている。

(7) 監査結果及び意見

① 質問検査権の行使について（意見）

適切な申告がなされているかを確認するため、地方税法第701条の5（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）を行使することを検討することが望ましい。

（現状及び問題点）

入湯税の特別徴収義務者は、毎月の入湯客数を記載した入湯税納入申告書を翌月に市へ提出している。市は当該申告書の内容について、記載もれの有無及び記載内容の整合性を確認しているが、課税客体（入湯者）の網羅性や税額の正確性について特段の検証は行っていない。

また、条例により課税免除とする入湯者もいるが、その取扱いについて適切に行われているのか、事実上確認できていないのが現状である。

（改善策）

前橋市市税条例第125条の15で入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載する義務を課しており、また、5年間の帳簿保存義務を課している。市の徴税吏員は、地方税法第701条の5により質問検査権を行使できる。

したがって、定期又は不定期にでも実地調査を含め帳簿書類の提示を求めることを検討することが望ましい。

～参考～

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成

又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 特別徴収義務者
- 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

8. 収納・滞納整理事務

(1) 収納・滞納整理事務の概要

税金は、納税者又は特別徴収義務者が各租税法で定められた納期限までに納税者の自主的な納税によることとなっており、基本的には自主納付が原則となっている。納期限までに税金が完納されない場合には、納期限を守り納税した者との税負担の公平性を担保するために、当初の納税義務額に納期限の経過期間に応じ延滞金として、金利相当分をあわせて納めることを義務付けている。

滞納した場合は、地方税法に基づき納期限後20日以内に督促状を発送するほか法令の定めはないが文書による催告などを行う。それでも税金や延滞金が完納されない場合は、自宅訪問や電話による催告、納税義務者の担税力を調査するために財産調査等の手続を実施することとし、納税義務者の財産や給与等を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになる。また、本市では、前述のとおり法令の定めにはないが、財産の差し押さえに先立ち催告書及び最終催告書の発送を自主的な納税を促進する目的で実施している。市税の滞納は、市側にとっては事務コストを要することとなり、納税義務者にとっても、当初の納税額に延滞金を加算された納税負担を求められるばかりでなく、財産の差押えや公売という滞納処分を受けることになるなど適時適切に自主納付した場合と比較し多大な負担となる。

過去3か年における徴税コストの推移は、以下のとおりである。

【過去3か年の市税徴収事業の費用】

(一般会計)

単位：千円

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 市税徴収事業 | 62,241 | 63,033 | 65,960 |

注：この他に人件費も費用となる。

上記費用の多くは、主に通信運搬費（郵送料）による支出である。下表のとおり、督促状の発送から滞納処分に至るまでに必要な郵送費等を試算すると、他の期限内納付方法に比べ、市が負担する費用は、コンビニ収納の約18倍、口座振替の約110倍にも上る試算となっている。結果として、この負担は、期限内に適切に納付した者が負担した市税の一部を財源としておりと考えられ、本市としても納税方法を多様化し、口座振込だけでなく、コンビニやペイジー等による方法など多様な納付方法を設けており、期限内の自主納付を進める施策を行っている。

【1件当たりに掛かる滞納処分コスト】

| 区分 | 口座振替 | コンビニ収納 | 滞納処分 |
|----------|------|--------|--------|
| 市が負担する費用 | 約10円 | 約60円 | 約1100円 |

本市における収納率は、下表のとおり、全国の政令指定都市・中核都市との比較でも高い収納率を確保している。

H28・5 政令指定市・中核市 合計収納状況

H27年度

(単位：千円、%)

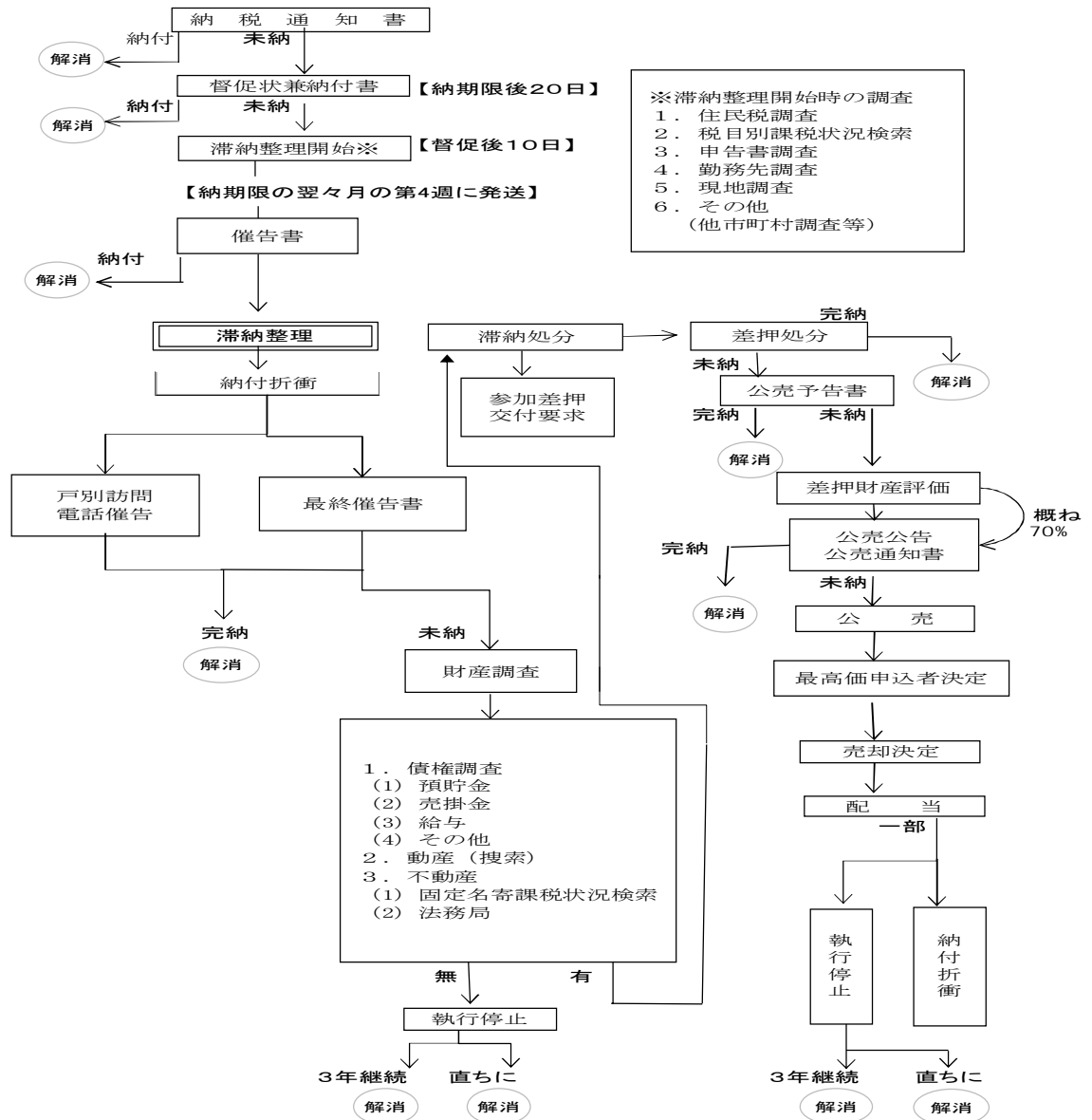
| 市名 | 調定額 | | | 収入額 | | | 収入歩合(B/A) | | | | | |
|------|---------------|-------------|---------------|---------------|------------|---------------|-----------|----|-------|----|-------|----|
| | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計(A) | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計(B) | 27年度 | | | | | |
| | | | 27年度 | | | 現 | 順位 | 滞 | 順位 | 計 | 順位 | |
| 名古屋 | 505,552,183 | 3,787,712 | 509,339,895 | 503,933,771 | 1,680,456 | 505,614,227 | 99.68 | 1 | 44.37 | 2 | 99.27 | 1 |
| 横浜 | 719,076,131 | 8,096,566 | 727,172,697 | 715,277,793 | 3,685,064 | 718,962,857 | 99.47 | 6 | 45.51 | 1 | 98.87 | 2 |
| 大分 | 76,174,739 | 1,271,811 | 77,446,550 | 75,922,078 | 475,664 | 76,397,742 | 99.67 | 2 | 37.40 | 8 | 98.65 | 3 |
| 豊田 | 118,757,927 | 1,913,119 | 120,671,046 | 118,289,770 | 657,248 | 118,947,018 | 99.61 | 3 | 34.35 | 17 | 98.57 | 4 |
| 京都 | 252,670,194 | 4,752,688 | 257,422,882 | 251,218,409 | 1,741,557 | 252,959,966 | 99.43 | 8 | 36.64 | 9 | 98.27 | 5 |
| 高槻 | 49,877,766 | 1,017,222 | 50,894,988 | 49,599,845 | 408,187 | 50,008,032 | 99.44 | 7 | 40.13 | 4 | 98.26 | 6 |
| 前橋 | 52,149,011 | 1,069,018 | 53,218,029 | 51,915,546 | 289,420 | 52,204,966 | 99.55 | 4 | 27.07 | 38 | 98.10 | 7 |
| 川崎 | 300,508,140 | 6,124,380 | 306,632,520 | 298,324,286 | 2,415,724 | 300,740,010 | 99.27 | 10 | 39.44 | 5 | 98.08 | 8 |
| 福岡 | 284,143,818 | 5,975,512 | 290,119,330 | 281,982,450 | 2,155,713 | 284,138,163 | 99.24 | 13 | 36.08 | 12 | 97.94 | 9 |
| 枚方 | 55,706,622 | 1,404,021 | 57,110,643 | 55,413,774 | 470,713 | 55,884,487 | 99.47 | 5 | 33.53 | 21 | 97.85 | 10 |
| 北九州 | 156,442,414 | 3,664,721 | 160,107,135 | 155,288,371 | 1,289,218 | 156,577,589 | 99.26 | 12 | 35.18 | 15 | 97.80 | 11 |
| 札幌 | 285,538,969 | 7,035,809 | 292,574,778 | 283,261,000 | 2,653,071 | 285,914,071 | 99.20 | 18 | 37.71 | 7 | 97.72 | 12 |
| 神戸 | 271,829,383 | 6,711,312 | 278,540,695 | 269,617,976 | 2,274,452 | 271,892,428 | 99.19 | 21 | 33.89 | 18 | 97.61 | 13 |
| 大阪 | 660,348,410 | 16,164,673 | 676,513,083 | 655,979,750 | 4,107,887 | 660,087,637 | 99.34 | 9 | 25.41 | 44 | 97.57 | 14 |
| 仙台 | 186,280,920 | 4,983,819 | 191,264,739 | 184,620,936 | 1,821,434 | 186,442,370 | 99.11 | 31 | 36.55 | 10 | 97.48 | 15 |
| 静岡 | 126,826,894 | 3,585,779 | 130,412,673 | 125,841,925 | 1,235,764 | 127,077,689 | 99.22 | 17 | 34.46 | 16 | 97.44 | 16 |
| 那覇 | 45,222,566 | 1,324,974 | 46,547,540 | 44,841,768 | 511,361 | 45,353,129 | 99.16 | 25 | 38.59 | 6 | 97.43 | 17 |
| 東大阪 | 74,660,441 | 2,499,182 | 77,159,623 | 73,981,010 | 1,097,949 | 75,078,959 | 99.09 | 34 | 43.93 | 3 | 97.30 | 18 |
| 長野 | 58,074,253 | 1,712,116 | 59,786,369 | 57,596,441 | 562,833 | 58,159,274 | 99.18 | 23 | 32.87 | 25 | 97.28 | 19 |
| 福山 | 72,565,263 | 2,160,174 | 74,725,437 | 72,030,351 | 609,675 | 72,640,026 | 99.26 | 11 | 28.22 | 33 | 97.21 | 20 |
| 越谷 | 47,118,390 | 1,398,743 | 48,517,133 | 46,624,348 | 508,525 | 47,132,873 | 98.95 | 40 | 36.36 | 11 | 97.15 | 21 |
| 八王子 | 90,203,484 | 3,015,592 | 93,219,077 | 89,420,597 | 996,147 | 90,416,744 | 99.13 | 27 | 33.03 | 23 | 96.99 | 22 |
| 浜松 | 128,965,729 | 4,329,424 | 133,295,153 | 127,885,678 | 1,264,670 | 129,150,348 | 99.16 | 24 | 29.21 | 30 | 96.89 | 23 |
| 新潟 | 119,929,256 | 4,323,091 | 124,252,347 | 118,966,210 | 1,167,263 | 120,133,473 | 99.20 | 20 | 27.00 | 40 | 96.69 | 24 |
| 堺 | 132,145,297 | 5,045,026 | 137,190,323 | 130,966,146 | 1,666,182 | 132,632,328 | 99.11 | 32 | 33.03 | 24 | 96.68 | 25 |
| さいたま | 224,924,436 | 8,771,507 | 233,695,943 | 222,965,718 | 2,936,592 | 225,902,310 | 99.13 | 28 | 33.48 | 22 | 96.67 | 26 |
| 長崎 | 55,079,835 | 2,192,555 | 57,272,390 | 54,535,459 | 779,372 | 55,314,831 | 99.01 | 37 | 35.55 | 13 | 96.58 | 27 |
| 岡崎 | 66,886,491 | 2,428,615 | 69,315,106 | 66,292,797 | 646,994 | 66,939,791 | 99.11 | 29 | 26.64 | 41 | 96.57 | 28 |
| 松山 | 67,422,130 | 2,562,496 | 69,984,626 | 66,872,133 | 692,430 | 67,564,563 | 99.18 | 22 | 27.02 | 39 | 96.54 | 29 |
| 高松 | 63,393,404 | 2,368,197 | 65,761,601 | 62,779,101 | 659,968 | 63,439,069 | 99.03 | 36 | 27.87 | 34 | 96.47 | 30 |
| 千葉 | 174,740,171 | 7,311,389 | 182,051,560 | 173,186,613 | 2,347,995 | 175,534,608 | 99.11 | 30 | 32.11 | 27 | 96.42 | 31 |
| 倉敷 | 81,598,257 | 3,419,783 | 85,018,040 | 80,977,279 | 947,151 | 81,924,430 | 99.24 | 14 | 27.70 | 36 | 96.36 | 32 |
| 和歌山 | 58,031,657 | 2,363,504 | 60,395,161 | 57,529,876 | 588,538 | 58,118,414 | 99.14 | 26 | 24.90 | 46 | 96.23 | 33 |
| 広島 | 208,085,402 | 5,903,774 | 213,989,176 | 204,087,437 | 1,771,413 | 205,858,850 | 98.08 | 65 | 30.00 | 29 | 96.20 | 34 |
| 下関 | 33,273,356 | 1,334,510 | 34,607,866 | 33,007,544 | 278,849 | 33,286,393 | 99.20 | 19 | 20.90 | 60 | 96.18 | 35 |
| 西宮 | 84,102,248 | 3,572,536 | 87,674,784 | 83,460,520 | 865,719 | 84,326,239 | 99.24 | 15 | 24.23 | 50 | 96.18 | 36 |
| 柏 | 64,338,291 | 2,863,365 | 67,201,656 | 63,635,366 | 961,571 | 64,596,937 | 98.91 | 43 | 33.58 | 19 | 96.12 | 37 |
| 高知 | 44,445,781 | 1,982,870 | 46,428,651 | 44,103,830 | 489,339 | 44,593,169 | 99.23 | 16 | 24.68 | 47 | 96.05 | 38 |
| 久留米 | 39,850,801 | 1,791,905 | 41,642,706 | 39,397,987 | 582,930 | 39,980,917 | 98.86 | 46 | 32.53 | 26 | 96.01 | 39 |
| 相模原 | 111,836,472 | 4,884,932 | 116,721,404 | 110,509,936 | 1,503,393 | 112,013,329 | 98.81 | 51 | 30.78 | 28 | 95.97 | 40 |
| 盛岡 | 41,930,612 | 2,005,148 | 43,935,760 | 41,470,007 | 672,461 | 42,142,468 | 98.90 | 44 | 33.54 | 20 | 95.92 | 41 |
| 宮崎 | 51,808,444 | 2,750,713 | 54,559,157 | 51,328,966 | 790,133 | 52,119,099 | 99.07 | 35 | 28.72 | 31 | 95.53 | 42 |
| 岡山 | 112,594,797 | 5,357,248 | 117,952,045 | 111,390,402 | 1,263,293 | 112,653,695 | 98.93 | 42 | 23.58 | 53 | 95.51 | 43 |
| 船橋 | 97,357,999 | 4,759,738 | 102,117,737 | 96,160,551 | 1,366,542 | 97,527,093 | 98.77 | 54 | 28.71 | 32 | 95.50 | 44 |
| 熊本 | 99,023,802 | 4,722,029 | 103,745,831 | 97,849,427 | 1,140,470 | 98,989,897 | 98.81 | 50 | 24.15 | 51 | 95.42 | 45 |
| 川越 | 55,481,538 | 2,775,194 | 58,256,732 | 54,801,106 | 770,534 | 55,571,640 | 98.77 | 53 | 27.77 | 35 | 95.39 | 46 |
| 高崎 | 59,473,617 | 3,071,663 | 62,545,280 | 58,935,807 | 721,107 | 59,656,914 | 99.10 | 33 | 23.48 | 55 | 95.38 | 47 |
| 姫路 | 95,823,712 | 4,863,265 | 100,686,977 | 94,806,352 | 1,180,619 | 95,986,971 | 98.94 | 41 | 24.28 | 49 | 95.33 | 48 |
| 豊中 | 66,976,880 | 3,420,110 | 70,396,990 | 66,147,525 | 857,363 | 67,004,888 | 98.76 | 57 | 25.07 | 45 | 95.18 | 49 |
| 奈良 | 51,120,246 | 3,295,372 | 54,415,618 | 50,588,832 | 1,167,057 | 51,755,889 | 98.96 | 39 | 35.42 | 14 | 95.11 | 50 |
| 横須賀 | 61,174,882 | 3,242,527 | 64,417,409 | 60,480,474 | 762,732 | 61,243,206 | 98.86 | 45 | 23.52 | 54 | 95.07 | 51 |
| 大津 | 49,697,414 | 2,612,118 | 52,309,532 | 49,096,753 | 588,032 | 49,684,785 | 98.79 | 52 | 22.51 | 57 | 94.98 | 52 |
| 鹿児島 | 85,452,123 | 4,677,563 | 90,129,686 | 84,395,961 | 1,128,256 | 85,524,217 | 98.76 | 56 | 24.12 | 52 | 94.89 | 53 |
| 金沢 | 78,932,468 | 4,639,231 | 83,571,699 | 78,111,962 | 1,055,545 | 79,167,507 | 98.96 | 38 | 22.75 | 56 | 94.73 | 54 |
| いわき | 49,149,603 | 2,775,215 | 51,924,818 | 48,426,738 | 758,859 | 49,185,597 | 98.53 | 62 | 27.34 | 37 | 94.72 | 55 |
| 函館 | 32,028,029 | 1,882,599 | 33,910,628 | 31,595,763 | 500,828 | 32,096,591 | 98.65 | 60 | 26.60 | 43 | 94.65 | 56 |
| 宇都宮 | 91,796,545 | 5,368,442 | 97,164,987 | 90,614,957 | 1,311,062 | 91,926,019 | 98.71 | 59 | 24.42 | 48 | 94.61 | 57 |
| 郡山 | 46,759,358 | 2,800,397 | 49,559,755 | 46,212,952 | 573,334 | 46,786,286 | 98.83 | 48 | 20.47 | 61 | 94.40 | 58 |
| 尼崎 | 77,194,598 | 5,031,115 | 82,225,713 | 76,119,766 | 1,339,737 | 77,459,503 | 98.61 | 61 | 26.63 | 42 | 94.20 | 59 |
| 豊橋 | 63,323,480 | 4,028,708 | 67,352,188 | 62,530,773 | 777,911 | 63,308,684 | 98.75 | 58 | 19.31 | 62 | 94.00 | 60 |
| 秋田 | 43,463,145 | 2,955,259 | 46,418,404 | 42,948,538 | 656,639 | 43,605,177 | 98.82 | 49 | 22.22 | 58 | 93.94 | 61 |
| 富山 | 71,330,580 | 4,613,568 | 75,944,148 | 70,517,004 | 804,451 | 71,321,455 | 98.86 | 47 | 17.44 | 63 | 93.91 | 62 |
| 旭川 | 39,502,552 | 2,800,359 | 42,302,911 | 38,907,525 | 451,281 | 39,358,806 | 98.49 | 63 | 16.12 | 64 | 93.04 | 63 |
| 青森 | 34,583,206 | 2,547,311 | 37,130,517 | 34,155,831 | 331,025 | 34,486,856 | 98.76 | 55 | 13.00 | 65 | 92.88 | 64 |
| 岐阜 | 65,555,723 | 5,870,375 | 71,426,098 | 64,478,801 | 1,227,973 | 65,706,774 | 98.36 | 64 | 20.92 | 59 | 91.99 | 65 |
| 合計 | 7,870,312,285 | 249,983,688 | 8,120,295,974 | 7,804,214,598 | 73,995,675 | 7,878,210,273 | 99.16 | | 29.60 | | 97.02 | |

本市における収納率は他市と比較し高い。しかし、納税義務者の種々の事情から滞納額が現実に発生しており、平成27年度の滞納繰越額は1,069,018千円となっている。

また、滞納額に対する収入額をみるといずれの市においても、50%未満であり、現年課税分の収納率と比較し、大幅に低下する傾向にある。滞納整理事務は、滞納者の種々の滞納事情があり、滞納者の状況、生活困窮度等を確認業務を実施する必要がある。また、応能負担の原則に基づき、市民個々の担税力に基づいた滞納状況を判断するとともに、手続の実施及び減免・滞納処分の停止の判断において、税負担の公平性も保つ必要がある。

(2) 事務手続の概要

個々の滞納状況によって実施される業務の流れに多少の相違はあるものの、主な滞納整理事務の業務フローは以下のとおりである。



① 納税通知書の発送

納税義務者に対して、期日までに自主納付するよう納税通知書を送付する。納税義務者は当該通知を受領した後、期限までに納付を行う必要がある。本市においては、期限内納付の促進、利便性を考慮し、口座振替、コンビニ、ペイジー等の多様な納税方法を設けている。

② 督促状の発送

納税者が納税通知書の納期限までに、納税を行わない場合、督促状を発送する。督促状は、地方税法第 329 条等で納期限後 20 日以内に発することとされている。

本市における督促状の発送状況は、以下のとおりである。督促状の発送件数は減少傾向にある。

【過去3年度の督促状発付状況】

単位：枚数

| 区分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 固定資産税・都市計画税 | 61,820 | 59,294 | 58,075 |
| 市県民税(普通徴収) | 50,456 | 48,275 | 45,080 |
| 市県民税(特別徴収) | 3,339 | 3,207 | 3,407 |
| 法人市民税 | 994 | 948 | 773 |
| 軽自動車税 | 19,148 | 18,428 | 18,567 |
| 事業所税 | 23 | 21 | 19 |
| 入湯税 | 24 | 19 | 20 |
| 一般税計 | 135,804 | 130,192 | 125,941 |
| 国民健康保険税 | 87,273 | 82,704 | 77,656 |
| 合計 | 223,077 | 212,896 | 203,597 |

③ 催告書の発送

前述の通り、催告書は法令に規定されるために発送するものではないが、督促状を発してもなお納税に至らなかった場合に、納税義務者の自主納付を促すために送付している。本市では、滞納者に対して期限の翌々月第 4 週に催告書を作成し発送している。その後も納税状況が改善しない場合に、最終的に滞納処分前に原則として、最終催告書も送付している。

④ 滞納者ごとの調査

督促状や催告書等文書による催告においても反応がない場合に本市においては、期間に限らず個別に滞納者を特定し随時所在調査等を実施し、催告書を発送後、滞納整理業務として電話催告、現地調査・訪問等や収納課窓口での納付相談により納付を促している。

また、催告書等の送付、電話・現地調査・訪問によっても所在が判明しない納税義務者や所在は判明しているものの納付がない者、納付相談等があったものの一定の納税がないものに対して、財産調査を随時実施している。納付期限が一定期間経過していなくても預貯金の有無や給与所得の情報等、状況によって財産調査を催告書の送付と同時に実施することもある。

財産調査とは、納税状況に改善が見られない場合、滞納処分の執行を行うことになるが、執行前に、担保設定状況も含めて滞納者の差押対象財産の有無を調査し、滞納者に直接帰属する財産の状況や換価価値、財産が容易に譲渡等により換価可能であるかなどを調査することである。

財産調査の結果、財産の有無が判明し財産的価値があるものと判明した場合には、財産の差押えの手続を行う。

なお、滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく逼迫させるおそれがある場合、滞納処分をすることができる財産がない場合及び滞納者の所在が不明な場合などは滞納処分の執行を停止する。滞納処分の停止の要件は、地方税法第15条の7において、定められている。

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

⑤財産の差押

催告書の送付や納税相談等の対応を行っても、自主納付に応じない滞納者に対しては、滞納者に対する債権を回収するため、収納課の職員は法律の定めた範囲で差押えに着手する。

財産の差押とは、滞納者の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、財産を債権保有者が換価できる状態におく強制的な処分をいう。原則として強制執行、公売行為に入る前段階の措置として行われる。このような処分禁止措置が強制執行の開始決定時に講じられるのは、開始決定があつたにも関わらず、いつまでも滞納者が自己の財産を自由に処分できる状態では、執行を免れようと財産の譲渡や隠蔽を行なう可能性があるためである。

なお、この財産の差押は滞納者の財産処分の全てを禁止することで私的自治の原則に反し、納税債権者の権利濫用につながる恐れがある。そのため、国税徴収法において生活に最低限必要な部分を差押禁止財産として定められており、滞納者の一定限度の生活保護を図っている。

過去3年間の財産の差押状況は、以下のとおりとなっている。

【過去3年間の財産の差押状況】

(単位：件、千円)

| 区分 | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|-------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 不動産 | 561 | 384,420 | 578 | 272,909 | 669 | 210,775 |
| 債権 | 8,114 | 1,583,534 | 10,138 | 1,401,555 | 9,720 | 1,287,027 |
| 無体財産等 | 65 | 74,921 | 44 | 24,856 | 39 | 10,347 |
| 動産 | 7 | 52,641 | 8 | 23,513 | 16 | 17,282 |
| 計 | 8,747 | 2,095,518 | 10,768 | 1,722,834 | 10,444 | 1,525,433 |

注：金額は、差押処分にかかる市税の合計額。動産は、自動車を含む。

⑥公売に関する事項

滞納者に対して、対象財産の差押を行いそれでも滞納者からの自主的な納税を得られない場合に、差押えた財産を、税の徴収のために自治体自ら強制的に金銭に換える手続として財産の換価という手続きを行う。

自治体が、不動産等の対象財産の差押をしても、差押えた時点では、その所有権は滞納者に属しており、自治体はそのまま財産を処分することはできず所有権が直接移転するわけではない。

ここで、自治体としては差押えた財産から、徴収税額を確保することが必要となるが、その方法は、国税徴収法第94条により、原則として公売の手続によることとされている。但し、上表【過去3年間の財産の差押状況】と下表【過去3年間の公売実施件数】を見比べて

わかるとおり、すべての差押財産について公売手続（換価）が行われるわけではない。

公売とは、納税義務者の滞納を理由として差し押さえた動産及び不動産を入札やせり売にかけ売却する制度である。本市が示した見積金額(最低入札価格)以上で入札し、最高額で札入れした参加者が落札することになる。この公売の実施方法として、本市が行っている方法は、インターネット公売と合同公売会による方法がある。過去3年間の公売状実施件数は以下のとおりである。

【過去3年間の公売実施件数】

(単位：件)

| 年度 | 種別 | 公売回数 | 公売広告件数 | 売却決定件数 |
|--------|-----|------|--------|--------|
| 平成25年度 | 不動産 | 4 | 19 | 11 |
| | 動産 | 3 | 21 | 21 |
| 平成26年度 | 不動産 | 5 | 26 | 13 |
| | 動産 | 3 | 20 | 20 |
| 平成27年度 | 不動産 | 4 | 30 | 10 |
| | 動産 | 2 | 8 | 8 |

注：動産は、自動車を含む。

また、不動産の過去3年間の公売実施状況は、以下のとおりである。

【過去3年間の不動産の公売状況】

(単位：千円)

| 年度 | 公告/落札の件数 | 公売方法 | 鑑定評価額 | 見積金額 | 落札額 |
|--------|----------|---------|--------|--------|--------|
| 平成25年度 | 19/11 | インターネット | 48,970 | 34,100 | 41,118 |
| | | 合同公売 | 26,650 | 18,530 | 24,639 |
| 平成26年度 | 26/13 | インターネット | 53,814 | 38,545 | 52,437 |
| | | 合同公売 | 24,630 | 18,200 | 18,618 |
| 平成27年度 | 30/10 | インターネット | 25,917 | 17,850 | 19,659 |
| | | 合同公売 | 18,220 | 14,070 | 15,163 |

インターネットの普及に伴い、従来の合同公売に加えインターネット公売（ネットオークション）も積極的に行われている。

インターネットが普及する以前は、新聞広告等の方法を採用していたが、インターネット公売を利用することで、公売実施に際して新聞広告に対する費用を節約するだけでなく、広く公売参加者に対して情報を提供することで、参加する機会を増やすという点でも利点が

ある。

主にインターネット公売では、ヤフー株式会社が運営する YAHOO JAPAN 官公庁オークションを利用している。当該サイトは、他の自治体も同様に利用しているもので、国税庁をはじめ広く利用されている公売の方法である。

また、合同公売とは、本市も含めた近隣の市町村と合同で実施する方法で、最大のメリットは、インターネット公売と異なり、公売が確定した際に手数料がかからない点が挙げられる。インターネット公売と比較し、情報の拡散性や周知効果は低いものと考えられるが、群馬県下においても以下のとおり、平成 27 年度において 1 億円を超える売却決定実績がある。

| 平成 27 年度不動産合同公売実施結果 | | | |
|----------------------|---------------|------|--------------|
| 公売日 | 種類 | 落札件数 | 落札金額 |
| 平成 27 年 11 月 18 日(水) | 西部地区不動産合同公売 | 4 件 | 2,972 万円 |
| 平成 27 年 11 月 26 日(木) | 中部地区不動産合同公売 | 12 件 | 2,858 万円 |
| 平成 27 年 12 月 1 日(火) | 吾妻地区不動産合同公売 | 1 件 | 100 万円 |
| 平成 27 年 12 月 2 日(水) | 東部地区不動産合同公売 | 10 件 | 4,466 万円 |
| 平成 27 年 12 月 3 日(木) | 利根沼田地区不動産合同公売 | 1 件 | 4,000 万円 |
| 合計 | | 28 件 | 1 億 4,397 万円 |

出典：群馬県HPより

本市のインターネット公売と合同公売による過年度の実績は、表【過去 3 年間の公売状況】のとおり、インターネット公売を利用するケースが多い傾向にある。これは、合同公売は、年に 1 回の実施に対して、インターネット公売は複数回実施することができ、差押え物件の公売を早期に実施することができることなどの理由により多く利用されているものと考えられる。

公売する際には、国税徴収法第 95 条、96 条及び 97 条において公売する財産の種類や内容、公売の方法や日時等を公告すると共に、滞納者、交付要求人、公売財産の権利者に公告と同様の内容を公売公告通知書による通知をしなければならないとされている。

また、差押財産を公売する際は、公告に先立ち見積価額を決定する必要がある。

見積価額は、下記の国税庁における換価事務提要第 3 章第 3 節 41 項見積価格の決定等に規定されているとおり、客観的な時価を基準にするか、鑑定人などの評価額を参考にして決定される。見積価額の算定においては、公売の特殊性を考慮した減額設定を基準価額の概ね 30%程度の範囲で減額している。本市における基準価額の決定は、主に鑑定評価額を用いて決定している。なお、一度公売を行ったものの入札者等がない場合には、その事実はその

公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、再公売を行う場合には、公売に付しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更することができるものと規定されている。

国税徴収法の規程や下記の国税庁における換価事務提要の規程においても、公売価額の明確な決定方法は明示されていないことから、公売を実施する各自治体における決定方針等が存在する状況にある。本市においても、市税徴収事務の手引きにおいて、公売財産の性格として、「因縁付」の財産であることや代金の即時納付が求められているというマイナス要素があることから30%引きまで考慮できると規定しており、各公売対象資産の特殊性を考慮して決定している。この決定に際しては、公売対象資産のどのような特殊性によりいくら減額する等の細則は定めていない。これは、内容の特殊性から決定できない状況にあり、そのため、概ね70%とする実務的な処置となっている。

国税庁における換価事務提要第3章第3節

見積価額の決定等

41 見積価額は、平成26.6.27付徴徴3-7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）（以下「評価事務提要」という。）の定めるところにより決定する。この場合においては、差押財産を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮しなければならない（徴収法第98条第1項後段、徴基通第98条関係3本文）。

なお、見積価額の決定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 見積価額の決定

見積価額は、公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下「基準価額」という。）を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価をその基準価額のおおむね30%程度の範囲内の的確に控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する（徴基通第98条関係2の(2)、3の(1)、(2)参照）。

(2) 鑑定人に対する評価の委託

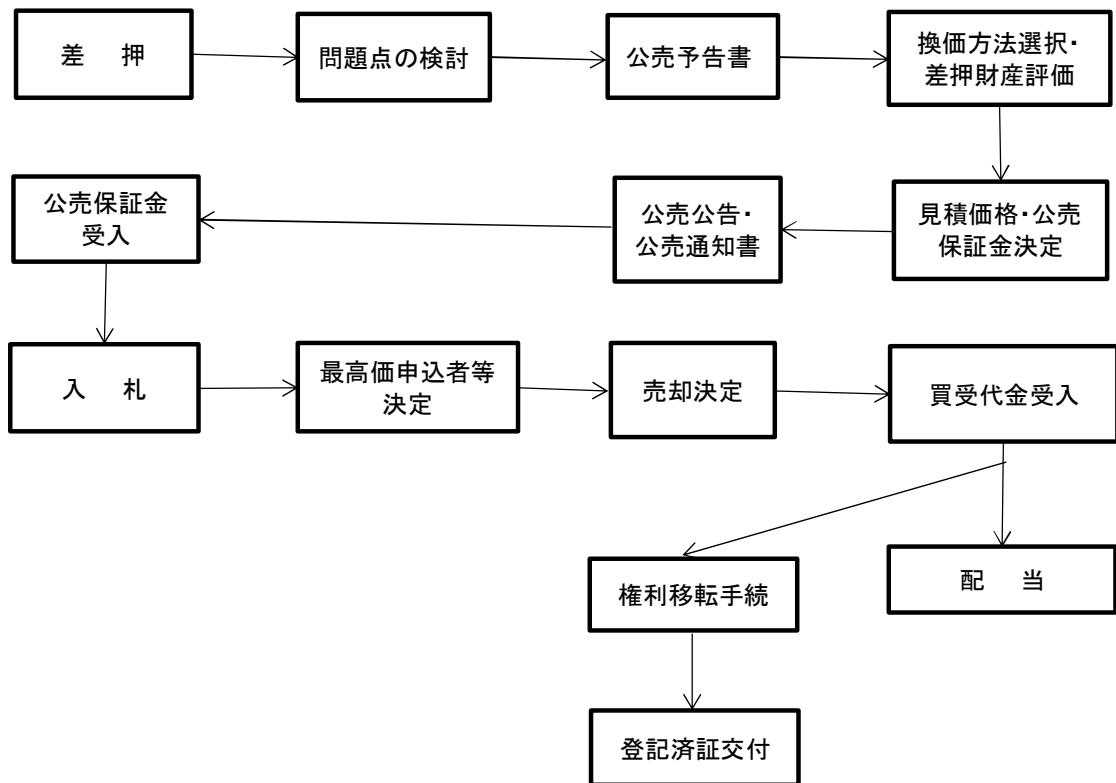
特に評価困難なもの及び見積価額が相当高額なものについては必要に応じて鑑定人にその評価を委託してその評価額を参考とし、その他のものについても努めて精通者の意見を徴して評価の適正を図ることとする（徴収法第98条第2項、徴基通第98条関係3の(3)参照）。

なお、鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価（以下「市場性減価」という。）を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する（徴基通第98条関係2の(2)の(注)、5参照）。

公売対象財産が不動産等である場合は、公売の3日前までに見積価額を公告することとされ公売財産につき買受の申し込みをしようとする者は、一定の場合を除いて見積価額の10%以上の公売実施者が定める額を公売保証金として納付したうえで、入札に参加することとなる。納付された公売保証金は、買受人の意思表示により公売財産の買受代金に充てられる。保証金を納付した者が公売財産を落札できなかつた場合は、保証金は遅滞無くその者に返還される。売却決定された後に買受人が期限までに決定金額を納付しない場合は、売却決定が取消され保証金は没収され、公売に係る国税に充てられる（国税徴収法第100条）。

入札にあたっては、入札人は所定の期日までに自らの居所、氏名（法人の場合には名称）、入札しようとする公売財産の名称や入札価格等を入札書に記載し、入札書に封（インターネットを利用する方法による場合は、封をすることに相当する措置を行う）をして、これを提出するとされている（徴収法第101条）。また、公売の妨害、価格引下げ目的での連合（いわゆる談合）を行った者は、その後2年間公売への参加が制限される。これらの行為を行った者の入札は無かつたものとされ、納付した公売保証金は返還されず国庫に帰属する（徴収法第108条）。

不動産の公売の一事例について、その手続と結果を業務フローとして示すと以下のとおりである。



⑦高額滞納案件の管理

滞納案件のうち、高額滞納案件については、担当部署を区分し管理を行っている。課内で各担当者を中心として打ち合わせを行い、今後の方針を決定した上で対応を行っている。

なお、高額案件は、毎年主に滞納案件の件数及び担当者人数等を踏まえ、決定している。過去3年においては、下記の金額を高額滞納案件としている。

| 年度 | 高額案件基準 | 案件件数 | 担当者数 | 一人当たり件数※ |
|--------|---------|------|------|----------|
| 平成26年度 | 250万円以上 | 145件 | 7名 | 20件 |
| 平成27年度 | 210万円以上 | 141件 | 7名 | 20件 |
| 平成28年度 | 190万円以上 | 137件 | 6名 | 22件 |

※少数点以下切捨て

(3) 監査結果及び意見

①公売事務における見積価額の設定について（意見）

差押財産の処分によって滞納税金は必ずしも100%充当されるわけではない状況を鑑みると、適切な見積価額の設定は重要な要素の1つであるが、見積価額の適切性の事後検証は行われていない。

事後的に見積価額と落札価額との差額を検証するプロセスを構築することで、より適切な見積価額を設定することができ、滞納税金の解消に役立つものとする。

(現状及び問題点)

現状、見積価額の決定において、国税庁における換価事務提要第3節41項見積価格の決定等に基づいて概ね30%の減価を行う実務を実施している。概ね30%の減価を行うのは、差押財産は滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産であり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があることなどによるものである。

差押財産の処分によって滞納税金は必ずしも100%充当されるわけではない状況を鑑みると、適切な見積価額の設定は重要な要素の1つであり、事後的に当該財産の落札価額と見積価額を比較し、減額割合の適切性の検証を行い次回以降の公売方法に役立てることは有用であると考えられるが、事後検証は行われていない。特に不動産公売においては、案件ごとの見積金額が多額であることから当初見積価額と落札価額との差額は多額となるケースもある。

(改善策)

本市においては、概要に記載したとおり、落札価額が見積価額を上回るケースがほとんどである。この状況に鑑みると、見積価額の設定において、公売財産ごとの特殊性を一定量考慮した見積価額の決定方法を検討することで滞納処分による納税効率を高めることになるものとする。

事後的に見積価額と落札価額との差額を検証するプロセスを構築することで、より適切な見積価額を設定することができ、滞納税金の解消に役立つものとする。

②インターネット公売の利用について（意見）

インターネット公売は、合同公売と比較して事務手続の簡便性や高い情報の拡散性に伴う売却の実現可能性といったメリットがある一方で手数料を要するというデメリットもある。

現状では、手数料も含めた事務コストも勘案した上で公売方法が決定されていない。公売を実施する場合に適時性、売却可能性、手数料などを考慮した公売方法を検討する仕組みを確立することが必要である。

（現状及び問題点）

近年のインターネットの普及によりインターネット公売による滞納処分事案が増加している。この背景には、インターネット公売における事務手続の簡便性や高い情報の拡散性に伴う実現可能性の高さがあると考えられる。

しかしながら、インターネット公売においては、公売に係る手数料として一律に落札価額の3%程度を要する。本市における不動産のインターネット公売と合同公売の手数料は以下のとおりである。

＜インターネット公売における手数料＞

単位：千円

| 年度 | 公売方法 | 落札額 | 手数料等 |
|--------|---------|--------|-------|
| 平成25年度 | インターネット | 41,118 | 1,333 |
| | 合同公売 | 24,639 | - |
| 平成26年度 | インターネット | 52,437 | 1,699 |
| | 合同公売 | 18,618 | - |
| 平成27年度 | インターネット | 19,659 | 636 |
| | 合同公売 | 15,163 | - |

一方、合同公売においては、インターネット公売と比較し、地公体が合同で行うものであることから人件費等の固定費以外の費用は発生しない。

手数料等の事務コストや売却の実現可能性や適時性を踏まえ、インターネット公売によるか合同公売によるか意思決定する必要があると考えるが、現状では、比較検証は特段行われていない。

（改善策）

公売を実施する場合に適時性、売却可能性、手数料などを考慮した公売方法の検討方法を確立することが必要である。例えば、公売物件の地理的な要因を考慮し、市内を含む近隣物件については合同公売を優先し、地区外の物件については、インターネット公売を利用する等の一定の地理的特性を考慮することも考えられる。また、すべての案件について比較検証することは事務手続が煩雑になることから予想される手数料が一定額以上のものに限定して検証する

ことも考えられる。

③事務分掌の見直しについて（意見）

本市では、便宜上、年度ごとに基準金額を設定し高額滞納案件として担当割りをしているものの特別に区分して管理しているわけではない。しかし、事務分掌では、収納第四係の業務として「高額滞納繰越市税に関すること」と明記されている。一般的に事務分掌として「高額滞納繰越市税に関すること」と表記されていた場合、特別な対応をしていると市民は認識すると考えられるため、事務分掌の表記として適切ではない。

事務分掌の表記を実情にあわせて見直すことが必要である。

（現状及び問題点）

収納第四係の事務分掌として、「徴税業務のうち、主に高額滞納繰越市税に関すること」が掲げられ、「市税の概要」などの資料で公表されている。しかし、高額滞納案件として特別に区分して管理しているわけではない。これは、過去に滞納繰越額が多額であった時にはその整理を進めるために特別滞納整理室を設置し、対応をしていたものの現在は、滞納繰越額も多額ではなくなったことや滞納繰越案件の多くは、その案件ごとに多様な状況があり、あえて高額、低額の区分けをすることに大きな意味はないためである。したがって、現状では担当係、担当者の受け持つ案件数を平準化するために、便宜上、基準金額を設定し、担当割りしているに過ぎない。

しかし、一般的に事務分掌として「高額滞納繰越市税に関すること」と表記されていた場合、特別な対応をしていると市民は認識すると考えられるため、事務分掌の表記として適切ではない。

（改善策）

事務分掌の表記を実情にあわせて見直すことが必要である。

④市職員の滞納管理について（意見）

市職員については、一般の滞納者とは区分して滞納している者を収納課で別途管理を行っており本人に電話等で通知を行っている。督促状の郵送コストを削減するため、別途管理することは有益かと思われるが、別途管理していることや電話通知をしていることにも事務コストは生じている。事務コストを削減する上でも、滞納について改善が見られない場合や、滞納が常態化している職員については、納税の意識を高めるための指導等を検討すべきである。また、金銭的な事情を抱える職員が、直接的に金銭に絡む業務を行わないように個人の尊厳や守秘義務も考慮した上で人事部等と連携することも必要である。

なお、滞納者に対して市職員であることによる特別な優遇は行われていない。

(現状及び問題点)

市職員については、全職員が納期内納付を行うことが望まれるが、毎月滞納者が発生している状態である。本市では、督促状の作成や発送に関するコストを削減することもできるため、別途市職員の滞納を管理している。しかし、別途管理していることや電話通知をしていることにも事務コストは生じている。

収納課としては、電話等で通知を行い滞納の解消を促しているものの、毎月 10 件程度について納期内納付が行われていない状況にある。

なお、滞納者に対して市職員であることによる特別な優遇は行われていない。

(改善策)

やむを得ない事情にある者を除き、滞納について改善が見られない者については、納税の意識を高めるための指導等を検討すべきである。また、金銭的な事情を抱える職員が、直接的に金銭に絡む業務を行わないように個人の尊厳や守秘義務も考慮した上で人事部等と連携することも必要である。

⑤滞納処分の執行停止決裁文書の記載について (意見)

執行停止の決裁文書の一部で自動車の換価価値判定で初年度登録日の記載がないものが見受けられた。また、起案者又は承認者が加筆している補足情報が一部鉛筆書きで記載されていた。執行停止書類には、第 3 者が事後に換価価値判断の妥当性を検証できるように車種や初年度登録日を漏れなく記載する必要がある。鉛筆書きの取扱いも含め、職員に周知することが必要である。

(現状及び問題点)

滞納処分の執行停止については、地方税法第 15 条の 7 を基準として執行停止を判断しており、執行停止の金額についても国税徴収法基本通達第 153 条関係 8 に基づき決定されている。

執行停止の判断の中で、滞納処分をすることが出来る財産がないとき（地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号「無財産」）が要件として挙げられているが、その財産の調査方法について滞納処分の執行停止綴で確認した。その結果、自動車の換価価値判定で初年度登録日の記載がないものが見受けられた。換価価値算定時に初年度登録日を確認しているとのことであり、他の情報等も勘案すると執行停止判断の要否判定には影響しないと考えられるが、第 3 者が事後的に検証可能にするために初年度登録の記載は漏れなく実施する必要がある。

また、執行停止綴を閲覧したところ、起案者又は承認者が加筆している補足情報が一部鉛筆書きで記載されていた。

(改善策)

執行停止書類には、第 3 者が事後に換価価値判断の妥当性を検証できるように車種や初年度登録日を漏れなく記載する必要がある。鉛筆書きの取扱いも含め、職員に周知することが必要

である。

⑥相続未確定の場合の課税について（意見）

固定資産税の即時執行停止案件の中に、毎期即時執行停止しているものがある。これは、相続人が多岐にわたっており、数年前に調査を行ったが全てを調査出来ず、実務的に相続人を確定させるのは困難となっていることによるものである。

今後、このような案件は費用負担等による相続未登記の増加、不在地主による相続人調査の困難化などにより増えていくことが懸念される。現行制度では、このような案件を処理することは不可能であり、自治体として国や県等に問題提起し、現場の意見を発信していくことが望ましい。

（現状及び問題点）

固定資産税の即時執行停止案件の中に、毎期即時執行停止しているものがあつた。執行停止理由は、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号の「滞納処分できる財産がないとき」に該当するためである。固定資産の価値はあるものの、相続人が多数であり相続を完了させることが困難であることから、換価価値がない財産と判断し無財産として執行停止を適用している。

当該案件については、相続人が多岐にわたり、課税対象者を明確に出来ないため、相続の代表者に納付書を送っているが納税は行われていない状況にある。そのため、相続が完了しない限り滞納が解消される見込みはないが、相続人が多岐にわたっており、数年前に調査を行ったが全てを調査出来ず、実務的に相続人を確定させるのは困難となっている。

（改善策）

今後、このような案件は費用負担等による相続未登記の増加、不在地主による相続人調査の困難化などにより増えていくことが懸念される。現行制度では、このような案件を処理することは不可能であり、自治体として国や県等に問題提起し、現場の意見を発信していくことが望ましい。

⑦収納管理業務の業務マニュアルの整備について（意見）

収納管理系の業務は収納だけに留まらず、市税の督促・還付、差押財産の配当まで多岐にわたるが、これら業務全般に関して、担当者が交替の際に使用する簡易な引継ぎ書は存在するものの、体系的に整理された業務マニュアルが存在しないため、事務手続の有効性・効率性を高める観点より業務マニュアルを作成する必要があると考えられる。

（現状及び問題点）

収納管理系の事務分掌は、以下のように定められている。

| 係名等 | 事務分掌 |
|-------|--|
| 収納管理係 | <ul style="list-style-type: none"> ・市税の督促状、還付等に関すること。 ・市税の口座振替、コンビニ収納、ペイジー収納、クレジット収納及びモバイル収納に関すること。 ・収納管理システム等の電算処理に関すること。 ・差押財産の配当に関すること。 |

上記のとおり、収納管理係の業務は収納だけに留まらず、市税の督促・還付、差押財産の配当まで多岐にわたるが、これら業務全般に関して、担当者が交替の際に使用する簡易な引継ぎ書は存在するものの、体系的に整理された業務マニュアルが存在しない。特定の担当者が人事異動で交替になる場合でも、残りの担当者が簡易な引継ぎ書と併せて口頭で新たな担当者に業務内容を伝達・指導しているのが現状である。事務手続の拠り所となるべき業務マニュアルを整理することは、担当者ごとの事務手続内容の標準化や円滑な業務の引継ぎを可能にし、もって事務手続全体の有効性・効率性を高めるものと考えられる。

(改善策)

収納管理業務全般に関して、簡易な業務の引継書のみでなく、業務マニュアルを体系的に整理することが事務手続の有効性・効率性の観点から必要と考えられる。

⑧還付処理について（意見）

本市では、還付請求書の有効期限が1年であるため、時効による権利消滅を考慮し納税者からの請求・引き出しがない場合には当初送付より5年間（計5回）還付請求書の送付を行っている。しかしながら、必ずしも還付請求書の再送付などを行っていない自治体もあるため、業務の有効性・効率性を勘案し手続の必要性について再検討を行うことが必要である。

(現状及び問題点)

市税について、過誤納などがある場合には、還付処理が行われることになる。個人への還付処理については本人名義の口座振込を原則としているが、口座を持っていない場合など口座振込が出来ない場合は、還付請求書を郵送し、納税者が金融機関の窓口まで持参し還付金を受け取ることになる。現在、還付請求書の有効期限は1年となっており、換価されずに期限が到来した場合には、再度書類を送付又は未納税金がある場合には充当処理を行っている。本市では、納税者からの請求・引き出しがない場合には、時効による権利消滅を考慮し当初送付より5年間（計5回）還付請求書の送付を行っている。

しかしながら、必ずしも還付請求書の再送付などを行っていない自治体もある。

(改善策)

業務の有効性・効率性を勘案し手続の必要性について再検討を行うことが必要である。

9. 学校給食費の徴収事務・債権管理

(1) 本市における学校給食の概要

本市の小・中学校・特別支援学校・幼稚園の給食は、市内7か所に設置している共同調理場において完全給食を実施している。

献立は、文部科学省の基準に基づき、学校給食摂取基準、食品構成、子どもの嗜好等を考慮し、作成され、PTA、学校の代表者等による献立会議でその内容を検討している。

給食用食材は、安全・安心な食材の調達を図るため、書類審査、現物審査（献立会議内で実施）を経て、良質かつ低廉な食材を一括購入している。また、給食食材の放射能検査を市独自で実施し、その結果を市ホームページで公表するなど、安全・安心な学校給食に努めている。

なお、学校給食費の収納について、平成25年度より、従来の（財）前橋市学校給食会での収納（いわゆる私会計）から前橋市一般会計で収納を行う公会計による処理へ移行している。この公会計下では、一般会計に直接収納があるということであるため、もし、収納ができない場合には、他の歳入や市の財政負担に直接影響が生じることも考えられる。

【給食調理場別概要】

(平成28年5月1日現在)

| 共同調理場名 | 開設年月 | 建物面積 (㎡) | 受配校 | 学級数 | 職員数 (臨時は除く) | 対象調理食数 | | |
|--------|-------|----------|-------|-------|----------------|--------|-------|--------|
| | | | | | | 児童生徒 | 教職員 | 合計 |
| 東部 | H6.4 | 1,782 | 15校 | 200 | 19 | 5,135 | 389 | 5,524 |
| 西部 | H元.1 | 1,603 | 13校 | 196 | 16 | 4,884 | 343 | 5,227 |
| 南部 | H14.9 | 2,551 | 17校 | 249 | ※4 | 6,226 | 454 | 6,680 |
| 北部 | H19.8 | 3,066 | 15校3園 | 248 | 24 | 6,354 | 450 | 6,804 |
| 宮城 | H16.4 | 561 | 2校1園 | 28 | 5 | 660 | 55 | 715 |
| 粕川 | H4.4 | 739 | 3校 | 36 | 5 | 817 | 68 | 885 |
| 富士見 | H17.4 | 1,366 | 5校 | 76 | 6 | 1,922 | 132 | 2,054 |
| 計 | | | 70校4園 | 1,033 | 79 | 25,998 | 1,891 | 27,889 |

※ 南部共同調理場は、調理業務及び配送業務を民間に委託している。

【市の学校給食費（平成 28 年度）】

| 区分 | | 給食回数 | 1 食単価 | 年間給食費 | 徴収方法 ※ |
|-----|----------|-------------|-------|----------|-------------------------|
| 小学校 | 1～5 年 | 196 回 | 240 円 | 47,040 円 | 清算方式（1 食単価に月の給食回数に乗じた額） |
| | 6 年 | 194 回 | | 46,560 円 | |
| | 特別支援 6 年 | 187 回 | | 44,880 円 | |
| 中学校 | 1・2 年 | 198 回 | 290 円 | 57,420 円 | |
| | 3 年 | 185 回 | | 53,650 円 | |
| 幼稚園 | 年少 | 簡易 10+181 回 | 230 円 | 43,030 円 | |
| | 年中年長 | 191 回 | | 43,930 円 | |

※ 学校給食費は年 11 回徴収

※ 学校給食費の負担額は、前橋市学校給食費徴収規則において定められている。

（2）学校給食費の改定

学校給食費は、平成 21 年度に改定して以来改定されていなかったが、平成 26 年 4 月に消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が 5% から 8% に引き上げられるとともに、近年の諸物価等の上昇に伴い、食肉、野菜及び基本物資の米飯・パンや牛乳の価格が値上がりするなど、食材価格が上昇していることに対応するため、平成 27 年 4 月に改訂が行われた。

| 区分 | 平成 26 年度の給食費 | | | 平成 27 年度の改定給食費 | | |
|-----|--------------|----------|---------|----------------|----------|---------|
| | （単価） | （年額） | 徴収月額 | （単価） | （年額） | 徴収月額 |
| 小学校 | 230 円 | 46,000 円 | 3,680 円 | 240 円 | 48,000 円 | 3,840 円 |
| | | | ～ | | | ～ |
| 中学校 | 280 円 | 56,560 円 | 4,830 円 | 290 円 | 58,580 円 | 5,040 円 |
| | | | ～ | | | ～ |
| 幼稚園 | 220 円 | 42,460 円 | 4,480 円 | 230 円 | 44,390 円 | 4,640 円 |
| | | | ～ | | | ～ |
| | | | 2,860 円 | | | 2,990 円 |
| | | | ～ | | | ～ |
| | | | 4,620 円 | | | 4,830 円 |

（3）免除制度（就学援助制度）

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされ、市では、就学援助制度として、学校生活で必要になる費用の一部を援助し、就学を奨励する制度を設けている。

本制度適用となる保護者の場合、学校給食費については、本人負担はなく、学校教育課から教育委員会事務局給食担当に直接支払うこととされている。

【援助を受けることができる保護者】

市内に在住し、国公立の小中学校及び中等教育学校の前期課程に通学する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方。

- ア 児童扶養手当を全額支給されている方。
- イ 生活保護が一時停止や廃止になって、現在何も保護を受けていない方。
- ウ 経済的にお困りの方。(所得基準※あり)

※所得基準の目安

| 世帯人数 | 所得基準参考額 |
|------|----------|
| 2人 | 約 179 万円 |
| 3人 | 約 236 万円 |
| 4人 | 約 272 万円 |
| 5人 | 約 337 万円 |

(4) 平成 27 年度の歳入状況

平成 27 年度の学校給食費の歳入実績は以下のとおりであった。

| 学校給食費調定額 | 納入済額 | 未納額 (過年度学校給食費を含む) | 滞納繰越分納入済額 |
|--------------|------------------|-------------------|-----------|
| 1,363,517 千円 | 1,349,235 千円 (注) | 26,502 千円 | 13,756 千円 |

注：就学援助制度による納入済額 133,131 千円含む

また、平成 27 年度の歳出実績は、賄材料費（食材）1,393,783 千円であった。

材料費の実績値が 1,393,783 千円であるのに対して、材料費相当の保護者負担額が 1,363,517 千円となっており、実費負担の原則に鑑みれば、保護者負担額が 30,266 千円不足していたと解される。このことから、未納額 26,492 千円のうち回収見込みがない金額に係る材料費については、税金等の他の歳入から賄われていると解される。

(5) 収納状況の推移

現年分の学校給食費の調定額及び収入額の推移は次のとおりである。

単位：千円

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 調定額 | 1,413,185 | 1,468,897 | 1,337,179 | 1,348,270 | 1,363,517 |
| 収入額 | 1,412,111 | 1,467,074 | 1,321,082 | 1,332,523 | 1,349,235 |
| 収入未済額 | 1,074 | 1,823 | 16,096 | 15,746 | 14,282 |

注：平成 25 年度から公会計化（市歳入歳出）されている。

平成 25 年度より、収入未済額が極端に増加している。想定される原因を担当者に質問したところ、以下の回答であった。

- ・児童生徒や保護者との距離が近い各学校の先生による回収から、口座振替へ移行（口座残高不足の場合は、納付書による支払）に変更となったことによって、保護者への支払に対する圧力が減少したために支払わない保護者が増加した。
- ・口座残高不足の場合は、納付書による支払となるが、その支払手続を煩雑であると考え、支払わない保護者が増加した。
- ・納付書による支払が、コンビニ納付等の制度がないため、金融機関等営業時間に限られ、支払を行う時間がなく支払うことができないという保護者がいる。

（6）長期未納者の状況

平成 27 年度末における収入未済額のうち、1 年超納入されていない金額の状況を示せば以下のとおりである。

（滞留期間別の状況）

単位：千円、人

| 滞留期間 | 5 年超 | 4 年超 | 3 年超 | 2 年超 | 1 年超 |
|-------------|-------|------|------|-------|-------|
| 基準日未納額（注 1） | 1,143 | 230 | 405 | 4,016 | 6,416 |
| 児童生徒数（注 2） | 10 | 8 | 8 | 157 | 245 |

注 1：過去に不納欠損処理した額を除く。

注 2：年度別の人数を集計しているため、年度間で重複している者がある。

（学校別の未納額状況）

単位：千円、人

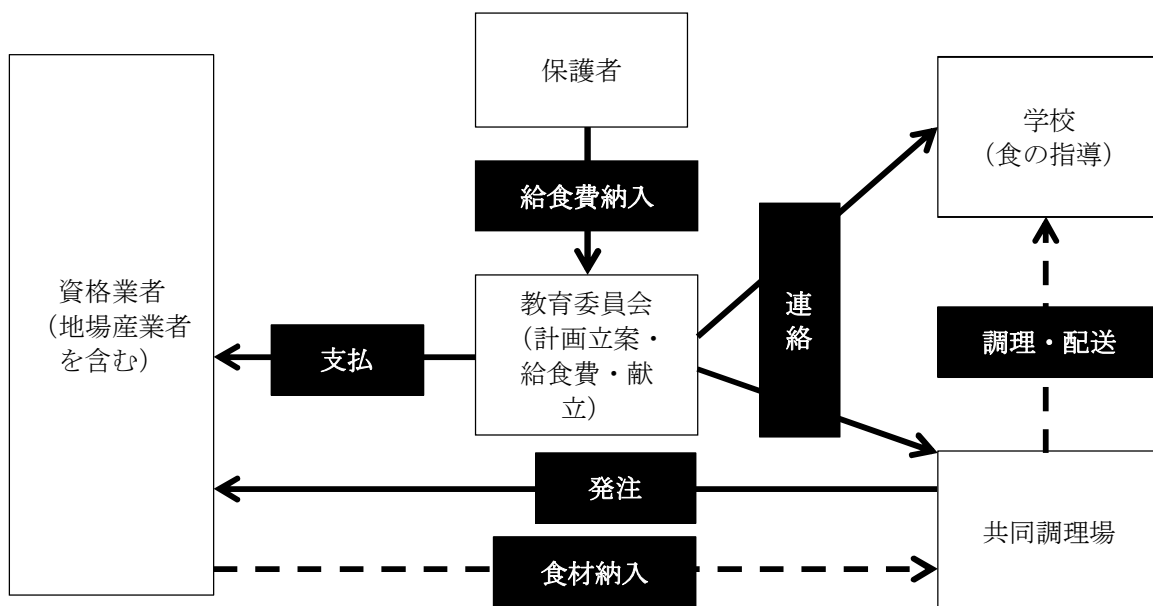
| | 平成 26 以前滞納繰越分 | | 平成 27 年度分 | |
|---------------|---------------|--------|-----------|--------|
| | 人数 | 未納額 | 人数 | 未納額 |
| 小学校 48 校 1 分校 | 183 | 6,028 | 511 | 7,566 |
| 中学校 21 校 | 150 | 6,064 | 367 | 6,622 |
| 特支・幼稚園 4 園 | 5 | 117 | 7 | 93 |
| 合計 | 338 | 12,210 | 885 | 14,282 |

また、平成26年度の未納原因について市がまとめた調査結果は、以下のとおりであった。

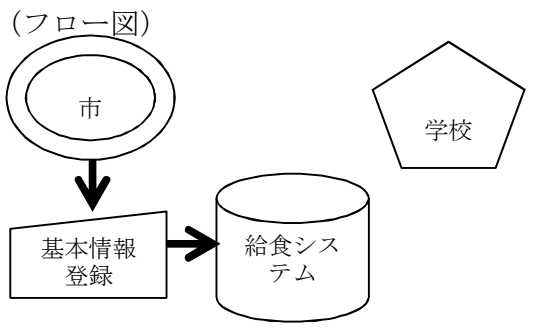
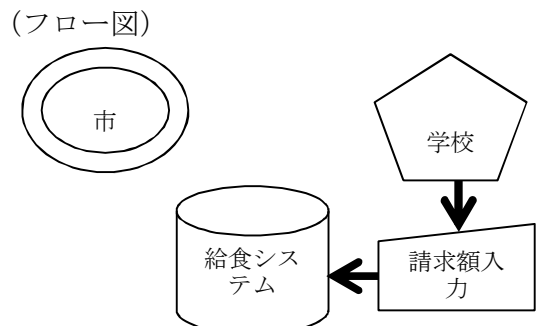
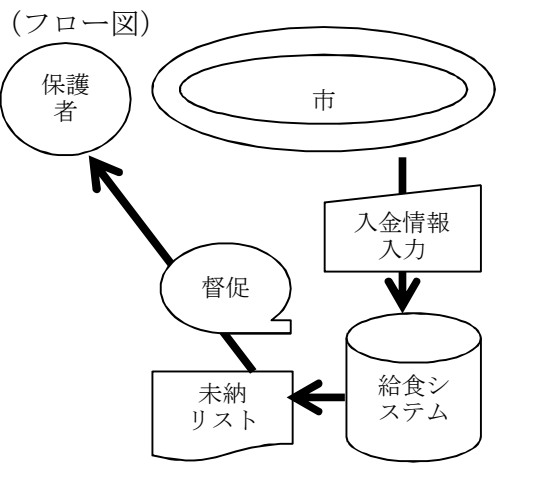
| | 児童生徒数 | | | | | |
|-----------------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 小学校 | 割合 | 中学校 | 割合 | 計 | 割合 |
| 保護者の責任感、規範意識の問題 | 420 | 74.5% | 263 | 66.4% | 683 | 71.1% |
| 保護者の経済的な問題 | 51 | 9.0% | 62 | 15.7% | 113 | 11.8% |
| 残高確認不足 | 43 | 7.6% | 20 | 5.0% | 63 | 6.6% |
| 支払い忘れ | 36 | 6.4% | 49 | 12.4% | 85 | 8.9% |
| 保護者との連絡不足 | 9 | 1.6% | 2 | 0.5% | 11 | 1.1% |
| 学校側の事務処理ミス | 5 | 0.9% | 0 | 0.0% | 5 | 0.5% |
| 計 | 564 | 100.0% | 396 | 100.0% | 960 | 100.0% |

(7) 事務手続の概要

1) 市の学校給食概略図



2) 徴収事務のフロー

| 徴収事務略図 | 事務に関する説明 | 時期の補足 |
|---|--|---|
| ①基本情報登録 | | |
| <p>(フロー図)</p>  | <p>年度当初に、学校給食係（市）は、給食システムに氏名、学校給食費振替口座などの学校給食費納付に関する基本情報を入力する。</p> | <p>年度当初</p> |
| ②学校給食費請求額の確定（給食実施の翌月） | | |
| <p>(フロー図)</p>  | <p>毎月、各学校は、前月の給食数及び請求額を把握し、給食システムに入力する。</p> | <p>例えば、6月分学校給食費であれば、7月上旬に入力する。</p> |
| ③入金確認及び督促（②の約1か月後） | | |
| <p>(フロー図)</p>  | <p>翌月末、学校給食係（市）は、銀行から口座振替結果を入手し、未納者を把握する。未納者については、督促状を送付する。</p> | <p>例えば、6月分学校給食費であれば、銀行引落としは、7月末となる。督促状の送付は、7月中旬に行う。</p> |

| 徴収事務略図 | 事務に関する説明 | 時期の補足 |
|------------------------------------|---|------------------------------|
| <p>④口座振替できなかった場合</p> <p>(フロー図)</p> | <p>保護者は、督促状に同封された納付書に基づき、支払を行う。</p> <p>引き続き未納となっている場合は、学校給食係(市)が電話や戸別訪問により交渉を行っている。</p> | <p>納付書に基づく納期限は、約1週間後となる。</p> |
| <p>⑤年度末未納管理</p> <p>(フロー図)</p> | <p>学校給食係(市)は、給食システムから、未納者一覧を出力し、滞納繰越分として把握する。</p> | <p>年度末</p> |

3) 市における未納債権に対する取組状況

| | |
|-----|------------------------------------|
| 通年 | 電話督促、戸別訪問 滞納整理班編成 15人体制 |
| 年3回 | 申出書に基づき児童手当からの引き去り |
| 9月 | 定例校長会議における各校未納額状況の周知 |
| 今後 | 支払催告に応じない悪質な滞納者に対して「支払督促」等の法的措置を実施 |

(8) 監査の主眼と実施した監査手続の概要

【監査の主眼】

学校給食費の徴収事務は、食数に単価を乗じて保護者又は教職員に請求しており、正確な学校給食の提供数の把握や記録が必要である。また、債権管理では、すべての保護者・教職員に

対して、公平に学校給食費負担を求めるために、未収債権を極力なくす必要がある。これらを主眼とし、具体的な観点を整理すると以下のとおりとなる。

- ・事務の流れにおいて、事務処理の誤りを防止、発見できるように構築されているかどうか。また、事務処理上の不効率が生じていないかどうか。
- ・学校給食費を管理している給食システムに対して、適切に登録がなされているか、また、その体制はどのようになっているのか。
- ・未納者に対して、重点的回収活動を行っているかどうか、また、それを担保するための体制はどのようになっているのか。
- ・学校給食費として徴収している金額の単価について、適切に算定されているかどうか。

【実施した監査手続の概要】

- ・担当者への質問や関連資料の閲覧によって、事務手続を把握し、また、学校給食費算定根拠を検証した。
- ・学校給食費還付・追徴等関係書及び学校給食費調定書綴を通査し、還付の原因が事務処理の誤りによるものかどうかを把握し、その改善策を検討した。
- ・学校給食費の請求漏れがないかという観点からサンプルにて検証を実施した。学齢簿から、8月に市外から転入があった生徒を抽出し、学校給食費システム上、8月分から請求対象となっているかを検証した。サンプル数は3小学校で16人分である。

(9) 監査の結果及び意見

①請求時における実食明細の保護者への提示について（意見）

学校給食提供の事実を事後的に確認するため、また保護者に対して学校給食費請求額の根拠を示すために、学校給食提供実績を確認する書類を保護者に対して交付することが望ましい。例えば、毎月提供した給食数などを記載した確認書類を交付することが考えられる。

(現状及び問題点)

徴収事務のフロー上、学校側の請求額入力情報に基づき、請求額を口座振替処理することとなり、保護者に対して、口座振替予定額の通知やその請求根拠となる食数の確認書類などは交付していない。保護者に提示している書類としては、年初の口座振替に関する通知や給食献立表があるのみである。これらの書類は学校給食提供の実績を表す書類ではない。長期欠席などによる欠食のため減額を行うことがあり、実際の請求額は必ずしも所与の金額ではないことから、実績を示す意義はあると考えられる。

なお、保護者との係争があった場合などで事後に特定の日の学校給食提供の事実を確認する場合について、担当者に質問したところ、出席簿を参考に確認を行うとのことであった。出席簿は、学校給食提供の事実を直接確認する書類ではないため、例えば滞納の場合の交渉時において、食事の提供があったかどうかについて争点になることも考えられる。

(改善策)

例えば、毎月の給食システムに入力した明細を保護者と共有するため、提供した給食数などを記載した確認書類を交付することが考えられる。

②各学校における実食数入力の実証について（監査結果）

各学校で行う毎月の実食数の入力誤りに起因した学校給食費の返還事例が見受けられた。学校給食費の過大徴収に基づく返還事務の削減のために、入力時における第三者による検証手続を構築し、入力誤りを防止すべきである。さらに、当該統制の実証可能性の確保のために、チェック担当者による押印等を残すことが必要である。

(現状及び問題点)

学校給食費還付・追徴等関係書及び学校給食費調定書綴を通査し、還付の原因を調査したところ以下のとおり、教職員に対する学校給食費の徴収過大の事例が見受けられた。いずれも、各学校で行う毎月の実食数の入力誤りに起因している。

(表1)

| 返還のあった教職員 | 給食の支給状況 | 学校側での事務処理 |
|---------------------|--|----------------------------------|
| 外国人児童生徒等に対する日本語指導員 | 毎日複数の学校にて勤務しているため、月々の給食の実食は変動する。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |
| スクールカウンセラー | 校内の相談室などで勤務しているが、勤務形態によって、月々の給食の実食は変動する。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |
| ALT（外国語指導助手） | 主たる業務が英語の授業での助手になるため、月3日程度となる。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |
| 拠点校指導教員（初任教員の指導を行う） | 複数の学校にて勤務しているため、月々の給食の実食は変動する。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |
| 育児休業中の教職員 | 休業中における給食は支給しない。 | マスタメンテナンスメニューから、育児休業中の欠食期間を入力する。 |

また、以下の児童生徒に対する学校給食費の徴収過大の事例が見受けられた。

(表2)

| 返還のあった児童生徒 | 給食の支給状況 | 学校側での事務処理 |
|------------|---|----------------------------|
| 市外へ転出 | 給食を提供していない転出後の学校給食費を徴収してしまった。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |
| 市内転校 | 転校前での学校側で、給食を提供していない転校後に係る学校給食費を徴収してしまった。 | 毎月の実食数入力時に、実食数を確認の上、入力を行う。 |

入力誤りによって、学校給食費の徴収過不足が生じ、その後の返金等修正事務が必要となることから、事前防止策を講じることも重要である。しかし、第三者による検証手続の整備状況を質問したところ、第三者による入力検証は各学校の判断によっており、その対応は各学校によって異なるとのことであった。

なお、給食システム入力マニュアルである「平成28年度学校給食費管理システム操作説明会」を閲覧したところ、上記のような不定期の教職員に関する入力の際の注意書きがあり、入力誤りに対する一定の防止策が講じられていることは確認できた。

(改善策)

市の主導によって、入力時における第三者による検証手続を整備する必要がある。また、事後検証可能性を担保するために、確認者による証跡を残すことが必要である。例えば、毎月の実食数入力後の確認資料である「徴収金予定者一覧表」上への確認者による押印等により証跡を残すことが考えられる。

③教職員に係る実食明細の作成義務化について (意見)

特定の学校のみ勤務でない日本語指導員やスクールカウンセラー等の実食入力は、他と比べて誤るリスクが高く、実際に誤りも生じている。学校によっては教職員に給食実食明細の作成を義務付け、確認資料として利用することにより、誤りを防止する対策を講じているところもあるが、画一的な取扱いとなっていない。

単一の学校のみ勤務ではない教職員が、給食実食明細を作成し、入力担当者の確認資料とすることは、入力誤りを防止する上で有効な手段であると考えられるため、給食実食明細の作成を義務付けることも有用であると考えられる。

(現状及び問題点)

学校給食費還付・追徴等関係書及び学校給食費調定書綴を通査し、還付の原因を調査したところ表1のとおり、教職員に対する学校給食費の徴収過大の事例が見受けられた。いずれも、各学校で行う毎月の実食数の入力誤りを起因としている。

しかしながら、日本語指導員やスクールカウンセラー等の教職員の場合、特定の学校で必ず

しも給食を受けるとは限らないことから、請求する学校給食費の金額は毎月変動し、一般の児童生徒や教職員に比べ請求額を誤るリスクが高いと考えられる。そのため、学校によっては教職員に給食実食明細の作成を義務付け、確認資料として利用することにより、誤りを防止する対策を講じているところもあるが、画一的な取扱いとなっていない。

(改善策)

単一の学校のみ勤務ではない教職員が、給食実食明細を作成し、入力担当者の確認資料とすることは、入力誤りを防止する上で有効な手段であると考えられるため、給食実食明細の作成を義務付けることも有用であると考えられる。

④食数実績数値の定期的な検証について（意見）

各学校において給食システムに対して食数や請求額の入力を行っているが、その正確性について、検証は行われていない。

第3者である市が、給食システム入力マニュアルである「平成28年度学校給食費管理システム操作説明会」に基づき、適切な入力が行われているかを検証することが望ましいが、各学校で一定の検証が行われるように指導し、各学校で検証手続が適切に行われているかの内部統制の検証を行うことを含め、サンプルで学校に往査し監査を行うことも考えられる。

(現状及び問題点)

各学校において給食システムに対して食数や請求額の入力を行っているが、その正確性について、検証は行われていない。

(改善策)

第3者である市が、給食システム入力マニュアルである「平成28年度学校給食費管理システム操作説明会」に基づき、適切な入力が行われているかを検証することが望ましいが、各学校で一定の検証が行われるように指導し、各学校で検証手続が適切に行われているかの内部統制の検証を行うことを含め、サンプルで学校に往査し監査を行うことも考えられる。

⑤学校給食費徴収マニュアルの整備について（監査結果）

学校給食費の未納管理は、教育委員会事務局総務課において行っているが、現状、マニュアルは整備されていない。

未納学校給食費に関する徴収マニュアルを早期に整備し、手続の標準化を図り、収納率の向上や事務処理ミスの防止を図る必要がある。

(現状及び問題点)

学校給食費の未納管理は、教育委員会事務局総務課において行っているが、学校給食費徴収マニュアルの整備状況を担当者に質問したところ、現状、マニュアルは整備されておらず、作成を検討中とのことであった。検討中の資料として、「前橋市学校給食費未納対策事務取扱要

綱案」を確認することができた。

その内容は以下のとおりとなっていた。

1. 現年度未納者への取り組み
2. 過年度/複数年度未納者への取り組み
3. 法的措置の実施について
4. 資料として、「督促状/催告書」「電話対応マニュアル」「戸別訪問マニュアル」「不在通知」「戸別訪問日報」「学校給食費債務の承認及び納入誓約書」「児童手当等からの学校給食費の徴収等に関する申出書」「訴訟手続移行予告通知書兼催告書」

(改善策)

未納学校給食費に関する徴収マニュアルを早期に整備し、手続の標準化を図り、収納率の向上や事務処理ミスの防止を図る必要がある。また、要綱案に記載がないが、他に考えられる項目としては以下のものがある。

- ・電話による交渉記録の記載項目（日時、対応相手、伝達した事項、先方の主張内容など）や記載例示
- ・上席者や会議体への報告に関する手続

⑥滞納整理活動のモニタリングについて（意見）

学校給食費の滞納整理については、各担当者が個別に業務を行っているのみであり、モニタリングは行われていない。個々の未納学校給食費債権の状況を把握するため及び滞納整理担当者の回収活動の管理のために、上席者や会議体がモニタリングを行うことが必要である。また、未納学校給食費債権について、効果的に回収を実施するため、保護者の支払能力や誠実性などの性質による分類を行い、重点管理を行うことも有用である。

(現状及び問題点)

未納となった学校給食費の回収のため、学校給食係内に 15 人体制の滞納整理班を任命し、電話督促や戸別訪問などの回収活動を行っている。しかしながら、担当者が各々回収活動を行っているのみで、それぞれの状況を上席者や会議体がモニタリングするような体制となっていない。

また、回収督促の効果を考慮すれば、各保護者を一律に管理するのは効果的ではなく、保護者の支払能力や誠実性などの性質により分類し管理するほうが実務的であると考えられる。例えば、保護者の規範意識が乏しく振込事務を失念したことが原因であれば、振込予定日を把握し、適時にそのフォローアップを行うことが、また、保護者の支払能力が乏しいことが原因であれば、就学支援制度の活用による回収促進が考えられる。

しかしながら、そのような性質により分類管理をする方法は取っておらず、各滞納整理の担当ごとに個別に判断し、回収促進を図っているとのことであった。

(改善策)

未納管理のフェーズにおいては、回収額の最大化が主題であると考えられ、モニタリングに当たっては、保護者の支払能力や誠実性などの性質に応じた分類にもとづく滞納状況を把握し、対応策について検討することがより効果的であると考えられる。

また、学校給食費未納問題は社会現象にもなっており、前橋市学校給食運営委員会においても、たびたび議題となっていることから、保護者の性質別分類による未納債権の把握は有用であると考えられる。

⑦行政情報の編さんルール遵守の徹底について（監査結果）

行政文書綴に、行政情報件名目次や簿冊ラベル、綴番号の表示がなく、前橋市教育委員会行政情報等取扱規程に準拠しない文書保存がなされていたものがあつた。行政文書の一般開示や行政監査などに支障をきたすため、適切に保存する必要がある。

(現状及び問題点)

前橋市教育委員会行政情報等取扱規程第 43 条において、起案文書等の行政情報を保存するための行政情報簿冊には、表紙ラベル及び背表紙ラベルを付し、行政情報件名目次を綴じ込む旨の定めがあるが、教育委員会事務局総務課学校給食係関係文書を観察したところ、適切でないものが見受けられた。

同規程に基づかない書類保存がなされていた綴（一部）

| 個別名称 | 表紙ラベル | 背表紙ラベル | 行政情報件名目次 |
|-----------------------|-------|--------|----------|
| 平成 27 年度口座振替不納者 No. 1 | なし | あり | なし |
| 平成 27 年度口座振替不納者 No. 2 | なし | あり | なし |
| 平成 27 年度給食費現金納付者 | なし | あり | なし |
| 平成 27 年度給食費調定 | なし | なし | なし |

行政情報の編さんルールの逸脱は、行政文書の一般開示や行政監査における書類の提出に際して、適切に実施されない可能性がある。

(改善策)

前橋市教育委員会行政情報等取扱規程を遵守し、行政情報の編さんルールを徹底する必要がある。

以上